

平成30年3月15日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	15番	若園五朗
16番	くまがいさちこ	17番	松野藤四郎
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

14番 広瀬時男

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
福祉部長	森和之	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	熊崎響		

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝より傍聴にお越しいただきました皆様方、大変ありがとうございます。最後までよろしく願いをいたしたいと思っております。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） それでは一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） おはようございます。

議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

また、本日は早朝にもかかわらず、傍聴にお越しくださいます。まことにありがとうございます。まずもって感謝を申し上げます。

今、我が国の課題の一つに高齢化、核家族化が進むことによる介護問題があります。特に平均寿命が延びるにつれて深刻になっておりますのが、高齢者同士による老老介護と認認介護の問題と言えるでしょう。

老老介護とは、65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護するといった状態をいい、5年前の厚労省の調査時点では、在宅介護世帯の半数以上がこの状態にあるといますから、今後のことを考えると恐ろしくすなります。

認認介護とは、この老老介護の中でも認知症の要介護者を認知症の介護者が介護するという状態をいいますが、老老介護世帯の10%強が認認介護状態にあるのではないかとされており、この認認介護は、事故の起きやすい非常に危険な介護状況にありますので、行政としても明確な対策を打ち立てておく必要があります。

そこで、1つ目の質問として、本日は市の認知症対策について、現状や今後の方針などをお聞きいたします。

2つ目は、瑞穂市に欠かせぬ大企業であります朝日大学への市の取り組みについて質問いたします。

ことしの1月31日に、瑞穂市都市計画マスタープランの改定案があります。それに対する答

申が提出され、今回の議会でも議案第4号に上げられておりますが、この都市計画マスタープランによりますと、朝日大学周辺は学術研究拠点として整備する方針となります。産学官の連携体制を基本とした学術研究機能の強化や高齢化に対応した機能集積、またJR穂積駅と大学を結ぶ道路を中心とした環境整備や商業施設の立地誘導等が計画されております。今後、具体的にどのような整備をしていくのか。産学官の連携における官の役割をどのように果たしていくのか等、行政のお考えをお聞きしたいと思います。

あらかじめ申し上げておきますが、12月の一般質問は大変熱のこもる質問が多々ありまして、冒頭で言葉を少し間違えてしまいました。本日の質問内容で申し上げれば、アドレスではなくアドリブを交えながら、大変理解しやすい易しい質問構成となっておりますので、市長を初め執行部の皆様におかれましては、肩の力を抜いて、明確で簡潔な答弁をお願いしておきます。

これよりは、質問席より質問をさせていただきます。

初めに、認知症対策について質問をいたします。

先ほども申しましたとおり、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護するという認知介護は、非常に危険な介護状況と言えます。認知症になりますと悪徳商法のターゲットになったり、火事や徘徊事故など、普通の生活環境が維持できなくなるばかりか、自分で気づかぬうちに低栄養状態になり、免疫力の低下、また病気の誘発など、命の危険にさらされることとなります。高齢者同士が介護する老老介護が肉体的・精神的な負担を大きくし、強いストレス症状を引き起こすことで、これが認知症の原因になるとも言われております。

こういった状況を見据え、行政としても認知症予防やその対策に取り組んでいるものと思いますが、まず、ここ瑞穂市の現状及び今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

3月の広報と一緒に配付されました認知症ガイドブックによりますと、認知症の要支援・要介護者数は820名ほどとありますが、内閣府の資料を見ますと、65歳以上の高齢者の認知症患者数は2012年で462万人、すなわち高齢者の7人に1人が認知症であると発表されております。これが7年後、2025年には、患者数が700万人、高齢者の5人に1人が認知症になると推測しております。

今、瑞穂市の65歳以上の人口は1万1,000人を超えていると思いますが、これにより推測しますと2,000人弱の認知症患者がいると推測されます。市は、現在の認知症患者数を把握しているのか、また、今後どのように推移するものと考えているかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 皆さん、おはようございます。

松野貴志議員の認知症の対策に関する御質問にお答えをいたします。

御質問にございました認知症のガイドブックというのに載せている認知症の方は、御質問にもありましたが、介護保険の要支援や要介護認定の中のうちの方で、認知症に該当する人の人

数を載せた数字になります。実際に市内の認知症の方の数ですが、結果的に言えば、正確な数字は把握できていません。

今年度、高齢者の生き生きプランの策定に当たり、ある程度の認知症の見込みというのが必要になり、保険者であるもとす広域からの介護認定者のデータで認知症状況を判定する部分のデータと、高齢者のアンケートの中からのデータの中で認知症の疑いのある判定するような項目について該当する部分を集計して推計をしました。

当市の高齢者全員の確定診断を行ったという結果ではございませんので、あくまでも推計値ということですが、平成30年には1,425人を推定しています。また、平成37年の2025年には1,684人を推定しています。今後とも、将来にわたってこの認知症の方はふえるというふうに考えています。

なお、この推計は、策定しました高齢者生き生きプランの13ページに載せております。以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 正確な人数はつかめていないが、今後は認知症の方がふえるという御答弁だったと思います。

認知症の患者数がふえるのは、少子・高齢化等の社会情勢を鑑みれば、ある意味いたし方ないと思われれます。皆様も御存じだとは思いますが、認知症は現在の医学、医薬品では治りません。いわば不治の病です。現在ある医薬品で、辛うじて病状の進行速度をおくらせることのできる医薬品はあります。しかし、認知症になりにくくする、また認知症の進行を少しでもおくらせようといった取り組みが大切であり、これが今、当市が力を入れている認知症予防であります。

認知症予防には、認知症になりにくい生活習慣と脳機能を鍛えることが大切と言われておりますが、現在、当市が行っている認知症予防の具体的な取り組みをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在行っております認知症の予防の具体的な取り組みという御質問ですが、60歳以上の方を対象に、市の「あたまの健康チェック」というのを行っております。認知症になる前の症状として急激な認知機能低下が見られます。この認知機能を簡単に確認することができるチェック機能というシステムというのを今年度から実施をしまして、ことしの1月の末までに、約200名の方にこのテストを受けていただきました。その結果は、軽度もしくは認知障害の疑いのある方というのが200人のうち70人という結果が出ております。

また、瑞穂市の「あたまの健康チェック」の事後指導教室として、日常生活の予防として運動やバランスのよい食事をとるといようなこととか、適当な水分摂取とか口腔ケアなどの事

後教室を行っています。

また、軽度認知障害の段階では、体を動かすと同時に頭を使うということが大切で、この運動をより積極的に取り組むことにより予防効果が高まるというふうに言われています。

65歳以上の方を対象に、また一般介護予防事業で行っております介護予防教室、すまいる教室とか脳いきいき教室、健康教室の中でも体と頭を同時に動かすような運動メニューを積極的に取り入れて、高齢者の生活のリズムを整え、生活習慣病の予防を行うことで認知症の予防を行っていくということで、今後も引き続きこのような活動を啓発していきたいというふうと考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 御答弁では、「あたまの健康チェック」及びその事後教室、また運動を取り入れた予防、そして体と頭を同時に動かすメニューなどを取り入れた予防対策を行っているという答弁であったかなと思います。

では、次の質問です。

認知症予防の具体策をお聞きしましたが、この取り組みで認知症患者がいなくなるわけではありません。認知症が進むことで要介護や要支援が必要となる方も少なくはありません。冒頭に申しましたが、今、瑞穂市では、認知症による要支援・要介護者数が820名余りおられ、この方々は何らかの介護サービスを受けておられると思います。

介護サービスの種類は、訪問介護や通所介護、いわゆるデイサービスといったものですが、また有料老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設サービス、さらにグループホームなどの地域密着型サービスなど、その種類はさまざまであります。

ただ、在宅介護ともなれば、同居者、そして兄弟、姉妹、あるいは親戚といった方々の負担が大きく、そのストレスははかり知れません。認知症が重くなれば、とても在宅介護はできないのが現状ではないでしょうか。そうなりますと、やはり入居施設での介護となります。

入居が必要な要介護者は認知症患者だけではありませんし、また入居施設も瑞穂市内だけではなく、近隣市町の利用も可能ではあります。しかし、間違いなく高齢化社会に向かう将来を見据えれば、現状の入居施設数だけでは十分満足できるかどうか心配であります。

また、このような施設に入るのは、金銭問題も大きく絡んでまいります。高齢者の収入といえば、やはり公的年金が基本となります。公的年金には国民年金、厚生年金、共済年金などの種類がありますが、明らかに国民年金の給付額は低く、また、その割合は年金受給者の4分の1強になるということでもあります。このような年金給付額が少ない方は一般的な有料老人ホームに入居ができない場合が多く、特養やグループホームなどの安価な施設しか選択肢がないということになります。

市は、将来的な要介護人数や患者の経済状況を踏まえた入居施設の検討をしているのでしょうか。また、今のままの入居施設で十分とお考えなら、その根拠をお聞かせ願いたい。逆に、まだまだ不足しているとお考えであれば、今後の整備計画をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の介護が困難な方には入居施設というのが必要な場合がございます。国の推計によりまして、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、このような介護サービスが必要な方が最もふえるというようなことを考えられています。

今、御質問の中の施設入所した場合の費用がどれくらいかかるかという点でございますが、サービスの利用に伴って介護保険で支給される部分は、利用料や部屋代、食事代などで、所得区分に応じて負担の軽減や高額サービス費などの償還を受けることができない場合もございますが、近年では個室がふえており、個室になりますとやや割高になるということもございます。個人の負担は1割ですが、全体の給付額がふえれば負担も多くなってきます。大体1カ月当たり、調べますと14万から15万ぐらいかかるというようなこと、また雑費等も含めると十七、八万になるような場合もあるようです。

また、施設がふえますと、基本的には利用者がふえます。介護保険から給付する額もふえます。そうすると、給付が増加することで、これは介護保険料にもはね返ってくる部分がございます。保険料は3年に1回見直しがされ、平成30年度からの基本月額約6,000円ぐらいになる見込みです。国の見込みによりまして、2025年には月額8,000円ほどになるというような推計もございます。

御質問にありました、市内には2つの特別養護老人ホームと1つの介護老人保健施設、5つのグループホームがあり、これらの合計する定員数といいますと351人ぐらいになるというふうに思っております。

施設建設の手続というのは、3年に1度、県と保険者であるもとす広域連合において介護保険事業計画というのが策定をされます。新しい計画には、30年度から3年間で、その間の介護の供給量を見込んで、それに見合った保険料を算定する仕組みになります。施設はその計画の中でどのぐらいを整備していくのかということを見込んで積算をしていくということになり、整備に当たっては、その計画との整合性も必要となります。

国のほうでは、できるだけ在宅でということで、住みなれた自宅や地域で見守れる範囲内で過ごしていただくことが、本人にも落ちついて過ごされるというような面もございます。

今後、今の認知症の当市における推計からして、施設は十分とは言えませんが、当市では認知症サポーターの養成講座や介護予防教室などの強化・充実をさせて、地域の皆さんや、医療や介護の専門職の方で構成する地域包括ケアシステムの構築に力を入れていき、なるべく在宅でということを考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、非常に御丁寧な答弁をいただきましたが、高齢者がふえれば施設もふやさざるを得ないかもしれません。しかし、それに伴い、行政の負担もふえれば40歳から60歳の方が支払う介護保険料も高くなると。また、介護の人材不足も切実な問題であろうと思います。

確かに介護の人材不足は、私も身をもってわかっているところであります。そして、施設の建設については3年に1度、介護保険事業計画の策定で整備が決まるということでありました。そして、何より国の方針でもあります在宅介護を基本とした介護サービスを構築していきたいという御答弁であったかと思えます。

質問の入居施設の絶対数については、諸要件もあり、つかみにくい数量かと思えますが、個人の考えとしては、認知症患者のグループホームが必要と思えます。また、今なら国の補助金等も活用できるのではないかと考えておりますので、ぜひ、再度御検討くださいますようお願いをします。

さて、今、介護施設についてお尋ねしたわけですが、こういったものは公的機関、あるいは事業者による取り組みであります。ただ、認知症の問題は、市内や地域組織が一緒になり、連携しながら進めてこそ効果があるものと思えます。当然、当市も啓発活動を行っているのですが、市民みずからが認知症に関する正しい知識を入手し、その理解を深める取り組みをもっと積極的に推進する必要があるのではないのでしょうか。小・中学生を初め、幅広い世代の市民や地域組織に対する正しい知識の普及、また認知症サポーターの養成、研修会の開催や各種広告媒体の活用、医療及び介護の連携体制の整備、もう既に取り組みされているものとは思いますが、ここで改めてお聞きします。市民や地域組織を対象とした認知症に対する啓発活動の具体的な取り組みをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 認知症というのは、誰もがなり得る脳の病気であるということが、実はまだまだ市民全体の皆さんに普及されていないということがございます。まず認知症を知ってもらおうということが大切です。

先ほど御質問にもありましたが、この3月号の広報に、認知症のガイドブックを全戸配付しました。その内容としましては、認知症の症状や自動車の運転、各症状に合わせた相談体制を載せております。認知症を知るきっかけになっていただければというふうに思います。

また、当市では、認知症サポーター数が県内では低いため、今年度は市の職員を初め、介護者の家族の会や瑞穂大学、認知症カフェのボランティアなど、地域住民や市内の郵便局の局員の方、さらには穂積小・本田小・中小の子供さんに幅広く認知症サポーター養成講座を行い、

675名の方に受講をしていただきました。

また、4月からは、図書館の本館において、認知症の勉強会として認知症サポーター養成講座を毎月第3金曜日に実施をするということで、認知症の啓発に努めています。

また、今年度実施しました小学生を対象とした認知症の勉強会を、来年度は小学校6年生と中学校2年生を対象に、市内の全小・中学校でこの認知症サポーター養成講座を実施します。実は、昨年には、市内の小・中学生の生徒が転倒をして血を流している認知症の高齢者を発見をして、協力して警察に通報し、感謝状をもらっているという例もございます。最初に声をかけた小学生は認知症のサポーター養成講座を受けており、そのような内容を知っておられたということも聞いています。このような小さな声かけが市全体のネットワークの形成に広がるように、今後も積極的な啓発活動を行ってまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 御答弁にもありましたとおり、この3月の広報で認知症ガイドブックが配付されましたが、もう既にさまざまな取り組みが行われているということで安心はいたしました。また、認知症サポーター養成講座を受けた小学生が認知症の高齢者を発見したというのは大変喜ばしい出来事と感じております。それに、先ほどお聞きしました認知症予防についてもしっかり取り組まれていることを確認いたしました。

市は、認知症に関する取り組みとして、新オレンジプランの7つの柱と銘打って総合的に施策を推進していくと言っておりますが、しかしながら、いま一つ市の取り組みが市民に浸透していないのではないかと感じます。市民の関心がまだまだ低いように感じます。他市の例を挙げて申しわけありませんが、新聞記事によりますと、愛知県の大府市では、大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定して、市の責務や役割をまとめております。その条例内容を確認しますと、自治体だけではなく、市民、地域組織、そして事業者や関係機関も含めてその責務や役割を明確化したものと言えます。

先ほどよりの御答弁を聞いておりますと、ほぼこの条例内容と一致すると私は認識しますが、瑞穂市もこのような条例を制定してはどうでしょうか。条例による規制は、法律に比べると実効性が弱く、その実効性の確保をいかに図るべきかが課題であります。しかし、この言葉が適切であるかどうかわかりませんが、少なくとも市の心意気を市民に示すことになり、市民の関心の向上にもつながるのではないのでしょうか。大府市が制定した認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、タイトルはともかく、このような条例制定に対する市の見解をお聞かせください。

その前に、資料の配付をしたいと思いますので、確認と休憩のほうをよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） それでは、しばらく休憩をとります。

〔資料配付〕

休憩 午前 9 時33分

再開 午前 9 時35分

○議長（藤橋礼治君） それでは、再開をいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 資料の配付のタイミングを少し誤りましたので、一応質問のほうは、先ほど通したとおり、タイトルはともかく、このような条例制定に対する市の見解をまずお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 大府市というのは、認知症の先進市というふうに理解をしています。大府市の認知症に対する不安のないまちづくり推進条例というのは、超高齢社会の中で認知症の人とその家族の意思が尊重され、住みなれた地域の中で暮らすために、市民、事業者、地域組織、関係機関、その他全てにかかわる方の主体がそれぞれの役割を果たし、認知症を予防できるまち、認知症になっても安心なまちの実現を目指して、昨年12月にこの条例が制定されました。

瑞穂市では、平成28年11月に、認知症を地域で支えるまちづくりとしてオレンジ連携協定と名づけて、エーザイ株式会社とか本巢医師会、本巢歯科医師会、薬剤師会、そして社会福祉協議会と市が締結し、さらに社協では認知症になっても安心なまちづくり協議会というのを立ち上げ、この3師会と介護事業者・警察・消防などと幅広く関係する方に集まっていただき、いろいろな認知症に対する諸事業について話し合い、企画するようなことを行ってきました。

議員の御提案である大府市の認知症に特化した条例というのは、このような市や福祉関係者の認知症に対する考え方を市民の方や関係者の方に届けるための一つの手段として考えられるものであります。認知症を含めた地域包括ケアシステムなどの地域づくりの理念を条例化した福祉のまちづくり条例というのも制定している自治体もあるようですので、今後とも、内部で意見を出し合って検討するという事で方向を出していきたいというふうに考えています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 内部の調整の上、方向性を決めたいという御答弁でありました。もちろん条例制定ですから、議会も関係してくるわけでありまして。我々も認知症を正しく理解をし、市民の福祉向上に努めなければなりません。条例を制定することによる効果が認められるのであれば、前向きに取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

では、次の質問です。

同じような質問になりますが、他市町の条例で恐縮ではございますけれども、今の大府市と神奈川県の大和市では、認知症患者の徘徊事故に備えた保険制度を開始するようであります。

お手元にお配りした、新聞の一部を抜粋して御用意させてもらった資料の中にも書いてありますが、曖昧な言い方をしましたのは、神奈川県の大和市は既に開始されておりますが、大府市では2018年度からの取り組みになるからであります。

事の始まりは、大府市内で起きたJRの列車事故であり、認知症の徘徊老人が列車にはねられたことでJRから720万円の損害賠償を求められたことに端を発しております。裁判では、1審・2審で家族に賠償が命じられたことで社会問題化した事例であります。最終的に、最高裁ではJRの請求が却下されたようです。しかし、こういった認知症の徘徊問題は、特に賠償に関することは公的な問題であろうと捉えたのが大府市であり、大和市であるわけです。

対象者は登録制であり、賠償金額の設定も考えなければいけません。大府市では、当初100人の登録者と1人2,000円の保険料を見込んでおりますので、予算的には20万円程度となります。大府市の人口は9万2,000人ですから、これと比較すれば、瑞穂市で始めても大きな財政負担にはならないと思います。もっとも、単純に比較はできませんが、こういった取り組みが市と市民の信頼関係につながり、また市民の安心感につながるのであれば、効率的な予算と言えるのではないのでしょうか。当市も、こういった保険制度の導入を検討すべきと考えますが、これについては瑞穂市の予算執行の壁、影の最終決定人と言われております副市長に御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 神奈川県の大和市の事例というのは、以前に大府市内で発生した認知症の方が起こした鉄道事故の課題の中から発生をしてきたということでございます。大和市では、当市と違い、都心部が近く、鉄道が幾つも乗り入れているということもあり、踏切の数も多いということがございます。

当市でも、認知症と思われる方の徘徊で、広報無線などで行方不明のお知らせをしておりますが、私もこの放送を聞くたびに、これから頻繁にこういうような放送が流れるのではないかとというふうに案じてはいます。

当市では、JR線が全て高架になっており、認知症の方が線路内に立ち入るということは難しいのではないかと考えています。樽見鉄道もございますが、運行本数などからするとJRとは比較にならないほど少ないというようなことも考えられますので、そのあたりについては、これから状況を見ていきたいというふうに考えています。

あと、保険の内容について見ますと、民間の傷害保険といったような内容になりますので、これは公費で負担すべきものなのか、公費で負担するとなるとどのぐらいの負担が適当なのかということもよく検討をしなければならないというふうに思っております。

ただ、今回、松野議員の御提案というのは、国とか自治体が今、地域で支え合いの地域づくりというのを進めています。施設から地域へというようなことで方針を出しているということで、認知症の治療薬が開発されない限り認知症の患者というのがふえるということが想定されます。認知症の方の徘徊で第三者に与える大きな被害から小さな被害まで、どう防いでいくのかということが、これから徘徊対策における公的支援の動きが今後どの程度あるかということも見守りながら、この検討をしていかなければならないというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 予算執行の壁と言われる副市長からの答弁がいただけなかったのは、大変残念でなりません。恐らく福祉サービスより優先せねばならない行政サービスがあるのだろうと認識しておきます。福祉サービスこそがまちづくりの根幹であるとだけ申し上げておきます。

戻りまして、確かに市内のJRは高架であります。事故の発生率は低いと思います。そこは私も考えました。認知症の方は、思いも寄らぬ場所を徘徊するのではないか。それこそ市内だけを徘徊するとは限りませんので、あえてこの提案をさせていただきました。もちろん、事故など起こらないほうがいいのですが、御家族の安心、また市の姿勢を示すことで啓発活動の一端になるかと考えます。

大きな財政負担とならない高齢者の皆様へのソフトな行政サービスであり、より移住・定住しやすいまちづくりになると思われまふ。この条例とサービスは、全国ではまだ2例しかなく、瑞穂市が制定すれば全国で3番目となり、岐阜県では最初の行政サービス、いわゆる先進市となります。若者からお年寄りまで安心して暮らせるまち瑞穂市として、ぜひ御一考くださいますようお願いを申し上げます。

さて、認知症対策についていろいろお聞きしましたが、これは重要な問題であります、数ある福祉施策の中のほんの一つであります。今後、瑞穂市の福祉施策全体をどのように進めるか、また市民の福祉向上のために何をなすべきか、このまちの未来を決めるものと言っても過言ではありません。

森福祉部長は、大変残念ではありますが、本会議が最後になると聞いております。そこでお尋ねしたいのですが、瑞穂市の福祉に対するこれまでの市職員の集大成として、森部長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） そのような趣旨の御質問とは知りませんでしたが、福祉ということですが、瑞穂市の人口は微増ながらもふえています。年間に転出される人より転入される人のほうが多い、出生が亡くなる方より多いということで、これが次第に減少していき、人口減少

につながっていくと思います。

地域の包括ケアシステムの校区の説明会で、ある市民の方が、JR沿線の駅がある市はそんなに人口は減らないんじゃないかというような御質問をいただきました。これは、JRの駅があるという恩恵であるというふうに解釈をしました。岐阜市では、十数年前から人口が減少をしています。当市のような面積の小さいまちは、この穂積駅があるという恩恵で大きなウェートを占めていますが、次第に少子化により人口が減少をしていくということで、少子化対策というのは、婚活とか移住とか雇用の場というものもあるんですが、福祉では、子育て包括支援センターの整備と整合して、妊娠から中学卒業までの子育て支援の相談をワンストップで行うようなサービスを進める必要がまずあると思います。

また、高齢者対策については、今年度策定をいたしました高齢者生き生きプランの重点の3つ、健康づくり、地域包括ケアシステムの構築、認知症対策というのがございます。しかしもう一つ、人生100歳時代というのがこれから来ます。65歳になってからの人生設計という就労や生涯活動という点についても市民の方に身につけてもらわなければなりません。また、障害のある方には地域生活支援拠点の整備や基幹相談センターの整備というのもございます。子供の学習支援の最終完成形というのは、全ての子供さんを対象にする子供の居場所づくり、放課後子ども総合プラン事業になると考えます。

福祉は大きな分野にわたり市民生活や市民サービスに大きくかかわります。確実に進めていくということが必要になります。以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 福祉問題は非常に幅広く、財政も必要となります。よく聞く話ですが、2025年問題があります。

2025年問題とは、団塊の世代の方々が75歳になり、介護福祉がピークを迎えると解釈をしている人が多いと思います。実はそうではありません。

2025年問題は、医療費がピークを迎えます。そして戦後最大の年金受給者のピーク、高度経済成長期からのインフラ整備の老朽化、そして、それに対する改修及び再整備が本当の問題であります。将来、技術革新による科学の進歩、医療技術の向上、現在では完治しない病気、近い将来出てくるであろうがんを根絶できる画期的な医薬品、治療法が予測される中、平均寿命は延びるが、いまだ認知症の治療法は推測段階であり、幾つかの新薬は今後出てまいります、認知症の進行をとめる技術、医薬品、それらの登場はおくれるであろうと言われております。認知症を含めた介護の本当のピークは、団塊の世代の方々が85歳、そして私もそうですが、第2次ベビーブーム世代の私たちが60歳になる2035年だと言われております。まだ17年あると思わないでいただきたい。ここから1年経過するだけで、確実に認知症患者はふえていきます。

毎年ふえ続ける福祉の対策は、今の段階から施策を打ち、長期的な福祉サービスを充実していかなければなりません。他市町だけではなく、当市の市民生活の根幹であり、避けては通れない事業であります。

森福祉部長の職員としての時間は、余り残されてはおりませんが、限りある時間の中、最後の最後まで御尽力をいただき、後任の職員たちに託し、市民のために取り組みをしていただきたいと思いますと申し上げます。

続きまして、2つ目の質問に移ります。時間も少し押してまいりましたので、少し走りませんが、朝日大学への市の取り組みについてお尋ねをいたします。

朝日大学の歴史を調べますと、1971年に岐阜歯科大学として設立され、その後、1985年に現在の朝日大学と改名され、ことしで46年目を迎えるという、今や瑞穂市の顔とも言える大学であります。

大学が地域にもたらす効果は、1つに地域に新たな需要、そして生産を生み出す直接的な効果があります。そして2つ目が教育、研究活動による効果が上げられます。これは大学の運営経費が地域産業に新たな需要、生産を生み出す効果と言えます。3つ目が、教職員、学生の消費による効果。そして4つ目が、その他活動による効果、施設整備に係る効果が上げられます。その他の活動効果というのは、学会や講演会、また公開講座などの開催で、職員、学生以外の数多くの方が訪れる効果や医療機関があることによる外部来訪者の消費、需要効果などです。

このように、地域に大学があるということは、数多くの経済効果を生み出すわけですが、マスタープランにも書かれているように、瑞穂市にとって朝日大学は重要な学術研究拠点であり、また当市に欠かせない地域生活拠点でもあります。まず、この都市計画マスタープランに書かれている取り組みからお尋ねをいたします。

マスタープランの79ページに、穂積地域の地域構造及び重点施策図が掲載されております。朝日大学を中心に楯円で囲まれた部分があります。この地域は、先ほど触れましたが、地域生活の拠点、学術研究の拠点の形成と位置づけておられます。楯円の部分には市街化調整区域も含まれておりますが、この拠点形成のための目的のために、どのような土地利用を計画し進めるのか、またその概要や規模、そして実現性をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） いみじくも、議員が冒頭おっしゃられたように、朝日大学というのは私どもにとっても大変大きな企業だという考えは同意見でございます。

朝日大学周辺の学術研究拠点につきましては、学術研究機能の強化や健康、医療、福祉の集積及び生活利便施設の集積を図りながら、あわせて地域生活拠点として、その拠点化を図っていきたいと考えております。

朝日大学では、昨年4月から健康スポーツ科学科が新たに創設され、スポーツに特化した競技施設の充実、さらには病院の建てかえといったような事情も含め、その拠点づくりの位置づけを、市としましても今回の都市計画マスタープランにしっかりと記述させていただいたところでございます。

具体的な計画につきましては、大学敷地の南側への拡大を視野に入れた形でその土地利用の方針を示しておりますが、詳細につきましては、大学側の計画概要、規模、それから市の土地利用のための関係機関協議による実現性を含めまして、ここで申し上げることは学校側にも迷惑がかかる部分が多々ございますので、詳しいことは申し上げられませんが、引き続き朝日大学と情報交換をしながら連携をとって、よりよい土地利用を図ってまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 新しい学科、スポーツ健康科創設と。また、病院の建てかえは答えられるが、計画については学校側の事情もあり、答弁は差し控えるということだったと思います。要は、連携を図って進めてはいくが、今後の計画は学校次第ということだと理解しておきます。当市のマスタープランにはあるものの、その実現性については不明瞭であると理解しておきます。

では、次の質問です。

朝日大学周辺の地域の整備は、産学官の連携体制のもと、健康、医療、福祉と関連産業等の機能集積に向けて地域計画制度等の活用を図るものと聞いております。

地域計画制度を活用するということは、コミュニティーの概念を取り入れ、目的である拠点形成を行うために、地区の特性に合わせた開発行為、建築行為ができるよう瑞穂市が規制、誘導を行うことであります。

しかし、まずもって前提になるのが産学官の連携体制の確立です。2006年に新教育基本法が制定され、これを機に産学官の連携が活性化しましたが、それから12年の月日が流れております。当然、当市も何らかの取り組みを行われていると思いますが、産学官の具体的な取り組みの実例をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市と朝日大学は、平成25年12月12日に、さらなる相互発展のために連携協力関係を構築することに合意し、瑞穂市と朝日大学との連携に関する協定書を締結いたしました。

企画部に関する産学官連携事業に該当するものとしましては、男女共同参画推進事業の一つでありますワールドカフェを実施しております。

なお、平成28年11月28日には、瑞穂市と朝日大学との男女共同参画女性の活躍推進事業の連携に関する覚書を締結し、若年層への継続的な意識啓発のために、当事業を定期的に開催すると取り決めをいたしたところでございます。

次に、総務課に係る産学官連携事業につきましては、1つ目には、選挙への協力としまして朝日大学内に期日前投票所の設置、また、投票にいこまいプロジェクトとの協力、選挙啓発などを行っております。2つ目には、防災関係の協力としまして大学敷地内への防災備蓄倉庫の設置、指定避難所、指定緊急避難場所としての大学建物の利用、また、防災アプリの共同研究、市総合防災訓練への参加協力、防犯ボランティアサークルめぐるとの協力となっております。また3つ目には、防犯関係の協力としまして防犯パトロールへの協力、同サークルめぐるとでございます。4つ目には、交通安全関係の協力としまして大学前での交通安全運動の実施、年4回行っております。

以上、事例ではございますが、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 企画部長の御答弁で読み解きますと、男女共同参画、総務が選挙や防災、防犯等の取り組みを行っている。大学とはさまざまな連携をしているというような御答弁であったかと思えます。ただ、今の御答弁ですと学と官であり、産が完全に抜けております。産学官にはそれぞれ役割があり、産はビジネスセクターとして、学はアカデミックセクター、そして官は公的機関で運営される研究機関として、地域の産業等の現場のニーズに沿った技術開発、技術指導、重要な役割を担っています。

これらが補完的な連携をすることで、本来の役割を果たすことができるのではないかと私が感じるところであります。まだまだ連携が弱い、特に産業との連携が弱いのではないかと思います。産学官をしっかりと機能させてこそ拠点整備となりますので、まずこの基本となる連携に力を入れていただきたいと思えます。

次に、安全な歩行環境について質問したいと思います。

同じくマスタープランに、大学とJR穂積駅を結ぶ道路を中心として、安全な歩行環境の整備と良好な景観の形成が計画されております。そこで、柳一色橋の歩道橋と大学側の歩道の整備についてお尋ねをいたします。

柳一色橋の歩道橋は、現在計画が進められているところだと思えますが、この歩道橋の完成スケジュールと大学側の歩道整備の実現性について、わかる範囲で御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 大学の西北、中川にかかります柳一色橋の歩道橋の整備につきましては、平成30年度予算の中で用地購入費、物件補償費等を予算計上させていただいており

ます。

現在ある柳一色橋の南側に歩道橋を架設する計画をしており、取りつけ道路の大学側、北側に幅2.5メートルの歩道設置を計画して、県道の北方・多度線の歩道に接続する計画としております。

用地取得が順調に進みましたら、平成31年度以降にその工事を進めてまいりたいと考えております。既に一昨年には市の計画概要を説明し、用地の測量、それから補償物件の調査も既に終了しておりますので、その際にはおおむね御理解いただいているものと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 30年度に朝日大学の用地買収、次の年に歩道橋の整備、翌年には、これは恐らく下部工・上部工といった順序になるかと思いますが、順調に進んでいるとの御答弁でございました。

ここは朝日大学のみならず、市民にとっても望まれる整備でありますので、計画どおりの実施と、さらには柳一色橋の西側の歩道整備も念頭に置いて、しっかりと進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、朝日大学についていろいろ質問させていただきました。冒頭に申し上げましたとおり、大学が存在するという経済効果で、瑞穂市は随分と恩恵を受けております。また、今質問しました歩道整備に関しても、大学の協力なくしては進みません。こういった状況の中、当市も大学に対してもっと積極的に協力する必要があると私は思います。今まで以上の連携強化ということであります。

そこで提案したいのですが、現在、朝日大学が運営している穂積駅から大学間のスクールバスですが、これに市も運営費を負担し、穂積駅から朝日大学、そしてPLANT-6の路線として運営してはどうでしょうか。もちろん大学側のお考えもあり、市の一存で決められることではありませんが、大学側の負担軽減や市の公共交通のネットワークを充実させる意味でも価値があるものと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの松野貴志議員の朝日大学のスクールバスについてお答えをさせていただきます。

平成30年4月1日からみずほバスの再編、さらに安八温泉と穂積駅を結ぶ路線バス、安八穂積線の運行を目前に控え、かつ朝日大学という相手様があることから、なかなかお話ししにくいところもございますが、今回議員が提案されましたようなコミュニティバスとスクールバスを統合的に運行している例は、他の自治体でも実績があるようでございます。地方公共団体が担う公共交通としての役割と、大学が担う速達制の高いスクールバスとしての役割を整理して、

検討していく必要があると考えています。

今回のみずほバスの再編により、PLANT-6へは1日当たり2便を増便いたします。また、新たに運行される安八穂積線でもPLANT-6付近に停留所が設けられておりますので、市内・市外の双方からPLANT-6に向かうバス利用者の利便性は高くなったと考えております。

今後は、それぞれのバス利用者の実態を十分に調査・分析した上で、検討していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） バス利用だけですと、みずほバスの再編もありますので、今のように利便性は高くなったという答弁になるかと思えます。

通告書ではバス路線のことしか触れていませんが、私の思いは、朝日大学から受ける市の経済効果に比べ、朝日大学に対する市の貢献が少ないのではないかということです。スクールバスの運行に関しては、市民の利便性プラス朝日大学への財政支援、すなわち市から大学への協力を踏まえての提案であります。産学官と言いながら、動いているのはほとんどが学と官だけで、市は大学による経済効果の恩恵を受けながら、大学に対しては全くの無策と思います。

大学は、本当に瑞穂市に大学を設立してよかったと思っているのでしょうか。朝日大学の附属病院内の内科は縮小されていると聞いております。もし大学が瑞穂市にいる価値がなくなり、大学の機能が一部でも移転するようなことになれば、それは瑞穂市にとって大きな損失と言えます。そうなれば誰が責任をとるのか、後々の問題にならぬようしっかりと取り組んでいただくことをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で1番の松野貴志君の質問は終わりました。

続きまして、13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

質問の内容に関しては、質問席でさせていただきますけれど、一言、この席で言いたいことがあります。

今の松野議員の質問の中で、朝日大学のバスの件に対して梶浦部長の答弁がありました。しかし、これは12月の議会に私が質問したときにはやらないという、そのような答弁をしながら、今は検討をするという、これが瑞穂市の部長たるものの考えなのか、非常に疑問を持つ。12月に言ったことと、今回松野議員に対する答弁が全然違う。恥ずかしくないのか。以上、その件だけ述べて、これは質問事項に入っていますから質問させていただきますけれども、よろしく。

私は、巢南公民館の使用についてを質問させていただきます。

しかし、これは特定のクラブをやり玉に上げているという意味にとられるのではなく、健全な発展運営と市民の皆様に対する税金の公平性、そして建物の公平性について、いかに考えているということを行政のほうに問うているのでありまして、決してクラブに対して言っているではありません。その姿勢を問うているのは、あくまでも行政に対してです。その点を十分に考えながら御答弁を願いたい。私の質問に対してはぐらかすような答弁はしてほしくない、いいですか。

では最初に、公共施設の利用は公平であるべきである。NPO法人Nクラブは非営利団体であるが、民間団体として理解していますが、間違いはないですか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

御質問のNクラブでございますが、なかよしクラブみずほを指してみえるということであれば、特定非営利活動法人、NPO法人ということで間違いございません。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、巢南公民館の一部を貸しているのは事実ですか。それは無料で貸しているのか、それとも有料で貸しているのか、ちょっと答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） なかよしクラブみずほは、平成26年3月11日に特定非営利活動法人として設立しましたが、特定非営利活動法人となる以前の前身は、総合型地域スポーツクラブのなかよしクラブすなみでございました。平成20年3月に設立されたということです。その設立の当初から現在に至るまで、巢南公民館の1室を事務所として無料で貸し出しております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） NPO法人の非営利団体になったと同時に、これに関しては有料にすべきと私は思っております。無料でというのは、電気代を含めて恐らく無料でしょうけれども、この育成段階に関して、総合型地域スポーツクラブの特性、これはインターネットで取り寄せたんですけれども、各地域に1つ以上はつくれという国の方針に基づいてできた方なものですから、これが総合型地域スポーツクラブの状態で育成をする、大きくする段階ならばわかるんですけれども、もはやNPO法人、非営利団体として利益を上げ、利益の蓄積もでき、それを有効に、その目的に対して使用できると。だから、それに関して言えば、企業的努力をして、自前で建物を借りるか、いろんな方向性をとるべきであって、公共の建物の一部を占有するということに関しては、少し期間は置かなければならぬと思いますけれども、その方向性という

のはするべきではないでしょうか、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、堀議員がおっしゃったとおり、総合型地域スポーツクラブということで、スポーツ振興法に基づいて事業を行っていただいております。私ども市のほうでも総合型地域スポーツクラブというのは育成するということで、1つは置くということで、今、法律の趣旨を述べていただきましたが、そのとおりに進めてきておりました。

それで、このNPO法人を育成していくということは、やっぱり市の大事な仕事だと認識しておりますし、この市の行政を推進していただける事業体ということで、公共性を有するという状態で、使用料に関しては無料にしているという状態です。

ただ今後、いろいろとそのNPO法人のなかよしクラブさんとも調整させていただきましたが、補助金等々がありましたので、29年度より毎年20%の補助金をカットしていただいて、減額して、最終的には交付金をゼロということで考えておるという状態であります。

そういう中で、順番に順番に育っていただいて、中を固めていただいて、総合型の地域スポーツクラブをしっかりと担っていただく団体ということで歩み寄っているという状況でございますので、御理解願いたいと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私が言いたいのは、育成をし、それから1つではなくてほかの団体とかいろいろなクラブを同時に瑞穂市の中で育成をしなければならないことだろうと思うものですから、そのようなことならば、NPO法人になって非営利団体となったならば、独立をするような努力をまた指導をして、公共の建物に関しては市民のもので、行政のものではないのですから、平等に使う、その精神でやっていただかないと、これは非常に問題点があるものですから、そのような観点で指導をしていただいて、そして次の団体とか、そういうような活動ができる地域型スポーツクラブを育成というような形もしていただきたいと思っております。これは注視して見てはいきますけれども、私も議選の監査委員として、その辺のことをここで言うわけにはいかんですけれども、注視して見ていきたいと思っておるものですから、よろしくをお願いします。

それでは、なかよしクラブに補助金を出しているのは、条例ではなく補助金交付要綱で補助金を出しているのが現実ですけれども、私は、それに関しては打ち切る方向でというようなことでいかれるということに関して、それでいいとは思いません。

ただ、この補助金を打ち切る方向性をしながら、匿名の方からの投書で、防災センターで、同好会的な方たちなのかな、補助金を急に打ち切られる。そのような形で非常に落胆をしているというようなことの投書があった、そういう事実。事実、30年度で打ち切るのかな。だから、

そのようなことは御存じかどうか、ちょっと答弁をしてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回の御指摘の件につきましては、教育委員会所管の同好会というのへの補助金をカットした事実は把握できませんでした。

ただ、お話から類推するに、市民自主講座というのがあるんですね。それは、まずは自主講座のときは使っていただいて、集まってやっていただくんですけれども、それが育ってきて、その場からまた離れて次の方をお迎えするという事業で、育てていくというものがありますので、そういうものであれば、やっぱり補助というものはないということになってきます。その団体でしょうか、ちょっとその辺がわかりませんでしたもので、ちょっと答弁に苦しんでおるところがございますが、今、投書に、御指摘いただいた件については、その同好会の補助金をカットした事実としては把握できておりません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては見解の相違ですから、どうこう言わない。これは総務部長のほうが一番よく知っているんですけれども、だから、言うように、公平性で育成していったって云々というのを、切り方というのは行政側が見て云々やない、補助金云々で育成したから切ります。だけれども、まだ自分たちはそういうような段階じゃないとか、いろいろなことでの話し合いとか云々をしながら、市民の方の一人一人が幸せになる。そして人を育成するという根本的なことを考えれば、その矛盾点はどこにあるかということのを常に考えて、特に教育に携わる方で、スポーツをいろいろなことで育成をしているならば、その点を把握して、自分たちのことではなく、横の連携をして、何がどういうふうになってどういう形だということは共有しておいてください。

これに関しては、何も僕はここで初めて言ったわけではなく、この問題というのは館長の問題を含めてやっているはずですから、そういうようなことを含めて行政のトップというのは常に考えながら、市民のための職員でしょう。行政の特定の方の職員ではないでしょう。だから、公平に扱うということの間違えたらいけないと思うんですよ。何も同じにしろとは言っていないですよ。税金でもそうですけれども、税金の使用に関して言えば、全て公平に税金なんて使えないんですから、そうでしょう。だったら、同じものを同じようなことにすることに関しては公平にするべきだと、それを言っているんですよ。その点を理解していただきたい。

最後に、ちょっとそれ以上深く今回は入るつもりはないんですけれども、教室の申し込みの件ですけれども、使用料の返還がたくさんあるというようなことも聞き、また、教室を申し込むと全部押さえられていてとれないというような不満の声が一部聞こえてきたものですから、その辺のことに関してどのように思っているのか、ちょっと答弁を下さい。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 通常の申請手続によりまして許可した後に未使用であった場合ですけれども、条件があるんですが、返還請求によって、どの団体に対しても返還しているという状態です。

返還の理由は、天候によって使えなかった、外の施設ですね、屋外の施設等々が使えなかった。それから、講師を呼んでいたんだけど、催行までの、事業として成り立つまでに至らなかったので取りやめになった。そういうもので限られた状況のときに返還請求があった場合、妥当であると判断しまして返還しているという事実はございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては、事実関係をそんなに、追及するといろいろ問題点があるものではないんですけども、パンフレット等を見ると日にちが全部書いてあると。巢南のセンターの中を見ると日程が全部入っていると。そのようなことに関して言えば、少し疑問を感じるんですけども、それをそんなに追及するつもりはないですし、できればその辺の一般の市民の方が使いながら、このNPO法人なかよしクラブの健全なる発展も願っているものですから、ただ、その中での問題点というのに関しては是正をしていかなきゃならんものですから、そのようなことで質問をさせていただいた。あくまでも行政側の姿勢、平等の観点からどうするのか、育成はどうするのか、難しい点は多分にあると思うんですけども、それをやるのが行政の務めだと思っておるものですから、よろしくお願ひしたい。

次の質問に移ります。

公共下水道への基金積み立てについて質問をしたいと思っております。

総括質疑でも、松野藤四郎議員から公共下水道事業への基金積み立てについて質問があり、広瀬環境部長は、公共下水道事業には基金を積み立てていくと答えている。

しかし、私が基金積み立てに関して質問したときには、総務部長から目的が達成しているから基金は積まないと、このように答弁をされている。どのような目的で達成されているのか。目的が達成されているのならば、事業を進めればよいのではないのでしょうか。公共下水道を進めるのであれば基金は切れ目なく継続し、着工時の負担軽減を図るべきではないですか。これを基金が目的に達しているから、基金は、事実積んできていないでしょう。それに対して広瀬部長は、基金は積まなきゃならん、積むと。これに関して言えば、行政の答弁が違っているの、やっていることが。そうでしょう。片や目的を達していると言って、目的って何なのと言わなきゃならんでしょう。基金の目的は。そうでしょう、二十何億で目的を達成しているのか。事実、これは下水道が始まれば多大なお金がかかるわけでしょう。それなのに、私の過去の質問に対しては、基金が達成しているからしない。達成しているなら工事を始めればいい。計画的に

やればいいじゃないですか。それが総務部長のあなたはこういう答弁をして、環境部長のときはどうなんですか。部長職がかわればこんな答弁になるのか、これが瑞穂市の現状の幹部なの。恥ずかしいと思わんのか。あなたたち、横の連絡はどうしているんですか。連絡がないからこういうようなちぐはぐな答弁が起きてくるんでしょう。これに関してちぐはぐなことを言っていることを頭に入れておいてくださいよ。副市長、あなたが選んだんでしょう、総務部長に。市長、違いますか。だから、部がかわるとこんな水臭いものが、これが瑞穂市の幹部の姿、そうでしょう。恥ずかしいと思わなあかんよ。

誰が答弁していただけるのか、僕は一応市長にという答弁を求めているんですけど、誰でもいいですから答弁してください。市長の代理でも結構。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの下水道基金のことについて、私の答弁が、そのような答弁があったということですがけれども、私には記憶がございませんので、答弁させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 改めて皆様おはようございます。

今の堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

基金についてですが、下水道事業が始まりますと、起債が累積していくことで元利償還金が増加していきます。それに伴いまして一般会計の負担も徐々に大きくなっていきますので、事業開始前や事業開始当初に基金の積み立てを行い、一般会計の負担を平準化することを目的としております。

現在、基金の額はおよそ22億となっておりますが、一般会計の負担軽減のためにも、今後も議員がおっしゃられるとおり、今後も財政の状況を鑑みながら基金の積み立てを行っていく必要があると考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 記憶がない、本当にないのか。自分で言うとおいて。これは重要なことですよ。記憶がないって、僕は記憶のないことを作文してつくったことになっていますよ。これに関して、過去の云々からいろいろ調べて皆さんも聞いておるはずだから。事実、僕が言ったことがうそなら議場で云々で訂正しなきゃならんですし、いいですか。議場で梶浦部長が私は言った記憶がないというのは、その件に関しては、今後はここでやらないです。次へ行きます。ただ、それだけは言うておきますけれども、議長。

では、次に移ります。

市長も知ってのとおり、本田団地の集中浄化槽や管渠の老朽化は、市長自身が現地にも行っ

て御存じのこととっております。本田団地から要望書も出ていて、一刻の猶予もできない状態であるのは御存じのはずです。私は、こんな質問を何回もしなきゃならんということは非常に心苦しいんですけども、別府コミュニティ・プラントの処理場エリアに本田団地を入れることがなぜできないのか。その能力は十分にあると考えられているんですけども、それについて御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今お話の本田団地の集中浄化槽や管渠の老朽化に関しましては、大変な問題であることは十分に認識しております。本田団地の皆様方には本当に申しわけない思いであります。

そこで、御質問のほうですけども、本田団地の汚水をアクアパーク別府水処理センターに接続して処理できないかとのことですが、アクアパーク別府水処理センターの処理能力は、コミュニティ・プラント性能指針に基づきまして設計されております。しかしながら、現在の施設を公共下水道の設計指針に基づき再計算いたしました結果、約4,300人の処理能力となります。別府処理区の現況の人口は約4,000人でありますので、本田団地の人口約1,300人を加えた場合5,300人となります。約1,000人分の処理能力が不足となりますので、本田団地の汚水をアクアパーク別府水処理センターに接続し処理をしようということは、能力的に不可能であることが理由となっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ええっ、広瀬部長、私はこれに関して公共下水に切りかえというか、別府コミュニティ・プラントを公共下水にするために調査云々をしているというのを聞いたときに、別府コミュニティ・プラントよりも公共下水ならば別府の方々にも理解いただいて、本田団地の下水を引き込められるんじゃないかと、そのように考えていたのが、反対に4,300人の能力だと。別府コミュニティ・プラントでそのままならば6,350人で、公共下水に切りかえると4,300人、これは返済から全てに関して、収納率で言ったらいいんですか、要するに入りたい人の率から全部変わってくるでしょう。何のためにこれをやられたのか、計算されたのか。今、調査しているのか、もう申請しているのか、ちょっとその辺非常に疑問の起こることでしょう。今まで別府コミュニティへ入れてください、本田団地云々したときに公共下水、下畑でやっているからあれだとか、いろんなことを言いながら、やらないための理由づけをいろいろしてきた。だけれども、今度は能力が4,300人しか、今のお話ではない。6,350人、別府は4,000人で、2,350人あると思っていたのが4,300人しかない。こんなことはおかしい話でしょう。この辺のことを部長は御存じだったのか、それとも、こういうことをやって初めてわかったのか、ちょっとその辺答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 瑞穂処理区は、市街化区域は下水道でやり、市街化調整区域においては単独浄化槽でというのが今の瑞穂処理区の計画となっておりますけれども、そこでコミュニティ・プラントは市街化区域にございまして、そちらが今回都市計画決定をされたというところで、コミュニティ・プラント施設としてではなく、今後、下水道施設として考えた場合に計算を再計算しなきゃいけないというところで、今回こういった計算をしたところ、能力的に足りなくなってしまったということになります。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、説明がおかしいの、そうでしょう。本来、公共下水道に関しては、下畑処理場に関しては、現在の時点の形では下畑にお願いして、下畑にするという形で来ているわけでしょう。別府コミュニティ・プラントを永久的に公共下水にするなんて話なんていうのは全然今まで出ていないでしょう。だから、計画区域内にこの別府コミュニティ・プラントがある状態がずうっと来ているだけで、急にこれはまずいで云々という、その理由自体がよくわからない。部長、誰かの指導か、誰かがこういう助言をしてこういう形になったのか、私は部長がこれを思いつきでやったと思えんものですから、正直に教えてください。誰がこのようにしなきゃならんというようなことを言われたのか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 誰が言ったとか、そういうものは何もないんですけれども、コミュニティ・プラント施設として最初に認可をとったのが、あのエリアでとっているというところで、そのエリア外をまた再度入れようという形になりますと、今回、都市計画決定してあるというところで、コミュニティ・プラント施設としての計算はできないということになります。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから、本田団地をコミュニティ・プラントに入れるということに関して言えば、あのエリアでコミュニティ・プラントをつくってあるから本田団地は入れられないという形。それはいろいろな方法でやればできるんじゃない。緊急的な云々とか、政治的な云々とか、いろいろな環境とか。何でもできないできない。努力はして、緊急性云々、緊急避難的な云々という形をすればいろいろあるよ。そういうようなことを本当に、政治力を使って云々じゃないけれども、環境庁、これは環境庁の関係でしょう、コミプラはたしか、違いましたか。だから、そのようなことで、確かに都市計画を打って全体として云々だけれども、緊急避難ということはあるでしょう、何でもそうだけど。そのようなことでやるべきじゃない。ま

た私も一回、これに関しては、部長、なぜこんな。こんなことなら、言うならば、やりませんやりません言って地元の云々と言いながら全然進まない。下水。さっきも言われたように、棚橋市政、どっちかといったら早瀬副市長市政かな。もう1年しかないんですよ。4年間何をやっておったという話になる、そうでしょう。ここで部長云々言っているけれどもあれですが、私もこれは再度、これに関して言えば少しおかしい。よくよく自分自身もなぜ、できるのかできないのか、できないことを完全にできないじゃなくて、やれる方法論をいろいろ探して、そして、どうしてもできないなら話はわかるけど、みんな今の部長職はやれない、やらない、調査しない、それが現実なのよ。だから、よくその辺のことを、私もあれですが、再度6月議会に云々するときまでに、また一つの方向性を出してあれしてください。

では、こんなことは私も言いたくないんですけども、一応調べると出てきたものですから、本田団地に循環型社会形成交付金や浄化槽整備事業でも考えられるけれども、問題はその管渠について補助金が出ないみたいなものですから、その辺の事実と、それから非常に難しい問題があるんですけども、一応は載って云々であるものですから、その辺のことだけちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 本田団地に浄化槽市町村整備推進事業で集中浄化槽を整備しまして、循環型社会形成推進交付金を活用した場合に管渠は補助の対象になるのかという御質問だと思いますが、このことにつきましては、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱におきまして補助対象範囲の記載があり、その内容につきましては、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費とありまして、流入、放流に係る管渠及びますに係る費用は除くとありますことから、管渠につきましては補助の対象にはならないものと解釈できます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては、いろいろ難しい点があるものですから、できれば公共下水の第1次工事を、市長が言っているんですけども、なかなか遅々として進まない。

これからの質問は、公共下水道を進める気が本当にあるかどうか、今までの市長の答弁からすると、非常に危機感を持っております。

基金も積まない、再度言いますが、相浦総務部長は下水課長時代に公共下水事業に基金を積み始め、今では庁舎基金を積み始めていると。また、驚くことに、きのうの今木議員の一般質問では、企画部長の答弁かな、これは間違っていないかな、ふるさと納税の一部を庁舎建設基金に積み立てるとの答弁であったが、私自身余りの驚きで、本当に椅子からずっこけるぐらいに驚いたんです。まさにこれは、今木議員に対して失礼なことですけども、企画部長が答弁すると出来レースのような気がしたんですけど、これに関しては私のひがみ根性から来て

いるのか、これが瑞穂市行政として、改めて再認識をさせてもらいました。

このような事態になっているが、市長は地元理解を得ることをするというが、進展する気配も全く見られないし、行動も本当に真剣にやっているのか非常に疑問を持っております。平成30年度予算概要には、第2次総合計画の目標ごとに事業を記載されているが、公共下水道事業は第2次総合計画で重点事業になっていることに関しては、よく理解されていることと思います。しかし、このままでいけば頓挫するのが目に見えております。だから、市長に不転でやるのかやらないのか、ちょっと時間がないですから、やるのかやらないのかだけ答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 堀議員さんの御質問にお答えいたします。

いつも申し上げますとおり、とにかく前向きにやるということで、なおかつ堀議員さんがいつもおっしゃられるように、あなたは部長にしっかりと任せればいいんですよというところで部長のほうからきょうは答弁をしてもらいました。そういったぐあいでございます。よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 棚橋市政もあと1年しかないんですから、その辺で。それは4月になれば選挙に出られて再選されるかどうか、それは別ですけども、一区切りとしては1年しかないんですから。1年の間にどのようなことができるのか。あつという間に1年なんて過ぎてしまいますから、その辺のことをよくよく考えて行動をしていただきたい。

では次に、駅北にある料理店の土地について、総括質疑での答弁を参考に質問をします。

この土地の競売はいつ知りましたか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の競売を知った時期についてお答えいたします。

この物件は、平成29年12月13日に岐阜地方裁判所より平成29年（ケ）第98号として期間入札の公告がなされました。私どもはその後、年明けに情報を知り、仕事始めの日から競売物件について内部で協議を開始いたしました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 総務協議会では入札期間になってから任意売却について打診をしているが、その対応は遅いのではないのでしょうか、ちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御承知のとおり、平成29年3月に瑞穂市JR穂積駅圏域拠点

化構想を策定いたしました。その内容は、ビジョン、基本方針、構想図とロードマップでした。この構想図における各ゾーン、各種動線については、本構想を実現するために必要な機能や検討すべき内容を示しており、それぞれの具体的な位置や場所を示したものではありませんでした。

これらを具体化すべく、今年度よりまちづくり計画の策定を進めているところでございます。このまちづくり計画の素案を地域の方々にお示ししたのが、11月24日から駅の北側及び南側の自治会への説明を始めました。さらに御意見を伺うべく、12月22日から1月26日まで自治会回覧を行い、地域の意見をお聞きしておりました。

このように、昨年度に比べ、今年度はようやくぼやっとしてきたものがだんだんはっきりしたところでございます。そういったことから入札するのが遅いとは思っておりません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、入札の価格ですけど、どのように算出して決められたのか、ちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 入札の価格につきましては、役所は公平・公正という観点ということから、※土地家屋調査士さんのほうに算定をお願いし、それをもとに算出したものでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 算定価格というのは、答弁される藤井企画監も答弁に困ると思いますが、民間でいえば、あの土地に関しては、駅前にただ一つしかない、そうでしょう。駅前に幾つかじゃなくて、それ以外のところで幾つも選択のところがあるなら別ですけれども、駅前のあの条件とするとあそこしかない。だから、民間的な考えですれば、欲しいならば、その価格というのは評価額ではなくて、実情に合わせた云々という売買的な価格をいかに検討して、そして入札に参加するということをするべきであると思うんですよ。だから、それが今言うようなしゃくし定規なことでは、ああいう特殊な土地を買うことはできないし、また買われた方がどういう目的かわからないですけれども、と言いたいのは、あそこの駅前開発をするならば、あの土地というのはその中のエリアに含まれる土地でしょう。ならば、それに関して、今度、都市計画を打って、それを買った場合に、果たして売るか云々すると、売らないといった場合にどうするかという、そういう問題も発生してくるでしょう。だから、その辺のことをもう少しよく考えて対処されたら、もう結果が出てから云々で藤井企画監を責めるつもりはないんですけれども、全体のトップとの調整の中で

※ 後刻訂正発言あり

うされておるんですから。だから、トップ、市長、副市長もそうですが、市長も不動産関係にある程度明るい方ははずですから、言っているように、その辺のことの対処というのをもっとよく調査して、抵当権の設定が銀行になっていたのか云々みたいなことは私もちょっとわからんですけれども、その辺のことを考えてやっていただきたかったと。結果のみですけれども。

後の質問に関して、あるんですけれども、ただ一つ、ここの中で、これに関して言えばそういうことですが、ただちょっと一つ、総務委員会の協議会で鳥居議員から市長室に絵が置いてあるということですが、私は監査のときに少し見たような気がするんですけれども、下に置いてあるやつを。何の絵であるかと尋ねられて、市長は弁明されていましたが、弁明の内容はここで言わないですけれども、紛らわしいものを市長室に置いて、指摘されればそれに対して弁明をしなければならないような絵を置かないほうが、これからの開発、せっかく藤井企画監が一生懸命頑張っているのに、水を差すようなものを置かないようにしていただいたほうがいい。あくまでもこれは老婆心で言っております。

以上、これに関しては、ぜひ競売に参加する場合には、そのような土地の価値、その必要性というのをもう少し検討していただいて、参加するなり、任意で話をするなり、ぜひしていただきたいと思っております。

最後に、まさに言っていることの違いのみずほバスの再編について質問をしたいと思っております。

12月議会の一般質問で、総務部長は、朝日大学との協議を進める中で、経費の負担を求められたことから、スクールバスは学生と患者が利用するよう大学が運営しているため、市から意見を言うことはないと言っております。いつ、どこで誰と協議し負担を求められたのか、また求められるという答弁には矛盾点があります。答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど来の朝日大学とのスクールバスの御質問でございますが、みずほバスも朝日大学のスクールバスも岐阜バスにて運行をされています。岐阜バスと昨年10月にみずほバスの運行負担について協定書の見直しを行いました。同様に、岐阜バスと朝日大学との間で運行計画の変更、つまりは運行負担金の増額に係る協議が行われたと聞いております。このことから、朝日大学から市に対し、スクールバスとしての役割だけではなく、コミュニティバスとしての役割も考えてもらえないかという御相談を賜りました。このことから、市の負担について答弁させていただいたものであります。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、肝心なことを言っていないやないか。12月にどう言ったかを言っているんですよ。12月のときに、私に。12月のときに答弁してみえるんだで、こんな記憶

の新しい、前の下水の件は調べなきゃならんですけれども、これは皆さん聞いているでしょう。12月の答弁。自分の言ったとおりに言ってくださいよ。そんないいかげんな答弁はだめ。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 御提案に対して私の回答を申し上げたのは、朝日大学のスクールバスに対して負担金を求められたということは、先ほど申し上げましたように、10月の運行のときに、みずほバスの協定の締結の変更について、岐阜バスさんのほうから負担金のほうを増額を求められたことを朝日大学のほうも同様にされた中で、私のほうに、今の状態の中でもコミュニティバスとしての役割として負担ができないかという御相談を受けたということをお話するために、そういう意味で負担を求められたという御回答をしたつもりでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 全然違うのよ。これ、テープ起こししますか。全然違うのよ。だから、やらないと言っているのよ。これに関して言えば。まだ岐阜バスと朝日大学の問題であって、市は関係しない的なことを言っているのよ、これ。そのことを全然言わないじゃないですか。今の松野議員のでは検討をします、前のときは検討どころかやらない、それは朝日大学の問題だという答弁をしているんですよ、これに関して言えば。違いますか。朝日大学は瑞穂市の宝だ。先ほど言われたように、そのように言いながら、実質的に朝日大学からその運営に関して補助金を持ってくださいと言われてそれを蹴ったと言うんでしょう。そしてまた、そのようなことに関してはやらないと答弁しているんでしょう。自分の言った言葉をなぜ言わないんですか、どう言ったか。12月に言ったとおりに言ってみなさいよ。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） こちらの、私が12月に答弁したのは、スクールバスにおいて、今の現行の部分についても負担を求められるということで、PLANT-6への乗り入れについては、そのときの回答ではなしに、その時点でもう既に、現行のものにおいても負担を求められておるとい御答弁をしたつもりでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 現行に対する負担、だから現行に対する負担でしょう。PLANT-6まで行って云々して、患者以外にも乗るから、それに関して市のほうとして対応はできないですか、その方法はと言ったらやれないと答弁しているんでしょう。違いますか。言っている意味がわからない。自分の言っていた言葉はやらない、やれないと言っているんでしょう。それが今回検討しますと言うからおかしいじゃないかと言っているの。議員の質問に対して答弁が違うのか。それを言っているのよ。そんなことはあり得るか。あなたたち、みんな部長、こ

の前の12月議会のときに私の一般質問、部長が答弁したのを皆さん知っているでしょう。それを言っているのよ。また、これに関してテープ起こし等してもらっていますから、そして下水の件も一回ずうっと調べてあれして、私は6月議会で確実にやって、そのような疑問の答弁があったら、市長、あなた自身の責任もあるんですよ、副市長、任命者の責任もあるんですよ。まあ人事が考えることですが、それ以上言うと越権行為になるから言いませんけれども、はい、次。

当市は、バス事業を行うのに岐阜バス以外にないから、引き続き岐阜バスに運行をお願いしたいと考えていると答弁しているのですが、岐阜バス以外に、いつ、どのような企業に、そして誰に対して打診されたのか、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回の岐阜バスとの協定のときに、業者以外の、岐阜バス以外の検討の時期につきましては、岐阜バスと運行負担の協定書を見直しする前から、バス事業ができそうな事業者であるタクシー事業者に相談をしまりました。市がバスを調達し、整備等もされるのであれば可能性はあるということでした。

過去において、バスを自前で調達し行ってまいりましたが、車検や整備調整の間のバスの手配、安全性の確保の点からバス事業者へ委託することを選択してまいりました。また、自前でバスを調達している自治体の状況を調べてみると、バスが古くなってくると故障が原因による運休が多くなり、安定して運行ができなくなり、利用者に迷惑をかけ、利用者が減ってしまうことになるようでした。

また、4月1日から安八穂積線を運行する名阪近鉄株式会社にも相談をさせていただきましたが、瑞穂市内のコミバスに、新たにバスを調達し、バス事業を行うことはないとのことでした。このことから岐阜バスとの協定締結の協議を進めてきたものでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 検討を本当にしているのか。過去のあれは、岐阜バスからバスを云々というのは、無償提供してありがたいことしきりでこれを継続しているように私の記憶ではあるんだけど、バスが古くなれば故障が起きるのは当たり前ですよ。だけれど、バスそのものを市が提供するならやれるというならば、どういう形がやるか、なぜかと言うと、僕もふと疑問に感じた、幼稚園バス、あれはどうですか。あれは市のバスでしょう、幼稚園バス。あれは業者が持ち込んでおるのか。違うでしょう。そして、あれは委託契約をしておるんでしょう。朝、けさ来るとき、8時少しぐらいのときにほづみ幼稚園バスが出かけられたですけども。よそで聞いていろいろ検討した、遠くのこれでは本巣とか大野町とかいろいろなことを言われていたけれども、自分たちのところで検討をして、幾らの金額で、バス1台が幾らで、車検が

幾らで、運行費が幾らで、検討したのか、していないでしょう、そういう。していないからこんな答弁になるの。

議長、ごめんなさい、あと時間が云々したときに、来月にしますから御了解ください。申しわけない。

○議長（藤橋礼治君） はい。

○13番（堀 武君） こんな答弁、勉強しない、違いますか。日タクなら車云々なら運転手を出せますよ、言っていることが、その前は違ったでしょう。人件費が上がったとか、いろんなことを、言いわけばかりでしょう。単価が上がったか何かで人件費が上がったとか、バスの代金が云々。もう話にならない、そうでしょう。自前の幼稚園バス、2台、あれは違うんですか。瑞穂市のバスでしょう。それを運行して、委託契約を確かに出しているんでしょう。それが、担当がかわると違うんですか。検討しないんですか。バス27人乗りが幾らなのか、新車で買った場合幾らなのか、15年使えるのか、10年使えるのか。4路線で云々ならば、1台余計に5台買って回したときは幾らなのか、検討したんですか。

この件に関しても、議長、6月議会でもう少し、私も精査しながら的確な答え、答弁を願います。はぐらかしたような答弁で、議員によっては答弁の内容が違う。そのようなことで本当にいいんですか。恥ずかしくないのか、あとは言いわけばかり。市長・副市長は私のあれを見てくださいよ、12月の。そして探し出して、基金のやつも答えていない、そんなことは言っていないと言うけど、よく調べてくださいよ。言い回しが違うかわからんですけど言っているんですから。

申しわけないですけど、以後に関しては6月の一般質問でさせてもらいます。議長申しわけないですけど、お許してください。よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 以上で13番の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 先ほど堀議員から競売物件の土地の価格の算出方法について御質問がございました。<sup>※</sup>そのときに、私のほうからは「土地家屋調査士の算出価格をもとに」と発言させていただきましたが、正しくは「不動産鑑定士の算出額をもとに」でございました。大変申しわけございませんでした。

○議長（藤橋礼治君） ただいまは、藤井政策企画監より本日の会議における発言についての訂正をいたしましたので、あらかじめ申し上げておきます。これを許可いたしました。

※ 訂正発言

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3点について質問をいたしたいと思います。

時間外労働時間の勤務について、それから待機児童解消と公私連携保育事業について、並びに新庁舎建設の進捗状況についての3点でございます。

まず最初に、時間外労働の勤務についてでございますけれども、通告の中には1から十幾つまでありますけれども、この順番については質問内容によって順序を変更するところがありますので、執行部の方はよろしくお願ひします。

では、時間外労働勤務についてでございますけれども、現在、国会で働き方改革関連法案が審議されており、時間外労働の上限規制、それから裁量労働制の拡大について、また非正規労働者の処遇改善に向けた同一労働同一賃金、並びに高度プロフェッショナル制度の創設の4本について審議されておりますが、裁量労働制の拡大については、データの捏造により、今国会での法案提出を断念したところであるというふうでございます。この働き方改革4本は、労働者にとっては悪法であり、反対せざるを得ません。

そこで、時間外労働勤務についての質問をいたします。

職員の年間労働日数と労働時間、それから年次有給休暇の取得状況、これについて質問をいたします。

以下については、質問席からいたします。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野藤四郎議員の時間外労働勤務についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、職員の年間労働日数と労働時間についてという御質問でございます。

平成29年度における年間労働日数につきましては244日でありまして、労働時間は1,891時間となっております。

また、2点目の年次有給休暇の取得状況についてでございます。

これにつきましては、平成28年分というような形になりますが、平成28年1月1日から12月31日までの実績ということでございますが、職員の年次有給休暇の平均付与日数は38.51日に対しまして、平均取得日数は9.1日であります。したがって、取得率については約23.63%となっております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、次に行きますけれども、労働基準法では週40時間以内と  
言っていますね。これは法定内の労働時間ですけれども、今回は時間外労働が許される事由につ  
いてお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 市全体の時間外労働ということでございますが、各種選挙事務等  
がある年度におきましては、当然ながら時間外勤務時間がはね上がっておる状況でございま  
す。

毎年恒例の事業として防災訓練などが上げられますが、ほとんどの各部署における所管する  
業務に関するものが主なものとなっております。例としましては、税務課の確定申告に関する  
業務の期間については、準備作業、申告受け付け、事後作業、賦課業務、納税通知発送、一連  
の業務がありますので、この時期については時間外労働時間が増大する傾向になっております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の聞いているのは時間外をする理由ですわね。これは3つの決ま  
りがあるわけですよ。これは、災害があったとき、例えば地震とか水害で職員がどうしてもや  
らなアカんと、これが1つありますね。それから、官公署の事業に従事する国家・地方公務員  
が公務のため臨時の必要がある場合、これは労働基準法第33条第3項に書いてありますね。そ  
れからもう一つは、通常言っています三六協定。この3つがあつて、初めて時間外労働ができ  
ておるんですよ。今の答弁はなっていないと思いますね。

確認しますけれども、今の部長の言われるのは、2番目に言いました官公署の事業に従事す  
る国家・地方公務員が公務のため臨時の必要がある場合、これで解釈すればいいんですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 私が今発言した内容については、今議員が言われたとおりでござい  
ます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 通常、時間外労働勤務をされておるわけですが、どのような  
手順で行っているのか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの時間外労働の手順でございまして、原則としましては、  
時間外勤務をする職員は事前に所属長へ時間外勤務をする内容・終了時間等を申請し、所属長  
がそれを確認した上で時間外勤務命令を出しております。また、事後も実際に業務が終了した  
時間を所属長へ報告することになっております。これが職員の時間外勤務手当となっております  
ところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は時間外の手順の話ですけれども、要は、原則、職員から所属長に申請、確認、命令と、こう言われましたけれども、私は、これはこれで一つあると思うんですけれども、上司は自分たちの部下の業務の内容を把握して、これはどうしてもきょうまでにやらなあかん、あすまでにやらなあかん、こういうことがわかっていますわね、上司は。上司からの指示というもの私はあると思うんですが、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま議員が言われますように、上司から直接命令をして期限に間に合わせるというようなことは当然あるということでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きますけれども、残業時間の事実確認、これは誰が、いつ、どのような方法で行っているのかをお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、所属長がそれぞれの職員の時間外勤務の状況をパソコン上のシステムによって把握しているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 事実確認はパソコンでやっているということでございます。

これは、時間外をされた人に対して毎日、例えば明くる日なんですけれども、後日になりますけれども、毎日やっているのか、その都度やっているのか、1カ月に1回やっておるのか、ここら辺を確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） それぞれの所属長が対応しているところではございますが、先ほど来ありましたように、いろんな状況が出てくると思います。1日でいわゆる確認をする場合、先ほど言いました期限があつてどうしてもやっぴいなあかん場合の命令に係るものについては確認をしたりとか、あるいは一月の時間外を当然把握して、その職員がどのぐらいの時間をやっているのかというところを把握しておりますので、そういった対応もしているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） パソコンで管理をするということですが、これは実際に労働

者が時間外をした実績を投入するんですね。それが管理者が投入するんですか、時間外の実績というのは。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 時間外の入力は、職員のほうで入力をするということです。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 職員のほうで投入をするということですが、例えば最終的に月締めの際に確認をすると思います。投入者と管理者との例えば相違が出てこないですか、時間的に。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 時間につきましては、例えば同じ業務を2人の方あるいは複数の方でやっている場合に相違が出たりしますと、そこについては、同じ時間までやっていたときにあっては、同じ時間で調整をして、修正をかけるというようなことを月締めの際にやっている状況でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は多分相違点が出てくるというふうに感じます。それは、例えば職員が時間外をしたときに、平日でも一緒ですよ、5時に帰ってもらえばいい、法定内に終わって帰ってくる日もそうですけれども、これ、入退カードといいますか、職員カードで多分チェックをしておるといふふうに思いますけれども、そういったカードでのチェックと実績とのチェックというのはやっていますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 各職員の登庁時間、退庁時間は、システムによって確認することが可能となっております。

実際の時間外勤務との突合については、必要に応じて行っているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きますね。

働き方改革では、残業の上限を、原則、月45時間、年間360時間というふうに言われておりますが、この1カ月の残業時間、繁忙期を含めて当市は上限があるのか、または1カ月に最高残業時間は何時間あったのか、お答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 上限ではございませんが、1カ月の時間外勤務時間が20時間を超え

た職員にあつては、残業業務報告書というのを所属長へ毎月出しているところで、所属長の署名・捺印の上、人事担当課である秘書広報課へ提出しているところでございます。

一つの例であります、選挙等が重なりますと職員の時間外勤務の時間ははね上がりまして、一概に比較できない部分もございますが、平成29年1月には6人の職員が100時間を超える状況となっております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 1月29日の知事選挙、これは投票日ですけれども、そのときには6人の方が100時間を超えていたというお話です。

この知事選挙については時間外手当が652万円、それから4月17日の市議会選挙については523万円で、これを単純に職員1人当たりの時間外1時間、これは推測ですよ、3,500円と仮定した場合に、知事選挙においては1,900時間、市議選挙においては1,500時間の時間外手当が支払われたということでございます。

私は、6人が100時間超勤をしていたということですからけれども、いろいろ庁内のお話を聞きましたところ、これは表面に出ている実際の勤務手当の100時間の手当やと。けれども、事実としてはもっと多いんじゃないかと。やっているんだと、仕事を。こういうお話を聞きましたが、行政としてはそういったことを感じているのか、いや、100時間ですよということですか、どちらでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 私が先ほどお答えしたのは、100時間と答えたのではなく、100時間を超えているという時間をやっているというふうに理解しております。

また、時間外につきましては、実際にその時間まで仕事としてやっているという、本当に時間外として申請すべき時間を申請しているというふうに理解をしておりますので、実際にそれを超えてやっていたかどうかまでは、こちらでは把握できないところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 100時間を超えていたということは、その超えているのは例えば150時間ということで解釈していいですか。100時間を超えているということは、101時間なのか、150時間なのか、200時間なのか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員が今言われましたように、例えば140時間とか、そういった形で超えているということでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、140時間のある月にやっていた職員がいるというふうで解釈していいですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 6人の職員が100時間を超えているということで、そういった中で例えば140時間をやられた方が見えるというような理解をしていただければと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、140時間をやっていたということは、これは確実に支払いはされているということですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの私の時間につきましては、時間外勤務として申請をして、手当として支払っている部分の中で6人の方が100時間を超えているということ把握しましたので、当然その部分は時間外手当を払っているというところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 長時間労働を強いられているという職員が、国が言っている働き方の45時間じゃないですけども、100時間以上やっている方が6人もおると。こういう長時間労働を強いられている。これは全部の課だというふうには解釈しませんが、ある部署では行われているということがわかりました。

次ですけれども、職員が業務内容あるいは量等から自発的に残業した場合は時間外労働勤務となりますか、確認します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほど来答弁している内容と少し重なる点も出てくるかと思いますが、原則、所属長からの勤務命令により時間外勤務を行うものでありますが、必要な業務であると所属長が認めるのであれば、自発的な時間外勤務であっても問題ないと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、自発的に仕事をしている場合は時間外手当の対象になるというお話ですけれども、自発的な時間外労働は指示・命令でない労働基準法の時間外とならないというふうで東京地裁の判例が出ておりますけれども、確認をしますけれども、これは時間外とはならないということが出ていますが、今の答弁ですと時間外手当を払うということですか、確認させてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 原則、勤務命令により時間外勤務を行うということでございます。ただ、どうしても必要な業務で所属長が認めるという場合にあっては、そういった場合もあり得るというふうに理解しております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、指示・命令がなくても、上司が黙示の指示によって残業したと、残業しておるんだというふうで解釈していいですかね。要は、指示・命令がなくても黙示の指示ってあるんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 全てが事前にどうしても上司に報告することができない場合があったりします。そういった場合、所属長が事後であっても、先ほども言いましたが、期限の関係でどうしてもきょうやらざるを得んとか、そういった場合が当然出てくる場合がありますので、そういった特例と言ったらあかんですけど、どうしてもきょうやっっていかなあかんというようなことを所属長が認めれば、やむを得ないというふうには考えています。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 9番目の項目に移ります。

平成29年11月ごろ、市長宛てに電子メールが届いていると思いますが、この投書内容によりますと、サービス残業を強いられている職員が多数いるということ、それからボランティアの強制があると、一部の職員への不平等といった内容のものであります。私のところにも同様な投書なる文書が送られてきています。

これらに至る過程には、人事異動や昇格・昇給、または異動により、心身の病気により休職している職員、またストレスにより脱毛となったと。また、人事異動に不満があり、直接訴えたら、話も聞いてもらえず、辞表を出したら、年度途中にもかかわらず、あっさり受理され、辞職していった職員もいます。これらの職員は表面に出している職員であり、直接言えない職員は、私のところにも投書なる文書が送られてきています。それらの内容で特に重視するものは、時間外勤務手当の支払いがされていないことや待遇面のことが書いてあります。

そこでお聞きをしますが、この時間外勤務の対価が支払われていないことが事実であれば、サービス残業を黙認していたということであり、これは大きな問題になります。どのように対応されたのか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、毎月の各所属における時間外勤務の状況は、人事担当課であ

る秘書広報課において把握しております。そこで、余りにも時間外勤務が多である職員においては、所属長へその都度連絡をし、業務方法の変更やら改善を促しているところでございます。議員御指摘のように、職員のそういった体調面やら心の問題などを大変重要と考え、心と体の健康面からも各所属長に指導しているところでございます。

また、今回の投書の件につきましては、担当課と事実確認を行い、次年度以降の対応を検討したところでございます。その後、予算査定の途中で、全課には、原則、土曜日・日曜日などは4時間、あるいは祝日などにおいては7時間45分の場合は代休対応などを行うとともに、また他課の協力を得る事業にあつては、通常の当初予算の時間外とは別に時間外の予算を計上するように指示したところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁の中を聞いておりましたら、担当課と事実確認をしたと言われましたけれども、担当課はどこでしょうか。ということは、これはサービス残業を認めたということになりますけれども、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 投書のあつた件につきましては、1つ、ふれあいフェスタの関係で投書があつたと思います。そういったお祭りといいますかフェスタを盛り上げるために、そういった職員みんなでやってきたというようなことがございまして、担当課としましては都市整備部ということでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 都市整備部というお話でありました。これはフェスタの関係ですけれども、私は、いつもいつも夜遅くまで電気がついてますね。この穂積庁舎のほうの課は該当しなかったということですか。

要は、担当課と事実確認をしたということですので、都市整備部だけやっただけで、ここのいつまでも電気がともっておる課、部署、そういった課等の確認はやっていないんだね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 投書の内容が特定される業務にあつては、担当課と調整したところでございまして、特定されないところとの調整はしていない状況でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 6人の方が100時間以上ということですね。先ほどは140時間もやっているということで、私はこっちの本庁舎のほうがこれに該当すると思うんですよね。そうい

ったところの担当課の事実確認をしないあかんですけれども、やっていないということではないですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） もう一つは、選挙の担当部局とも行いました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今までの答弁の内容から、時間外の対価がどうも支払われていないというふうに考えられます。これはやはり重大な問題であります。

また、平成29年12月中旬ごろ、秘書広報課から投書者に対して回答がされており、お手紙やメール等ではお答えを差し控えたいと述べられておりますが、真摯な回答でなく、投書があっても何も関係ないものとし、調査や指示などが全く行われていない、何もされていない、だから改善もされていないことが大きな問題であります。そして重大な問題であります。

こういった件について、幹部会等で話し合いがありましたか。ないでしょうね。毎日毎日、夜遅くまで電気がついていますが、対価を支払っていますか。サービス残業ではないのか。また、長時間労働であり、過労死につながるのではないか。

私は、各部署の事務量あるいは人員の配置、人事評価などがしっかりと把握されていない。今後早急に調査し、対価が支払われていなかったら払うべきと考えるが、どのように対応されるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほど来ありましたように、原則、時間外につきましては、申請をし、所属長の命令によって行っているというところがございますので、時間外の支給については、それに基づいて行っているところがございます。

ただ、議員がおっしゃられるとおり、穂積庁舎の夜のそういった勤務状況、電気がついている状況、そういった状況については私も気にしておるところでございますし、またそういった勤務状況の実態をもう少し把握しておかなければならないというふうには考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 再度お尋ねしますけれども、投書の中身が、全てがということも疑問を抱くわけですけれども、やはり毎日毎日、夜遅くまで電気がついていると、これは事実ですね。そこでしっかりと時間外が支払われているか。聞くところによると、払われていないという実態であります。

そういった件について、こういった問題を幹部会等の中で多分話し合われていないということですが、副市長、それでよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 投書があったということでございますけれども、その投書の中身については、今、大体お答えをしたところでございますが、ちょっと時間外については、選挙等については、確かに選挙が重なりますと、どうしても土曜日・日曜日、そして夜も期日前投票がありますので、どうしても1回の勤務時間が非常に長くなります。私たちも選挙をできる限り各課が応援をして、みんなで分散をするというのが基本だと思っておりますので、そのように各課に呼びかけて、そしていろんな人員等にもお世話になって、また派遣の職員も入れてやっておりますので、そういうことできちっとまた協力をしてもらいたいと思っております。

それから、確かに電気が夜遅くまでついておるといのは、どちらかというとも私も遅いほうでございますし、土曜日・日曜日、大体どこでどのようにやられておるかというの、大体私は把握しているつもりでございます。その中で、やはり人数が少し足りないなと思うところはちゃんと補強をしていきたいと思っておりますし、それからサービス残業を多く強いられておると言われても、多分さっきのフェスタの部分と防災訓練の件だと思っておりますけれども、それらについては、やはり地域の皆さんと一緒にやってきた中でどう考えるかということで、フェスタについても2日間だったやつを1日にし、できる限り職員をやめてということで、投書があったほとんどの項目は、ここ二、三年で随分見直しをしつつあると思っておりますし、今回、そうしてできる限り、基本的には私どもも時間外は払うと、それからできるだけ代休をとってほしいということ言わずうっと来ておりますので、それらが一部まだ周知できていなかった部分はあるかと思っておりますけれども、そうした部分は十分に内部でも調整をし、そのメールについてはほとんどの課に行っておるはずですので、それぞれの職員もどのようにするかということ十分承知したと思っておりますが、市民の皆さんが今回の件を聞かれてどのように考えられるかわかりませんが、できる限りきちんと休んでもらって、払うものは払うということで進めてきておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 巢南で行われますフェスタ、あるいは選挙の話ということでございますけれども、やはり日常ですね。職員が上司にきょうは2時間やっていきますよということで、例えばパソコンでデータを投入して、了解を得てやるわけですが、これが2時間じゃなくて、8時、9時までかかったんだと、1時間、2時間オーバーしちゃったと、こういうところが要はサービス残業になるんですね。そこの確認を、やはり職員の入退カードね、チェックカード、あれで突合してしっかりやってもらわないとサービス超勤の根源になりますから、そこをしっかりやってほしいと。

次に行きますけれども、現在、各部署における業務内容、あるいは量等から適正な職員配置

となっているのか。また、平成30年4月から組織改革により総務・企画部の業務変更があるが、職員の配置、職員数はどのようになるのか、お答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今回実施されます組織改革によりまして、業務が再編する部署に、あるいは重点事業を手がける部・課にありましては、当然ながら業務量に応じて職員数を配置しなければならないところがございます。

平成30年4月からの職員配置は鋭意検討中ではございますが、スムーズな行政サービスが実施できることを念頭に進めているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この質問の最後になりますけれども、先ほども言いましたように、毎日毎日、夜遅くまで電気が点灯しております。市民の方が見て、どう感じられておられるか。早急に業務内容を調査し、業務量に応じた職員数を配置すべきであるとともに、職員の定数管理、ここをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

待機児童解消と公私連携保育事業でございますけれども、これについては昨日の質問がありますので、ここでは申込者が359名で受け入れが408ということであります。ただし、隠れ待機は14名見えますね。

この隠れ待機ですけれども、特定の施設等を希望しているというような関係でなかなか入れないわけですが、余裕があるんですね。359に対して、受け入れは408です。

この隠れ待機児童14名については、早急に入所できるようにお願いしたいんですけれども、どのような考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今のいわゆる隠れ待機の14名のお話でございます。

器としては、全体的に市の中では器があるという状態ですが、どうしても希望の園に入りたいというところなんです。

希望の園に入りたい。今、器としてはできたんですけども、お兄ちゃんやお姉ちゃんが違う園にいるとかということがあるんですね。全部の校区にちゃんと未満児から備えることができれば、そういうのも徐々に減ってくると思っています。

ですから、今、御希望じゃないところがあかないのでとお待ちの方が10名ほど見えます。データのときは14だったけど、多分10ぐらいにおさまると思います。どんどん希望のところがあきましたら、すぐに電話させていただいて、調整に入ろうと思っておりますので、それは漏れなくやっておりますので、順番に順番に紹介して、調整していきたいと思っています。よろし

くお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私のデータが古いかわかりませんが、14名の隠れ待機ですけれども、私が思うのは、該当する保育園というのは例えば別府保育所、これはいろいろな便利性があって、たくさんの方が申し込んでくるということであるというふうに思いますけれども、この14名の方の隠れですが、どこの保育所なのでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 済みません、今ちょっと手元には細かいのがないので、ごめんなさい、申しわけないです。ちょっと今お答えすることはできません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そこら辺のデータというのは、持ち合わせてみえるというふうに思うわけですね。いろんな話、質問があります。そして、これは通告制になっていますから、これは最低限要ると思いますね。

次に行きます。

待機児童が生じなければ、保育所5カ年計画の見直しを検討する必要があるが、どのように考えていますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 平成30年4月1日時点では統計上の待機児童は解消される見込みでございますが、就労状況の変更や転入、入所年齢到達など、年度途中からの入所希望者が見込まれることから、まだまだ予断を許さない状況でございます。そのため、瑞穂市保育所整備計画に基づいて、多様な保育ニーズに対応できるよう、順次整備を進めたいと考えております。

今、整備計画のほうでございますが、待機児童の解消とあわせて、未満児保育が実施できていない老朽化した保育所を、民間の力をかりまして整備していくということでございます。牛牧第1保育所がこの対象となりますし、生津小校区でもなっております。

全部の小中学校区に未満児保育のできる保育所を設置するということから、小学校へのつなぎを強固なものにしていきたいと考えております。そういったことから、現状の保育所整備計画に沿って進めたいと思っています。

それと、子ども・子育て支援事業計画というのがございます。そちらのほうは30年度に予算をとらせていただいております。また全体の保育ニーズの量の見込みというのを、アンケート調査をとって、また修正をかけていくという今段取りに入っておりますので、よろしくお願いたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁の内容からいきますと、多様な保育ニーズに対応できるように施設整備をするというように言われたというふうに思います。

であるならば、民間の力をかり、新規参入者を受け入れるべきではないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 公が担っていくと、しっかりと守っていくところは、大きな保育所ですね。20人以上のいわゆる昔からいう保育所というのを、校区にしっかりと持っていく。市立のものは市立で残し、公私連携型としては、市と民間の活力を導入した連携型でやっていくということで、1個ずつ固めていくということです。

民の活力を有効にお願いしたいというところは、未満児の非常に動きが多いところを担っていただきたいということでございます。ゼロ・1・2歳のところを未満児保育で固めていただくと、また大変助かるということでございます。

その考え方にに基づき、一貫して保育所整備計画は今現在まで流れております。ですから、この方針に関して変わることはございません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 5カ年計画の中で牛牧第1あるいは生津小校区の公私連携保育事業がありますけれども、進捗状況についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 進捗状況におきましては、今回の議会で土地の賃貸借の条例が可決されます。それを根拠にしまして、慈雲学舎さんというところとの締結と一緒に、それが本契約になるということです。

生津のほうに関しましては、まだ土地のほうの適地を探しているという状況でございまして、選定中の状況でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 生津小校区は、今、土地の選定中。牛牧は、お名前を言われたんですかね、どこかということで。違うの。あれは穂積でしょう、慈雲は。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 牛牧第1保育所も、生津小学校区内の保育所についても、用地が確定次第、公私連携で進めるということで、ただいま選定中です。

先ほど言った慈雲学舎のほうは穂積の件でございますので、ごめんなさい、申しわけなかつ

たです。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 適地を選定中だということでございます。

この5カ年計画の最終年度は平成32年度でありますけれども、これは計画に沿って確実に実行されていくというふうに思います。いいですね。

現在、公私連携保育事業を進めている穂積保育所でございますけれども、今後、牛牧第1、生津小校区も瑞穂市保育所整備計画に準じて整備すると明記されております。

今後にかかわることなのでちょっとお聞きしますけれども、先般の総括質疑でも質疑したように、駐車場でございますけれども、野口の1001の8番地、495平米は、職員の駐車場であるので、無償でなく、貸し付けるべきである。また、保育士の駐車場がどうして園の運営に必要でしょうか。市の職員は、駐車料金、多分2,000円だと思いますけど、支払っております。公私連携保育事業も、公の考えによるものであれば、同様ではないでしょうか。有償で貸し付けるべきではないでしょうか。

また、協定書の第4条の第3号、無償貸与された土地は協定に基づく園に運営以外の目的に使用してはならないという規定になっておりますが、例えば地域が日曜日とか休日、こういったときに使用することは、園の運営以外ではないのか。違いますか、ちょっと確認させてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 穂積保育所の駐車場の用地につきましては、無償で貸与するというところで進めております。これは、保育業務を慈雲学舎さんにやっていただくというところで、保育士の駐車場も用意していくということです。地域の方々にいろいろと迷惑がかかるということがあるといけませんので、やっぱり今の敷地の中で、市の中のところでおさめていただいて、うまいことやっていただきたいというふうに思っています。

やっぱり近隣のところでトラブルがあってははいけません。やっぱり地域で支えていただける穂積保育所——新しい名前になりますが——をやっぱり迎えていただきたいという思いがございます。

それから、職員のほうが払っているんで、その駐車料金というような話がございますが、市のほうとしましては、やっぱりその土地のほうは駐車場とかも含めて貸すわけですね。それはそれで使っていただければいいんですけれども、保育士さんに置いてもらえればいいんですけれども、協定とかこれからまた取り決めをしていく中で、その駐車料金なんかは取らないようにということでお話はさせていただきたいと思っています。

それから、地域の方が使ったらどうなのかということがありますが、保育所そのものは地域

で生きる事業者でございます。ですから、地域の活動があって、迎え入れてこそ保育所だと私は思っております。ですから、そういう方の使い方というのは込みで保育事業として認識してくださいということで重々お話をさせていただいておりますので、使っていただくことに関しては、いわゆる今言われたような目的外使用という感覚ではないというふうに思っています。ただし、あくまでも地域コミュニティのために使ってくださいということが前提となると思っております。よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は、無償貸与された土地は、協定に書いてあるように、園に運営以外の目的には使っていないということですので、よくそこを調べてください。

次に行きます。

先般、生津小校区に保育所認可をめぐり、認可保育所事前協議書の受取拒否がございましたね。市は、公私連携型保育所を進めているので、受け取りを拒否されました。一方では、市の幹部が民間保育施設を容認していたから事業を進め、用地を取得してきたというふうに聞いております。このようなことには何か問題があると考えられます。

しかしながら、私は、民間が用地まで購入し、保育事業を行うのであれば、市が協議しないことは不自然であり、何かあると考えてしまうのであります。

この保育事業者と市は協議をするつもりはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 当初からお話しさせてもらっていますように、保育所整備計画方針には、生津小校区に関しても1つ大きな保育所を公私連携型でお迎えすると。土地のほうは準備させていただいて、またプロポーザルで公募させていただいて、事業者を選ばせていただくということをうたっています。

ですから、そのようなお話は私は聞いたことがございませんし、そういう調整をするという今は計画としてはありませんし、流れもありません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、全く受け入れをしないということですね。

今回、穂積保育所は公私連携になります。あの土地、園舎が建っておるところは何平米ありますか。3,700平米近くだったね。駐車場も500平米近くだったね、五百四十幾つだったかな。路線価格5万3,000円です、3万7,000円だったかな。とにかく1億円以上だよ。1億円以上を市が無償で貸すんですよ。新規参入者は、生津の人は、土地を自分で買って保育事業をするんですよ。いいことじゃないですか。ちゃんとそういった人に相談に乗ってあげるのが行政じ

やないですか。しっかりやってくださいよ。

次、最後に行きますけれども、新庁舎建設の進捗状況。

瑞穂市庁舎建設基金条例が平成29年3月22日に公布され、事業ヒアリングシートによると、一般会計歳入歳出予算で定める額2億円を15年間積み立てる、建築費用はおおむね40億円、土地購入、備品購入、取り壊し費用は別途必要となる。また、基本構想策定時には、建設委員会の設置、委員の構成、並びに基本設計策定時には、市民アンケート、説明会を実施すると28年12月議会で答弁されておりますけれども、庁舎建設の概要計画の内容についてお尋ねをします。

あわせて、平成30年度予算によりますと穂積庁舎周辺の土地を購入したいということです。これは、堤外四の町1178-1、1,187平米、これは路線価格5万3,000円ですが、これは庁舎建てかえとの関連性があるのか、この2点についてお答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの庁舎建設の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

新庁舎建設の進捗状況につきましては、昨年度策定いたしました庁舎将来構想に基づき、今年度、各課から選ばれた職員を集め、庁舎建設に向けて新庁舎建設構想素案を作成するためにプロジェクト会議を設置いたしました。その中で、新庁舎建設に必ず必要となる新庁舎建設構想素案の基本理念、基本方針、機能を話し合い、今年度、素案の基本部分を検討しているところであります。

平成30年度は、プロジェクトチームにおいて、新庁舎の規模、建設候補地、事業手法、事業スケジュール、財源の話し合い、新庁舎建設構想素案を策定する予定をしております。それと並行して、市民の皆様へ、平成27年度に作成いたしました公共施設総合管理計画、平成28年度作成いたしました庁舎将来構想、建物系公共施設個別施設計画をもとに、公共施設の現状を知っていただくための説明会を行う予定をしております。

平成31年度は、市民や学識経験者を委員とする（仮称）建設検討委員会を組織し、委員会の中でプロジェクトで作成した新庁舎建設構想素案を検討する予定をしております。また、市民の皆様が構想案について（仮称）建設検討委員会への提案もできるように、市民説明会やワークショップを開催し、市民の皆さんの御意見をお聞きすることとしております。平成32年度以降も市民の皆様からの御意見をお聞きしながら、（仮称）建設検討委員会での協議を経て、平成37年度をめどに基本方針や建設候補地などの新庁舎建設基本構想を策定したいと考えています。

平成37年度以降は、基本構想を設計に反映する基本設計や詳細設計を経て、平成43年度までに新庁舎を建設することを目標としております。

また、先ほどの御質問で、今回購入を予定しております土地につきましては、昨年度の穂積

庁舎、総合センターの駐車場不足を解消するためのものであって、庁舎の建てかえとはスケジュールを含めて関連性がございませんので、緊急課題の事業として進めております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長から新庁舎の進捗状況についてお答えがございました。大変老朽化している建物でございますので、少しでも期間を短縮して、早期に建設いただくことをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時50分から再開をいたします。

休憩 午後0時23分

再開 午後1時50分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従い4点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、瑞穂市第2次総合計画基本計画に基づく主要事業、基本目標1.安全で安心して暮らせるまちにも当たる市内の1級河川の整備事業についてでございます。

瑞穂市は、18本の1級河川が南北に流下し、良好な自然環境、親水環境を形成してはいますが、輪中地形にあり、古くから水害に悩まされた地域であり、長良川、揖斐川、根尾川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するおそれのある地域ですが、そこで18本の1級河川の現状での整備計画と進捗状況についてお尋ねをいたします。

以下は質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうも失礼をいたしました。傍聴の方が多うございましたので、ちょっと緊張いたしまして、済みませんでした、申しわけありません。

それでは、これより一般質問の続きをさせていただきます。

まずは、平成16年2月付の一級河川木曾川水系犀川圏域河川整備計画に記載される犀川圏域の概要・課題を、省略して少し述べさせていただきます。

犀川圏域の概要・課題。

こちらは、県のホームページ、またインターネットで取り出したものでございます。

圏域の概要。

当圏域は、濃尾平野のほぼ中央部で、岐阜県の南西部に位置し、瑞穂市、本巣市、岐阜市及

び本巣郡北方町の3市1町にまたがり、その人口は約10万人である。

土地利用としては、森林が約4%、水田や畑地等の農地が約42%、宅地が約21%である。また、この地域は、岐阜市、大垣市及び愛知県一宮市からほぼ同じ距離の場所に位置し、かつ愛知県名古屋市へ30キロの通勤圏に当たるため、昭和30年代からの人口の増加や産業の発達は著しく、これまでの農耕中心の土地利用から市街地へと土地の高度利用が進んできた。北部一帯は扇状地、南部一帯は低平地の後背湿地が分布する。

気候としては、太平洋側気候地域に属し、比較的温かな気候である。年平均降水量は、約2,000ミリから2,600ミリと、日本の平均降水量1,800ミリに比し多い。降水量の多い時期は、梅雨時期から台風時期である。

交通は、国道21号、東海道新幹線、JR東海道本線、主要地方道などが並列するように東西方向に横断しており、主要な交通の通過地となっている。

当圏域は、西側を根尾川、揖斐川に、東側を板屋川、伊自良川、長良川に、南側を墨俣輪中堤に囲まれている。南部の地盤は、長良川の洪水時の水位に比べ、特に低いので、古くから各所に輪中を築いて水害を防ぐことに努めてきた。当圏域は根尾川の扇状地の末端部にも位置することから、それらの輪中内には湧水があり、特に洪水時にはこの湧水量が増大する。犀川圏域の河川は、その源を本巣市山口の根尾川に設置されている山口頭首工からの取水と本巣市山口のスボミ谷に発し、これより糸貫川となり、圏域内の雨水等を集め、犀川、五六川、新堀川、中川、天王川等の12河川が形成され、瑞穂市の南部へ流下する。このうち、天王川の一部と糸貫川は瑞穂市生津地先で、その他の河川は犀川へ合流して安八町大森地先で長良川に合流している。

当圏域は、大河川に囲まれているとともに、内部に幾つもの河川を有し、昭和以降もたびたび洪水に見舞われ、甚大な被害をこうむってきた。このため、長良川や揖斐川の改修とともに、犀川遊水地や排水機場の設置などの河川整備が行われてきました。

しばらくまだかかりますので、これだけは大事でございますので、もうしばらくおつき合いをいただきましたら、よろしく申し上げます。

治水事業の経緯でございます。

犀川圏域の治水の歴史は、熾烈な水との闘いであった。明治以前は、河川の氾濫から自村を守るため、輪中堤を築き、補強し、輪中の中にたまる水、悪水を排出することが課題であり、また輪中相互の争いの歴史でもあった。

このような中、長良川からの逆流による被害が大きかった五六川流域では、周辺の各村が中心となり、宝暦7年に五六川下流部に逆流を防ぐ樋門を築造した。しかし、抜本的な解決にはならず、下流の墨俣輪中を開削し、新たな河道を設け、長良川との合流点を現在より下流につけかえる構想が生まれた。それは昭和4年の犀川事件を経て変更され、長良川沿いを流れる新

川の掘削が昭和11年に開始され、合流点がつけかえられた。

戦後は、ポンプ施設（犀川第1排水機場、新犀川排水機場）の建設などの改修が続けられたが、昭和36年の記録的な集中豪雨により甚大な被害を生じた。このため、本地域の浸水被害の軽減を目的とした犀川第2排水機場や糸貫川・天王川排水機場の建設が行われた。その後、昭和49年、昭和51年と相次いで大水害を受け、激甚災害特別緊急事業として犀川第3排水機場の建設や五六川の河川改修が行われた。

現在は、たび重なる水害への抜本的な治水対策として、犀川下流の低湿地に犀川遊水地の整備や、犀川第1、第2の排水機場の改築が進められ、各河川の整備も進められている。

今現在は、統合排水機場も建設を新たにされました。

長くなりましたが、こちらは平成16年12月の岐阜県のほうから、整備計画ということで、犀川圏域河川における計画として、その前には、当然ですけど、協議会が開かれる中で、そしてまたアンケートも地域住民の方にとられる中で、このようなものをつくり上げられたということでございます。

そんな中で、昨年でございます平成29年の10月22・23日における台風21号における被害、幸いにして、先ほど述べました昭和36年であったり、また皆さんの記憶にも新しい昭和51年の9・12豪雨災害ですね、こちらに比べますと被害も少なく済み、あれから41年たつ今、この岐阜、私たちの住む瑞穂市においても、大きな災害ということはなく、今日に参っております。

そんな中で、先ほど犀川圏域というところがどこに当たるのか、またその歴史、また今現在の課題等々を皆さんに共有していただく中で一般質問を進めたく思い、先ほどは紹介をさせていただきましたが、これは県の整備計画でございます。当然1級河川でございますので、犀川のみならず、先ほど申し上げました五六川、中川、天王川等々、これも1級河川でございますので、県の整備計画にのっとり、大変水に苦しめられたこの地域の治水事業を、今後よりよいものになるようにということで、計画がなされているものでございます。ただし、犀川は、忠太橋から下流は国交省の管理でございます、忠太橋から上流部は県の管理ということで、1つの橋を隔てて下流と上流で、工事を主導する、計画をされる所管が違うということでございます。

そんな中で市長にお尋ねをいたしますが、市長も昨年の台風21号における22日、23日の出水状況、こちらには随分危惧をされておりました。ついた地域としましては、巢南地区の森、また新月、田之上、また古橋、横屋、また穂積地区におきましては、野田、野白、橋本、柳一色というようなところ、まだほかにもついておところが、また下畑地域においてもついておりますし、下牛牧地域においても道路が冠水したというような内水の被害はございました。

そんな中で、先ほど整備計画を簡単に述べさせていただきましたが、市長はこの台風21号における市内の出水状況を鑑みて、今後、犀川、宝江川、五六川、新堀川、また中川等々ござい

ますが、こちらについての今後の市長の、トップリーダーとしての今後の課題等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいまの森議員の御質問にお答えさせていただきます。

国では、犀川及びそれに伴う五六川の改修については、平成20年3月に策定された木曾川水系河川整備計画に基づき、河川改修が行われております。また、議員から御紹介がありましたとおり、県では、犀川、宝江川、五六川、新堀川について、平成16年12月に策定された犀川圏域河川整備計画、並びに平成26年3月に改定された長良川流域における総合的な治水対策プランに基づいて、河川改修が行われております。これらの河川整備計画では、おおむね30年間に実施する整備メニューが位置づけられております。

また、長良川流域における総合的な治水対策プランでは、整備対象河川を選定し、おおむね2年から5年に1度発生する規模の洪水に対し、暫定改修を20年から30年後までに達成することとされております。それ以降の長期については、目標とする洪水規模のおおむね10年から80年に1度発生する規模の洪水を安全に流下させることとされております。

このように、河川改修は時間を要することから、河川改修途上における対応や超過洪水への対応が今後の瑞穂市の課題と考えております。したがって、浸水被害軽減のためには、国や県などとの連携は当然のことながら、住民に水害リスク情報を提供することやハザードマップ等の配付、流出抑制対策、河川監視カメラなどによる情報提供、水防活動の充実、水防団以外の団体が水防活動できる体制づくりなどのソフト対策も一緒に進めることが重要と考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 企画監のほうから御答弁をいただきましたが、私、先ほど長々と、記載されている岐阜県における整備計画を申し上げさせていただきましたが、こちらは平成16年、私がちょっとよく資料を出すことができなかったのかどうなのかわかりませんが、平成16年の2月というような期日に出てまいりました。何度検索してもそれ以降の、先ほど企画監から御答弁いただきましたが、2年から5年ほどでその必要性に応じて計画を見直しておるということとございますが、新しいものが当然つくられているとは思いますが、きのうの若井議員ではございませんが、多分県のほうでもホームページ、またインターネット上で閲覧できるような仕組みがなされていなかったのかと思います。もしこの最近において、この犀川圏域の河川整備計画が、新しい基本設計がつくられているのであれば、また後日、どうしてもインターネット上では出てきませんでしたので、企画監のほうからいただけられたらと思いますが、なければ結構でございます。

そんな中で、先ほど市長にもちょっと答弁をいただこうと思ったんですが、この台風21号以来、当然地域においては、想定される雨量であったか、想定外の雨量であったかは別として、道路が冠水した、また田畑に水がついたというようなことで、幸いにして床下浸水は、御報告によりますと数件あったとは聞いておりますが、大きな被害には至らなかったと聞いております。

そんな中で、市長のほうからの御説明、また企画監の御説明で、これまでに犀川の十九条堰ですね、これは取水堰でございますが、用水堰ともいいますが、こちらにおいて暫定的に、下流部がまだ整備が終わっていないにもかかわらず、上流部の整備を暫定的にするというようなことで、こちらは昨年11月20日に岐阜土木さんが市役所に説明をされたという十九条堰の用水堰の改築の計画案の4案のものでございます。

こちらは、まず企画監にそれではお伺いしますが、以前、企画監は、台風21号の出水があった折に、議員を対象に、河川改修をなぜやるの、これからは自助、浸水から身を守るためにはというようなことで資料をいただく中で、今後の河川改修計画、またこれからは、先ほども御答弁いただきましたが、自助も含めて、それとハザードマップ、またその他もろもろの防災無線による呼びかけ等も含めてお話をいただいたところでございますが、そのときにも、下流の断面確保をすることなく、上流部の河川改修、河川整備はすることはございませんと、御講義いただいたときにはお話をされました。

先ほどお伺いしました十九条用水堰はどのような理由からされるのか、まずお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今の森議員の御質問に答えさせていただきます。

今回、岐阜土木では、犀川の流下能力について調べたものがございます。そういった結果として、議員の御紹介にありました十九条堰、そういった用水堰のところに関して、非常に流下能力が低いということから、今回の洪水を流すことに支障がある、そういったことから十九条橋の上流にある十九条堰の改築に向けた検討を進めているところでございます。

また、この十九条堰の改修に当たって、その下流の断面を無視するわけではなくて、むしろその下流の断面に見合った改修を進めていくというふうに聞いております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 下流の断面に見合った十九条用水堰の改修ということでございます。

改修の十九条堰をどのような形で改修するのか。これは、ポンプ式、また可動式の用水堰、また移動式、また放水路方式というようなことで、4案御提示をされているところであられますが、どの改修方法にするかはしっかりと地域住民と関係機関と協議をしていただく中で進め

ていただくとして、下流部は、やはり一番もっとネックになっているところが、私は、JRが走る陸橋ですね。

幸いにして、今年度の事業で、陸橋の上流部、下流部を整備していただきました。ただし、陸橋の川幅を、幅員を広げたわけではなく、補強をされたのであると私は思います。であるならば、陸橋の前・後ろで補強されて、陸橋、あそこが一番危険箇所であるというのは、これは先ほど御紹介させていただいたこちらにも載っておりますが、重要点検箇所として、犀川においては、右岸であれば横屋のJRからバイパス、21号まで、左岸であれば同じくJR東海道本線から忠太橋までですね、またそのような箇所が重点箇所として位置づけをされておられます。

まだほかにもあります。古橋地区においての右岸ですね、こちらも重点箇所として位置づけされておりますが、いずれにせよ、ここで、県からお越しただいておられる企画監でございますので、やはり十九条堰を改修することによっての上流部の洪水を速やかに下流へ流すということは必要なことかとは思いますが、まずは先ほど私が申し上げました陸橋の幅員、また陸橋がつくられたのは明治時代につくられております。その後、改修もされて、補強もされてきてはおります。幸いにして、これも県と同じくして、JR東海さんのほうで、陸橋に係る補強ということで、今、JRの架線も補強をされております。

これは、もしかしたら犀川の陸橋の改修というのは、私も犀川のすぐ際に住む人間でございますので、昔から父親、また祖父のほうから、犀川改修の大切さ、この地域の、先ほど申し上げた犀川圏域の河川事業ということで、犀川は下流部で多くの川が1つになって長良川に合流するところでございます。

先ほど申し上げた犀川事件というのも、犀川の切り落としということで、犀川の水をもっと下流まで持っていったところで長良川に放水するという、これは川崎平右衛門さんが五六川を今の牛牧閘門につくったときに、本来ならもっと南のほうですね、今の墨俣よりももっと南のほうまでどーんと五六川を持って行って、切り落としをして、そして長良川に抜くというような構想をされた、これと同じような改修がされたのが、犀川事件以降にされた今の新犀川排水機場がつくられた新しい新川ですね、犀川、こちらの整備事業でございますが、陸橋について、企画監の御見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の陸橋についての見解でございますが、犀川においては流下能力があそこで不足しているというふうに考えております。ただ、陸橋を改修するに当たりましては、非常に莫大なお金がかかります。そういった中で、陸橋を改修するまで上流に手をつけないということは、やはり住民の方の浸水被害を軽減することはできないということから、少しでも何かできることはないかということで、下流の断面を見ながら、今回、十九条橋から美江寺橋の区間を暫定的に先行する区間として位置づけられてやっているというふうに

思っております。以上です。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） 今、企画監は正直にお答えになりました。

莫大な費用がかかるから行えないんだ。であれば、上流の方の少しでも浸水被害を軽減するために、堰を改修することによって上流部の洪水を速やかに下流へ流すということでございますが、やはり先ほど申し上げました台風21号による被害があれだけで済んだのは、これは当然、企画監からも御説明いただきましたが、排水機場においても全ての内水をかえるということではなく、堤防からの氾濫を防ぐための排水機でございます。そういうことを考えますと、今回、今おっしゃられたことで進むことになれば、この前は堤防も切れることなく、決壊することなく、1級河川が18本ございますが、瑞穂市の堤防は一つも切れることもなかったです。多少のりが崩れるような破損状況が見られたところもあるやもしれませんが、そんな中では、しっかりと費用がかかることであっても、順番、優先順位を間違えられないように整備していただくのが、先ほど私が申し上げました江戸時代から続く河川治水事業でこの地は整備されてきております。やはりしっかりと順番を間違えられないような整備計画と実施をしていただきたいとお願いをして、時間もございませんので、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、教育のつながり、高校誘致についてにおいて質問をさせていただきます。

瑞穂市における保育所、幼稚園、小学校、中学校の教育のつながりにおける理念と今後の取り組みと課題については、かねてから教育長からお聞きしておりますので、簡潔に教育長の理念、また今後の取り組みの課題等がございましたら、簡潔にお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 森議員御質問の教育のつながりについて答弁させていただきます。

瑞穂市では、現在、中学校区を中心としたコミュニティスクールというものを具体化していく構想のもと、現在計画的に進めさせていただいております。この考え方に基づいた事例の一つとして、全ての小学校区に保育所を設けるという保育所整備方針がございます。

議員御質問の教育のつながりについて、教育委員会では、この中学校区コミュニティスクールにおいて、地域全体で願う子供の姿、そのものを明らかにして、保育所や小学校、中学校が地域や保護者と一体となって保育・教育を進めていくことだと考えております。ですから、この教育のつながりはとても大切だと教育委員会も考えております。

例えば保育所から小学校、小学校から中学校へ入学する際、その環境の変化に対して不安になる子供たちは少なくありません。そこで、入学する前に連携する場を意図的に設けることで、こうした不安の解消に役立てております。

例えば現在、幼稚園や保育所と小学校の連携における取り組みは、園児や児童が直接触れ合

う活動であるとか、教員の夏休みの保育体験、保育参観・授業参観などがあります。また、子供たちへの指導をするために、市として「みずほプラン ひかりっこ卒園プログラム・かがやきっこ入学プログラム」というものを作成して、生活・学習面でスムーズに移行できるよう、全ての保育所や幼稚園が小学校と一緒にあって取り組んでおります。

ここにお持ちしましたのが、そのみずほプランのプログラムでございます。保育所や幼稚園で、10月あたりから3月までかけて、どういった保育をすると小学校にスムーズにつながるかというものを共通して行えるような内容のものがございます。

また、小学校と中学校での取り組みとしましては、本年度から、市が主催する教員の研修、いわゆる校外研を中学校区で実施しております。この内容につきましては、昨日、鳥居議員のところで御説明させていただいたとおりでございます。こういった取り組みは、同じ校区にある小学校・中学校の先生方が子供の立場に立って、小学校から中学校へどのようにつながっていくのか、そういったものを理解する上でもとても役立っております。

今後は、この保育所や幼稚園、小学校や中学校の連携の中に地域や保護者の方々がより一層かかわりやすくなるようにするため、中学校区のコミュニティスクールを進めたいと考えております。

また、課題としましては、地域全体で子育てを進める、そのことにつきまして、地域の方々の御理解や御協力をいただけるよう体制づくりを進めていくことが課題だと考えております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 教育のつながりということは、以前から、今の教育長が着任されたときからつながりが大切であるというようなことはお伺いをして、私も同感でございまして、ぜひともその方向性は進めていただきたいと考えるものでございます。

ただし、ここで、教育のつながりというものであれば、地域のつながり、すなわち人のつながりでないかと私は考えます。現状、人口5万人強の瑞穂市でありながら、高校がございません。この近隣市町を眺めても、5万人の規模で高校がないところは、私もこの近隣にはないと理解しております。単位自治体と構成市町として5万人のまちということでございます。

そんな中で、これは市長も7つの公約の中で、高校誘致をということで、大変素晴らしい公約を掲げていただきました。そんな中で、午前中の議員の質問にもございました、3年たちました。市長がこの高校誘致について本気を出されたというような御発言であったり行動であったりというものは、少なくとも私たち議会、また市民には見えていないのが、今現在、現状でございます。

しかしがてら、大変難しい課題でありますので、県、または国、または他市町と何かの会合、

協議会、会議の折にはお話をされ、その思いを熱く述べられているやもしれませんが、私は、この瑞穂市に欠けているものは、ソフトであれば、教育面であれば、やはり教育長が先ほど申し上げられたつながりという面、またそれがこの地域社会をつなぎ、人をつなぎ、そして最終的には、私、きょうも一般質問をさせていただいていますが、地域のつながりということで、それが住民福祉の向上、どのまちも願う健康寿命の延伸、助け合い、支え合える地域づくり・社会づくりというものにつながるものと考えます。

高校誘致について、お考えを教育長と市長に簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員御発言のとおり、市内に高校が設置されておられません。県内に21市ございますが、市で公立高校がないのは当市だけでございます。そのことは私も重々承知しております。

高等学校がありましたら、さまざまなメリットがあるということは考えております。例えば本当に高校が市内にあった場合、朝・夕に穂積駅から高校生が通学する、それだけでもまちの活気は感じられます。そのことは、駅前の活性化であるとか、商店街のにぎわいといったものの経済効果も少なからずとも期待できるんじゃないかということも思います。

また、県内のほかの市町では、例えば工業高校などの専門学科がある高等学校の生徒が、キャリア教育の一つとして、地域における貢献活動というものを行っております。具体的には、こんなことがあります。ある工業高校の電気科の生徒です。高齢者だけの世帯へ訪問し、火災報知器を取りつける、こういった事例も見聞きしております。

このように、高校生が地域活性化の原点となり得ることもあり、高等学校そのものがまちづくりの拠点として大きな役割を果たすことも考えられます。

しかしながら、高等学校を誘致するというのは、県への申請が必要であり、瑞穂市の事業として単独で実施できるものではございません。

現在、県立高校の状況につきましては、生徒数の減少に伴って、募集定員を減らす、あるいは学校のあり方を計画的に考え、進めていくという状況がございます。本年度などは、減少する生徒数をふやすために、岐阜県外、他県からの受験も認めていくというような入試制度の改善も行ってみえます。

さらに、瑞穂市の場合は、JR東海道本線が通っております。穂積駅を利用することで、岐阜市や各務原市、大垣市、さらには名古屋市までの通学が可能な位置でございます。

このような全体の状況から考えますと、現時点で公立高校の誘致は大変困難であり、さらに、県の教育委員会が新設の高等学校を設置する可能性はとても低いのではないかとこのように考えております。

最初に述べましたように、確かに地域の活性化というものを具現する方途としましては、高

校誘致という選択肢はあると思います。しかしながら、私ども教育委員会としましては、今いる子供たちに対して、瑞穂市で学んでいる子供たちが10年後あるいは20年後にこのまちに住みたいなあとか、たとえ高等学校や大学でこの市を離れても、また戻ってきたいなあと思えるような、そういった教育、あるいはそういった教育が実現できる環境を私どもは充実させたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 森議員さんの御質問にお答えいたします。

まさに森議員さんのおっしゃられたとおり、私自身も本当にこの地域には高等学校が必要だと思っております。

せんだっても、大垣桜高校の校長先生に会いに行きましたときも、本当にこのような学校が私どもにあればなあと思った次第でございますが、その中にありまして、就任以来、朝日大学の学長さん、そして全国の、私たちの岐阜県以外の各それぞれ市長さんとお会いするときも、必ずやそういったことで私は希望しているんですよということで、いろんな方々のネットワーク、また新しくできたネットワークも利用しながら、いろんなところで高校誘致ということで声を上げているんですが、なかなか今のところは進展していないのが事実でございますが、だけれども、心の底からいつかはという気持ちは、森議員さんと同じように、同様に持ち続けておるものでございます。一緒に、本当にそういったときに、またお力になっていただけるとありがたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 教育長、また市長から御答弁をいただきました。

教育長は、難しい問題である、課題が多過ぎる、また今の現状、情勢を見ると大変困難なことであるというお言葉でした。当然、大変失礼ですが、教育長でございますので、政治家ではございません。ですから、御答弁も賢明かと思えます。

市長においては、何とかその思いは3年前と変わらない、できたらその努力を今度も続けていきたいということでございますので、私も全身全霊御協力をさせていただきますし、応援をさせていただきますので、ぜひとも、先ほど教育長が申されました21市にはないんです。町にあっても、21市にないのは瑞穂市だけなんです。町にあるところもあるんですよ。であれば、できない、だめだばかりで言っていたら、何も事は進みません。しっかり汗をかきましょう。ともに汗をかいて、市民が願う高校誘致、また教育のつながりということにも発展していきますし、それが将来においては、地域のつながり、人のつながりということで、健康寿命の延伸につながる、健康・福祉に手厚い瑞穂市という市長のお考えにも供するまちづくりになるものと思えます。

ぜひとも県立でなければならないということではございません。慶應高校、また立命館、同志社等々、有能な生徒さんがおられる、学生さんがおられる高校、どんどん発信して、願いをし、そしてこの瑞穂市の教育力を高めていきたいと思っておりますので、よろしく今後も御検討いただきたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

瑞穂市都市計画マスタープランについてでございます。

こちらについては、前回も12月議会の折に御質問させていただきました。重複する部分がありますので、少しはしよることになるやもしれませんが、御質問をさせていただきたいと思っております。

今回、3月議会において、新しく改定されたマスタープランを頂戴いたしました。その中を見させていただく中で、まずは、この新しいマスタープランを改定するに当たって、社会情勢が変化した中でマスタープランを改定することになった、また「一体的な都市づくりの“その先”」という言葉をお使いになっておられます。

それは、どのような考慮をされて「一体的な都市づくりの“その先”」というフレーズになったのか、またその具体的な構想は6地域の拠点ということであると思っておりますが、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回改定する都市計画マスタープランでは、集約型の都市を目指すという中で、今回は穂積駅を中心とした都市拠点と6つの地域生活拠点、1つは朝日大学の学術研究拠点と重なりますが、これらを公共交通で有機的にネットワークするというものでございます。

こうした取り組みによって、将来的には国が示しますコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指すものとして、その先といった表現を使っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 集約型の都市構造ということは、常々、市長の公約にもございました考え方であると思っております。

これについては、国の方向性、考え方が、以前は郊外にも十分手厚い、日常生活に困らないようなということで、郊外も含めた開発を促された時代もございます。しかしがてら、昨今の国の財政状況、またこの人口が減少する中において、無駄であるという考えの中であるかどうかはわかりませんが、郊外にお金を使うことなく、整備されたところに施設を集約して、また都市機能を集約して、そこにお住まいいただけるようなまちづくりを進めてくださいというのが、このマスタープランにも描かれている内容であると考えます。

いずれにせよ、このマスタープランに基づくものは、今後、岐阜都市計画区域に属する瑞穂市でございますので、本巣市、羽島市、山県市とは違って、単独の都市計画を、独自の特性や瑞穂市ならではのまちづくりというものができにくいのが、この今の瑞穂市の現状でございます。

12月議会でもお聞きしましたが、岐阜都市計画区域マスタープランの基本理念は集約型で、岐阜市を中心とした県都にふさわしい住みやすいまちづくりということで基本理念をうたわれておりますが、本巣市、羽島市、山県市と同じように、瑞穂市単独の都市計画区域を新設することによって、皆さんの大切な土地等に付加価値をつけることができるような土地活用を考えられる、そんな都市計画区域の設置というものをどう考えられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの発言は、瑞穂市単独で都市計画を引いたらというふうに受け取りました。

現在、瑞穂市は、岐阜都市計画区域という岐阜市を中心とした広域都市計画と、瑞穂準都市計画という単独都市計画の2つの都市計画が存在しております。それにつきましては、今のところ、ふぐあいには生じておりません。

今の北西部に準都市計画を設定したのは27年でございますが、ここに至るまで、平成19年の調査、ちょっと古い調査になりますけど、単独でやった場合というのもその中の検討の材料の一つ入れておりました。

市街化区域の設定基準というのは、おおむね1ヘクタール60人というような人口密度の中で、今回、準都市計画区域の西とか中という地区の大半は、1ヘクタール当たり20人未満。これは何を示すかということ、単独の都市計画を引くと市街化調整区域に設定されるというのが見えてくるわけなんです。

今回のマスタープランでも、平成22年から27年の5カ年のこの2地区の人口減少と、それから高齢化が瑞穂市の平均を上回っているということからしますと、これらを選択することによって、さらに人口減、それから高齢化を加速させるおそれがあるというふうに理解させていただいております。

ただいまの土地利用、土地の付加価値を上げるというようなことを御提案されましたが、瑞穂市の北側で、ちょうど北方町で高屋西部土地区画整理事業が組合施行で行われております。その土地の利用状況は一目瞭然で、非常に活発に土地利用がされていると。

一方、瑞穂市の中を見ますと、本田団地の東には、本田地区に縦道と言われるものを3本計画しておりますが、これは穂積町からの時代ですが、平成6年から平成29年、20年たって、やっとそのうちの2本が南の只越まで貫通したと。さらに、残りの1本というのは、土地区画整理事業が少し進んでいないという中で、なかなか道路が繋がらないと。

この差は一体何かと考えますと、行政が主導をするものではなくて、その地域の皆さんがどのようなまちづくりをしたいかという、その思いだというふうに思っております。そのあたりの成熟度に大きな差があるというふうに考えております。

市内では、現在、議員の地元であります牛牧の宮上地区ですね、これも地権者の皆様方によって土地区画整理事業が行われようとしておりますので、その模範となるような基盤整備が進みますよう、土地の利用価値開発が早急にできますよう、また議員からも側面から御支援いただければというふうに考えております。

話はちょっとそれましたけど、本来ですと、昨年9月に岐阜市との連携の協約をこの議会の中で御承認いただいて、連携中枢都市圏構想をこれから進めようという中で、都市計画区域を単独に、岐阜市から離れようというのは、ちょっと連携中枢都市圏の発足の趣旨からして逆行するのではないかということで、現時点では軽々な判断はできないものというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、整備部長のほうから御答弁をいただいて、1点ちょっとひっかかったのが、行政主導で、本来、まちづくりは基盤整備といいますか、まちづくり、都市づくりは、行政主導ではなく、地域住民の方によつての思いが大切ではないか。当然そのとおりではあるにしても、いまだにこの瑞穂市がやはり都市形成をしっかりとされていないのは、区画整理がされずに、昭和時代、巢南町においても、穂積町においても、区画整理をされた箇所は少のうございます。

先ほど御紹介いただいたとおりで、今現在、3地区程度で検討も含めて進められているということで、それもその範囲だけで終わるような地区は2つ。1つは、もしかしたらこれが、区画整理ができれば、先ほど部長が言われたように、地域住民の思いが大きなまちの発展につながり、そこには新しい拠点になるようなまちの形成ができるという可能性を秘めた地域であると私は思いますが、今後はやはり区画整理事業を行政のほうもしっかりとPRすることも大切ですし、やはり一つは、この今の限られた岐阜都市計画区域の中で、市街化区域、市街化調整区域という位置づけがされて、今後、フレームもございませんので、市街化区域がふえていくことは今後ございません。

先ほど申されたのは、農振地域の中地区、西地区が、これが岐都計から外れることになったら調整区域になりますよということですが、決して市街化区域、調整区域に色分けするのではなく、非線引きの状態にして、全てを非線引きの状況の中から、瑞穂市の今の現状で、この今までのまちづくりの中で何が、無秩序に都市形成がされた中で、どのようなまちづくりが今後必要かということ、有効な農地がまだございます。手つかずでまとまった土地もあり

ますし、そこには企業にお越しいただく土地もあれば、商業施設にお越しいただくところ、また住居地域として開発できるふさわしい土地がございますので、非線引きに位置づける中で、しっかりともう一度、今後、30年、40年、50年先に、この瑞穂市が本当に都市形成がされ、狭い瑞穂市、5キロ平方のまちでございます。歩いて日常生活に困らないようなまちの形成づくりをするためには、岐都計から外れるべきであるということ強く申し加えさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

時間もございませんので、健康寿命の延伸についてということで御質問をさせていただきます。

現在、瑞穂市は、本巣市、北方町とともに、もとす広域連合で運営しております介護保険事業を初め、老人福祉施設、大和園ですね、また療育医療施設、衛生施設等、総予算として90億ほどと、年々膨らむ現状でございます。

広域連合構成市町、先ほど申し上げた瑞穂市、本巣市、北方町、それぞれの現状は、どのまちも同じく、財政が今後決して楽ではないと考えます。

そんな現状と今後の展望を鑑みると、各市町のあらゆる施策は、最終的には市民・町民の皆さんが願う、市長が常々申される安全で安心な住みやすいまちの形成の実現のためであるかと思えます。もとす広域にお住まいの一人一人の健康寿命の延伸にも、それはつながるものと考えます。

市長の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 森議員の健康寿命の延伸の御質問にお答えをいたします。

健康寿命というのは、その人がまさに健康で過ごす期間の年齢でございます。健康で長生きというのが全市民の願いであり、理想です。

今月10日の新聞によりますと、岐阜県内では男女とも健康寿命が延びている。男性が72.89歳、女性が74.79歳、男性は全国で4番目となっています。瑞穂市の平均寿命は、男性が80.6歳、県下で5番目、女性は86.8歳であることになっております。

今回、今年度策定をしております第7期老人福祉計画の名称を高齢者生き生きプランとして、方向性をわかりやすくしました。施策の重点としまして、老人福祉計画になって初めて健康づくりを取り上げました。

この健康づくりは、高齢になって介護が必要になってから、また生活習慣病を放置して重篤化してからでは手おくれですが、平均寿命が延びる中、65歳になっても、糖尿病などの生活習慣病が認知症の発現率に影響したり、高血圧などが脳疾患を引き起こして寝たきりになるといったことが考えられますので、そうなる前の段階から予防的に取り組むことを取り入れていきます。

身近な地域で、公民館で、週に1回から2回、健康体操や健康教室で健康教育などの正しい知識を普及する、そういう健康づくりができる体制を整えることが、今進めています地域包括ケアシステムが早期に構築できたり、市民が主体となって生活支援体制ができるということを考えています。

森議員がおっしゃるように、その人にとっていろんな活動がその人の健康をつくっていくものであり、健康寿命を延ばすものであり、その土台となる基盤づくりなるものが瑞穂市の発展であり、将来にわたり安全で安心な住みやすいまちづくりになるというふうに考えています。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

全ての施策は、健康寿命の延伸、どのまちもが願う、お住まいの皆さんが住みなれた地域で生きがいを持って、高齢者から、子供から、障害のある方から、全ての方が将来においてもお住まいいただけるような、支え合い、助け合いの地域社会づくりであると私も思います。

先ほども申しあげました瑞穂市、本巣、北方、各市町の財政運営は、今後さらに厳しくなると予測されます。住民の皆さんの健康寿命の延伸こそがこれからのまちづくりの柱であるとの思いを各市町が共有されている今、共通認識できる今、現状の15年ほど前にできた垣根を取り外し、新しい1つの自治体として、住みやすさに直結する基盤整備はもとより、住民福祉、医療、介護、福祉、教育等、全ての行政運営を効率的・合理的に行えれば、今以上にこの地の皆さんの地域生活・日常生活の利便性・快適性を向上させることができる、日本全国全ての自治体の永遠のテーマである健康寿命の延伸、さらには県都である岐阜市、西濃の雄である大垣市にもまさるとも劣らない持続可能な新市になるのではないかと私は考えますが、人口10万人の新市構想について、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 瑞穂、本巣、北方、各市町の財政運営は今後さらに厳しくなると予想されます。人口10万人の新市構想について市長の見解を尋ねますということでございますが、まさに旧本巣郡にてもとす広域連合が形成されておりますが、瑞穂市におきましては、コンパクトなまちづくりに適した人口、面積、企業、店舗、学術関係、交通手段、交通網、住環境、地形等、さまざまな要素、利点がかいま見られます。市民の皆様よりニーズの高い福祉、医療、教育におきましても、それなりの進捗・進展が見られるようになってまいりました。

私自身、今までにJ R穂積駅圏域拠点化構想推進事業にて、利用ニーズ人口15万人の発言はいつもさせていただいておりますが、人口10万人の新市構想については、私自身、そのような新市構想は今現在考えておりません。あくまでも縁あって巣南町、穂積町が合併し、15年、今まさに瑞穂は一つ、オール瑞穂でバランスがとれてきております。このバランスを大切に、

瑞穂市としてしっかりと成長していくべきだと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番 森治久君の質問は終わりました。

続きまして、5番 小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

発言通告に従いまして、4項目質問させていただきます。

人工透析患者の通院支援、高齢者の生き生きプラン、子供支援について、国民健康保険について、以上4項目でございます。

以後は質問席にて質問させていただきます。

まず、人工透析患者の通院支援についてお聞きをいたします。

昨年11月でございますが、瑞穂市腎友会といいまして、人工透析患者の皆さんがつくっておられる会でありますけれども、福祉医療費助成制度の継続を要望されておりました。同時に、昨年から実施をされております高齢者タクシー助成制度について感謝を述べられる、その一方で、人工透析の通院は週3回、年156回にもなります。したがって、家族の送迎への精神的負担、経済的な負担が生活を大きく圧迫している中で、高齢者タクシー助成制度のチケットの枚数を、現在24枚でありますけれども、ふやしてほしい、こういう要望がされておりますが、どのように検討されたのか、お聞きをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の御質問にお答えをいたします。

昨年の12月に慢性腎不全の患者さんで組織される瑞穂市の腎友会の皆さんが来庁され、御質問のような要望をいただきました。

このタクシー助成事業というのは、障害者総合支援法に基づき、瑞穂市重度障害者社会参加助成事業実施要綱の中で、在宅で重度の障害者の方がタクシーを利用する場合に、1回の乗車について540円を限度として、1年間に24回まで助成するというものです。

この制度を利用してみえる患者さんの方は9名で、身体障害者の手帳が1級・3級の保持者121名からすると1割にも満たないということでございます。また、多くの方は御自身で運転されるか家族の方の送迎で通院してみえると思われれます。これは、一般社団法人全国腎臓病協議会が平成28年に実施した血液透析患者の実態調査の中でも同様な傾向が出ております。ただ、この121人のうち、7割に当たる85名の方が実は60歳以上の方で、今後、運転免許証などの返戻など、通院に困難が予想されます。

また、昨年の12月には、第67回の岐阜県の障害者福祉大会において、この人工透析者への手厚い援助について大会決議がされたことを踏まえ、検討を行いました。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 確認をさせていただきますが、現在、年間で24枚ですけど、これをふやすということで検討されていくということでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問のタクシーの助成につきましては、現在、週に3回の年165回というようなことで、少しでも経済的な負担を減らすということで、今回、来年度、新年度予算のところで、月に2回分のタクシーの助成を上乘せするというように計上しております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） ありがとうございます。

もう一つお伺いをします。

現在、人工透析ができる通院機関、医療機関といいますのは、瑞穂市において2カ所しかございません。一つは吉村内科、もう一つはM&Dクリニックでございますけど、しかしこのM&Dクリニックには近くにみずほバスのバス停がございません。ですから、人工透析を受けられるように近くにバス停を設けてほしいと、そのような切な要望をされておりますけれども、どのようにこれに対して対応されていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） みずほバスによるバス停の御質問でございますけれども、みずほバスにつきましては、昨年11月に実施いたしましたパブリックコメント等の意見を踏まえて、パブリックコメント時点からルートの一部変更し、ことしの4月に再編を実施いたします。パブリックコメント等でいただいた意見を、可能な範囲で再編成計画に反映させていただいたつもりであります。

みずほバスは、3路線を4路線に、1路線追加になりますが、それでもなお、全ての商業施設、全ての医療施設、全ての公共施設をカバーすることは不可能であるため、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後もみずほバスにかかわる御意見等は賜り、今後の再編時に検討してまいりたいと考えております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 市民の皆さんの意見をお聞きしますと言われておりますが、実際に今、このように、市民の方から、人工透析の方から切な要望が出されております。

これについて、次回みずほバスの見直しという場合、いつごろ行われる予定でしょうか、お

聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回の再編は4月1日から実施をいたしますが、それ以降、アンケート調査やら、市の職員がバスに乗ったり、いろんな御意見をいただいたものを、来年度、1年たったぐらいのところで公共交通会議の中で検討していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ人工透析を受けておられる患者の皆さんの声に応えていただきたいということを要望していきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

介護予防支援補助金について、お聞きをいたします。

この補助金の実施要綱ですが、平成30年3月31日で終了するとなっております。なぜ2年間で終了するのか、その理由はどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

介護予防を目的とした住民グループの皆さんが今後も活動ができるように、一層援助をしていくということがもっと必要ではないかというふうに思います。ですから、実施要綱の見直しが必要ではないかと思いますが、お聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の介護予防補助金は、平成28年度に公募したところ、現在8団体から申請がされています。この団体の中には、10年以上にわたり自主的な活動を地道にしてみえるところもございます。また、この補助金を活用して地域の居場所づくりとして立ち上げられた団体もございます。どの団体も住民同士のつながり合いの中で何ができるかというような活動をされておられます。

今後は、住民が行うサロンや見守り活動、ごみ出しなどの居場所づくりなど、住民がお互いに行っている生活支援の活動の掘り起こしを、生活コーディネーターが中心となって推進をしていきたいと考えています。

御質問の補助金につきましては、そういった自主的な市民の方の活動を活発にするというきっかけとして利用するということで発足をしました。あくまでも自発的な活動の支援ということで、自立したグループの活動が前提ということになります。

新年度予算にも継続して計上させていただきましたが、あくまでも自主的な活動を助長するというような、継続、自立活動を導くような取り組みとして考えておりますので、何とぞそのあたりの御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私がお尋ねをいたしましたこの援助金の実施要綱、私が言いましたけれども、確かに平成30年3月31日で終了というふうに書いてあるんですね。ですから、その実施要綱を見直すのかどうかということについて、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 予算につけた、計上したということでございますから、実施要綱は見直して考えていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ見直しをしていただいて、ぜひ御支援をいただきたいということをお願いしておきます。

次ですが、紙おむつの助成事業というのがあります。これについてお聞きをしたいというふうに思います。

この瑞穂市でも例外なく高齢化が、これは私が言うまでもなく、進行しております。また、高齢者になりますと、所得・収入がなかなかふえていきません。こんな中で、家族介護の身体的、また精神的、経済的負担が一層重くなっております。また、大変つらいものがあるというふうに思います。

ところが、この瑞穂市の紙おむつ購入助成金といいますのは、月4万円が上限になっております。家族介護で苦勞されている市民の皆さんから、助成金が少な過ぎるのではないかという声が私のほうに寄せられてまいりました。本巢市や山口市では月8万円、こういうような額になっております。瑞穂市の2倍というふうになっておりますけれども、高齢者生き生きプランというのを策定されたわけですが、そうであるならば、紙おむつ助成金について見直しをすべきではないかというふうに考えますが、お答えを下さい。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問のところでございますが、瑞穂市の4万円というのは月4,000円ということで、本巢市が8,000円という……。

○5番（小川 理君） 訂正をお願いします。

○福祉部長（森 和之君） 瑞穂市の制度として、自宅にて寝たきり、または認知症でトイレの支援が必要な方については、紙おむつ、尿とりパッドなどにつき、月4,000円を上限に助成を行っております。平成28年度には、延べ人数で391人、平成29年度には、現在途中ですが、約400人となっております。

県内の状況をちょっと見てみますと、御指摘のように、本巢市、山口市においては8,000円となっておりますが、その他の市においては2,000円とか6,000円のところが多いというような状況になっております。また、条件についても、それぞれの市によって異なっております。

今回策定をいたしました高齢者生き生きプランの中で、いろんなサービスの見込みとか事業の内容に触れておるところですが、特に御意見をいただくようなことはなかったということで、特に改正はしておりません。

どのぐらいの補助金ということで行うのがいいとかということにつきましても、今後、この高齢者の生き生きプランの計画の策定委員会の推進委員会というのは、まだこれから継続して行っていくので、その進捗管理も行いながら、市民の皆さん方の御意見とかその中で生じた課題について、今後その意見を交えて、次の計画といいますか、予算とかそういうものについて検討をしていきたいというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 先ほど月4,000円を4万円と言いました。大変失礼しましたけれども、訂正をしていただきたいというふうに思います。

私、この市民の方から声を寄せていただきましたけど、こういった苦勞をされているにもかかわらず、こういった制度があることを知らなかったと、こういうこともあわせて言っておられました。こういう制度があることはわかったんだけど、じゃあこの制度を受けようということになりましたら、月4,000円というのは、本当にこれは少ないと、このようなことをおっしゃっておられたわけですので、ぜひ検討をしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問項目に移らせていただきます。

子供支援について、お聞きをいたします。

厚生労働省の2016年国民生活基礎調査で、県内の子供の貧困率、これは相対的貧困率ということになりますけれども、13.9%、これは7人に1人が貧困状態であるということが一般新聞でも報道されております。

お聞きをいたしますけれども、瑞穂市ではどのような子供の貧困率となるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子供の貧困率は、先ほど議員おっしゃられたように、13.9%で、7人に1人が貧困の状態ということになります。前回の平成25年の調査より2.4%下がり、12年ぶりに改善されたとしていますが、今回のこの調査では熊本県が除かれており、本当に改善されたということはちょっと疑問を抱くところもございます。ただ、ひとり親家庭の貧困率は全国で50.8%で、OECD、経済協力開発機構の加盟の35カ国の中でも最も悪いレベルというふうにされています。

貧困率というのは、世帯の収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べていったとき

に、真ん中の人の所得の半分であるところを貧困の線といいますか貧困ラインということで、それに届かない人の割合であって、今回の調査の貧困のラインは前回の調査と同額の122万というふうになっています。

子供の貧困率は、17歳以下の子供全体に占める貧困の線、先ほど申しました122万円に満たない17歳以下の子供の貧困の割合を示すものということで定義をされています。

ことし1月に瑞穂市のほうで実施をしましたひとり親家庭の保護者へのアンケートの結果の回答からですが、150万円以下の年収の世帯の方はひとり親家庭の全体の17.35%ということになっています。

以前にもお答えさせていただきましたが、市の貧困に関する目安としては、生活保護あるいは生活困窮世帯における子供、児童扶養手当といってひとり親家庭の方が受給している児童扶養手当、教育委員会のほうで行っております準要保護を受けている児童・生徒のことが考えられ、これらについては把握は可能なんです、子供貧困率ということになりますと、収入・所得といった全体の個人情報も取り扱うということになり、市としては正しい数字を算出するのは難しいと思われまます。

県のほうでは、平成30年度に、小学生1年、5年、中学2年の子供や保護者に、合計で1万人を対象に無作為アンケートを実施して、貧困状況の有無や必要な支援の把握をするということをしておりますので、そのアンケートの中からもしかすると市町村ごとの貧困率がわかるかもしれませんが、現在のところ、そのような状況しかわからないということで答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 瑞穂市でどのような貧困率になるかということは、まだそういうお答えができる段階ではないということだというふうに思います。

そこで次に、ひとり親家庭の貧困実態調査を行われておりますけれども、それにかかわってお尋ねをしたいというふうに思います。

これを踏まえまして、今、議会のほうに渡されておりますのは中間のまとめということで、その範囲でも結構なんですけれども、今後、どのような課題や目標、あるいはどのような推進の体制で子供支援に取り組んでいく考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 昨日の鳥居議員の御質問でもお答えをしておりますが、先ほども少し触れましたひとり親家庭の保護者へのアンケートというのをことしの1月5日から行いました。悉皆調査ということで524世帯に発送して、1月23日までの回答期限で行いまして、175世帯の約33.3%から回答をいただき、有効な回答は121世帯ということで、現在この集計を分析

して、今後どのようなひとり親家庭への学習支援なり子ども食堂とかそういう支援が必要かということのをこれから見きわめていくという段階で、今年度予算にその計画とか体制づくりということで300万円を予算に計上させていただいて、今後、今の分析の結果を踏まえて計画を立てていくということになりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 県議会、今、3月議会もありまして、御承知のとおりだと思いますが、県は子供の貧困実態調査を行うということでもありますけど、これはひとり親家庭には限っておられないわけですね。そういう点では、今回の瑞穂市の実態調査といいますのはひとり親家庭に限っておるわけですけれども、私、この県議会3月議会を見ておりまして、これは新聞でも報道されておりますけれども、大変注目したほうがよろしいということがあります。

これは、実は新聞で出されておりますけれども、子ども・女性局長がこのような答弁をしております。子供の貧困対策は、多岐、いろんな部門にわたり、所管する課の連携が必要だと。2018年度は、関係する4部4課で構成する子供の貧困対策推進会議を立ち上げ、連携した取り組みを強化するという答弁がされております。

こんな言い方はあれですけども、県でもそういうような取り組みがあるわけですので、私、この瑞穂市でも、このひとり親家庭の実態調査を踏まえて、こういった体制をつくる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

瑞穂市の中でも、子供の貧困の問題といいますのは福祉生活課だけの問題ではございません。市民部の問題でもあります。それから、教育委員会の問題でもあります。したがって、こうした子供の貧困対策に関係する担当課で構成する対策推進会議というものが私は必要ではないかなというふうに思うんですよね。これは、そういうものが必要だということを改めて提案をし、お願いもしておきたいというふうに思います。ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、生活保護の問題についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず最初に、生活保護を受給されている方からこんな声を寄せていただきましたので、紹介をさせていただきます。

市役所に何度も足を運んで相談をしてきた。今では生活保護を受けていますが、しかし何度相談しても、生活保護を受給してはどうですかと、そういうようなお話は一切ありませんでした。そのお話があれば、もっと生活保護を受けることが早くできたのではないかと思います。本当に悔しい思いです。また、生活保護が申請できても、保護決定がいつになったらおりののか、それもわからないまま過ごしてきました。本当につらい、不安な毎日でした。もっと相談者の身になった人間味のある温かい福祉事務所の対応を強く要望しますというのが、私のとこ

ろに寄せられておる生活保護受給者の声であります。

私はその声を紹介させていただきましたのは、生活保護は、私が言うまでもありませんけれども、憲法第25条の生存権を国が保障する制度でございます。貧困と格差、大きな社会問題になっておりますけれども、その中で生活保護の制度を正しく、かつ多くの市民の皆さんに周知していくということがますます重要だというふうに思います。また、先ほど紹介をいたしました生活保護受給者の声を紹介しましたがけれども、せっぱ詰まった思いで来られる相談者には生活保護への丁寧な対応がとりわけ大切だというふうに思います。

そこで、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますのは、生活保護のしおり、国民健康保険なんかでいいますと、いいか悪いかは別にして、しおりがあります。生活保護のしおりというものが私は必要ではないかなというふうに思いますが、これは検討できないのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 昨年12月に、みずほ生活と健康を守る会の方々が、生活保護の運用改善と要望ということで、こちら福祉部のほうに来庁されました。御質問の生活保護のしおりについてということですが、生活保護制度の運用や利用に当たって、理解を広げるということで、しおりは不可欠であるということで、作成を検討してまいりますということでその場はお答えをしております。

これまで、生活保護の相談あるいは生活保護の申請の際に使用するしおりというものは、備えつけておりませんでした。議員の御質問のとおり、生活保護を市民の方に正しく周知はしておりませんでした。

今回の御要望や御質問を受けて検討いたしました結果、気軽に手にとっていただき、自由にお持ち帰りいただけるような生活保護制度のしおりとして、市販のものではございますが、福祉生活課の窓口で備えつけをさせていただきました。

昨日のくまがい議員の御質問にもございましたが、親切・丁寧に説明をしていくつもりでございますので、よろしく願いをいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

本当にここで一々細かいことを申し上げることはできませんけれども、福祉事務所の窓口で本当にいろんなことが実際にはございます。生活保護の、本来、生活保護につなげることができても受けられないという、こういう人たちも少なからずおられるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、ぜひ丁寧な対応をしていただく上でも、このしおりをぜひ活用していただきたいし、また生活保護を受けていますと、これは、この憲法第25条で

保障されています生存権、これを国が保障するということでもありますけれども、本当にこれは肩身の狭い思いをしておられるということも事実です、生活保護を受けておられる方がね。ですから、私は、この生活保護そのものが正しく市民の皆さんに周知できるように、しおりをぜひつくっていただきたいということは思うわけでございます。

次の質問に移らせていただきます。

就学援助の準備金、前倒し支給についてお尋ねをしたいというふうに、これは教育長に答弁をお願いしたいというふうに思います。

昨年7月、文部科学省が全国調査を行いまして、この30年度、つまり来年度に入学する児童に対して実施する予定のある自治体がどれだけあるかということが調査をされまして、小学校では4割を超える自治体がこの30年度に入学する生徒に支給する、こういうふうなことがはっきりしてまいりました。また、中学校では5割近くのラインになっております。

そこでお尋ねをしたいと思いますが、今議会に提案されている予算案では、この就学援助の入学準備金、つまり小学校に入学するときにランドセルが買えるような、あるいは中学校に入学するときに制服が買えるような、こうした援助金の前倒し支給ですけれども、どのように検討をされてきたのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回、新たな制度ということで、入学準備金を取り組んでいるというところでございます。本当に支援が必要な保護者に対し、適切に支援を行うため、申請から交付までの事務の流れとか、手続等のフロー等、マニュアル等の整備を確実に行う必要があると考えております。

今回、30年度予算に盛り込ませていただいております。ですから、実際的には、その対象となるのは31年4月の入学の方になります。

本市では、入学準備金制度にかかわる事業の一環として、制服等のリサイクル等々、事業を平成28年度より行っています。制服を初め、カッターシャツや体操服等を必要としている家庭に供給しています。平成29年度においても、入学準備を進めていく上で、希望者には必要なものを、現金ではなく、必要な物品にて支給を行い、就学に関する援助を行っています。人から人への温かい思いをつなぐ事業として、大切に事業を推進していきますということです。

制服等のリサイクルは、また継続してやっていきますけれども、今回、30年度に盛り込ませていただいた新入学生徒の学用品の扶助ということで入学準備金と言っているものですね、これは4万7,400円が中学生、小学生の子は4万600円という単価で組ませていただいております。対象は、合わせて中学校のほうは41名で、小学校のほうは86名ということで組ませていただいております。要保護、準要保護の対象の方々にお払いしていくというものになっております。よろしく願いいたします。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今年度予算の中で、この入学準備金の前倒し支給というのを予算に組み込んでいただいて、ありがたいというふうに思うわけですが、私、こういう制度が、じゃあ本当に必要な児童に届くのかどうかということになりますと、ここには一つ大きなハードル、壁があるのではないかなというふうに思います。

そこで、こういった制度が本当に支援の必要な子供たちに行き届くようにするためにお聞きをしたいというふうに思います。

就学援助の収入といいますか所得の認定基準といいますのは、これは要綱にも明記をされておりますけれども、住民税の所得割の非課税が要件になっております。しかし、その多くは生活保護を受けられる所得水準でしかないのではないかとこのように私は思います。

しかし、子供の貧困が、これは瑞穂市がどれだけかというのはまだわからないということですが、県も言っておりますけれども、子供の貧困が7人に1人という現状から見ますと、生活保護を受けておられる方の支援だけでは済んでいかない問題があるのではないかとこのように思います。つまり、経済的に厳しい子育て世帯には、その就学援助の手が届いていないということになってしまうのではないかとこのように思うわけです。

就学援助の収入基準についてですけれども、本巣市や他市のように、少なくとも生活保護基準の1.5倍を引き上げていくことが必要ではないかということ、私、この一般質問でも繰り返し質問をさせていただいてきたところですが、その点ではどのように検討されてきたのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 現在、当市の就学援助につきましては、所得要件による市民税所得割額の課税状況、非課税世帯を基準として、あわせて児童扶養手当の受給者であることや、あるいは国民年金の全額免除を受けている等の状況などにより判断させてもらいまして、対象者を決定しています。

基準としては、他市町のように、生活保護の基準の1.5とか1.3というところもあるんですけども、そういう若干の違いはございますが、その明確な基準をもとに対応をさせていただいています。

就学援助制度の啓発につきましては、平成28年度の3学期から、各学期の初め、入学式等に案内文書も配付して周知を図っております。

対象者についても、年度途中において要件により対象外となった方もありますが、実際に途中で外れた方もいるんですけども、3月1日現在では、今、129人の方にお払いしているという状況です。

御指摘のありました生活保護基準についてでございますけれども、就学援助制度は、本来、就学に関する費用の援助が必要な家庭に必要な支援を行っていく制度であると考えております。学用品とか、ちゃんとそのお金が給付されたとしても、それにちゃんと使われているかどうかということですね。基準、要綱についても、他市町の状況を見きわめながら、これからもよりよい制度となるよう常に見直しをすることを考えております。

現在、当市の就学援助の内容としましては、対象者へ現金を支給するのではなく、学習費や給食費の全額を本人のかわりに市が代納する制度となっており、他市町と比較して手厚い援助になっていますと考えております。

引き続き、現在の要綱による周知を図り、徹底する努力を続けていきたいと考えております。周知については、各学期の始業式に小・中学校在籍児童・生徒全員に案内文書を配付しているという状況です。

基準は、私どものほうは、非課税世帯であり、なおかつ国民年金とかの免除を受けていませんとか、児童扶養手当をもらっていませんかということをお聞かせをもらって、本当に困窮しているお子さんのところへお金が届いて学用品が届くというようなことを細かくやっています。

先ほども、今回の議会でもありましたが、いろんな関係性を持って、福祉部とかそういうところからいろいろ意見を聞かせてもらっています。この問題があったとき、窓口、学校教育課のほうでは、あなたは国民年金の免除をしていますかとか、国保の免除なんかもありますよということも学校教育課の職員は話しているということなんですね。ですから、単にこの就学援助のお金を払うだけのみでなく、そういう制度も、深くまでは専門ではないので話ができないんですけれども、そういうこともありますよという話はさせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、子供の貧困が7人に1人と、こういう現状があるとしますと、今、瑞穂市の小・中学生は約5,000人ぐらいですかね。そうしますと、相対的貧困ということになりますけれども、経済的に厳しい状況にある家庭の皆さんというのはどれぐらいあるのかと。これを推測しますと、7人に1人ということになりましたら、もっと多くの人たちが、これは就学援助の対象にならなきゃならん。今現在、就学援助の対象になっておる方々は、今、百二十何人ですかね。そうすると、その差は余りにも大きいと私は思いますね。

今の就学援助を受けておられる方の2倍あるいは3倍あっても、子供の貧困と、こういう現状からいったら、あってもしかるべき、こういうふうな状況でなくてはならんというふうに思うわけですね。そうしますと、じゃあ果たして今の住民税所得割非課税、これでよいのかどうかというのは、そういう観点から検討されなきゃならんということを思いますので、ぜひそ

ういう面から子供の貧困ということに対してしっかりと向き合っていただきたい、このことを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険についてお聞きをしたいというふうに思います。

この30年度4月から国民健康保険が都道府県化されます。もう間もなくということになるわけですが、県の納付金というものが既にもう確定をしております。また、その予算案が今議会に出されております。

県の国保の運営方針というのがありますけれども、この県の運営方針を見てみますと、御承知のように、この都道府県化が始まる時に、できるだけこの制度による値上げというのが起こらないように、激変緩和という措置をとるということが運営方針の中でも言われております。しかしながら、一方、この激変緩和の措置が平成35年、つまり30年度から始めて6年後になりますけれども、35年度で終わりにになってしまうということもこの運営方針の中で明記をされております。

そこでお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、この激変緩和が終了になりますと、当然ながら保険税の大幅な引き上げ、つまり増税ということが現実問題になってまいります。ですから、この激変緩和という措置について、県に対して瑞穂市としてどのように働きかけていくつもりなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいま小川議員のほうから御質問をいただきました県に対する大幅増税にならないような県に対する瑞穂市としての働きかけというところでございますけれども、まず、ただいま議員のほうからも御紹介がありましたように、国民健康保険制度が変わって、財政の仕組みが変わることになります。これに伴い、一部の市町村においては、被保険者の国民健康保険税、保険料が上昇する見込みとなることから、急激に増加することを回避するために激変緩和措置がとられ、対象期間は6年間ということに定められています。ただし、決算補填という、いわゆる赤字補填をしているような法定外の一般会計繰入金を削減したことにより増額となる部分については、この措置の対象外とされています。

岐阜県では、国のガイドラインに沿って、市町村の被保険者1人当たりの納付金額が、平成28年度に比べ、医療費の自然増を含めた一定割合を上回るような場合につきましては、できるだけ穏やかに変更することを目的にしまして、緩和措置がとられるということが決まっております。

今後6年ほどでいわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行されることから、国民健康保険制度は、その後は安定をすることが想定されておりますので、大幅な増税にならないというような見込みもあつてのことかと考えております。しかしながら、今、議員の御発言にもございましたように、増税になるのではないかとという心配があることも真摯に受けとめ、

今後も状況を検証の上、国民健康保険運営協議会でも御協議いただいた上で、県内の担当課長会議などにも御相談・協議をした上で、必要に応じて県への協議・要望などの働きかけを行ってまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 瑞穂市におきましては、この激変緩和と、保険税の値上げを抑えると、こういうことで、来年は5,000万円の基金を取り崩すということがこの予算案で出されております。これもいわゆる激変緩和の措置に基づくものではないかなというふうに思うんですけれども、これはちょっと発言通告しておりませんが、そういうことでよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） おっしゃるとおりで、皆さんにも、会派の勉強会するときにも御説明を申し上げておりますが、30年度の当初予算で5,000万円の基金の取り崩しを見ておりますのは、そういったいわゆる激変緩和ということで、できるだけ保険税の上昇を抑えて、不足する部分について、そこで補うと。そういった考えで、今後しばらくは続けていく必要があるというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 国保の基金が昨年度の決算で5億3,000万円、ことしもまた1億円積み増されるということやもんで、これは問題だと思って総括質疑でも言っておりますけれども、仮に6億3,000万円になったとしても、これはいつまでもあるわけではありませんね、激変緩和で6年間使うということになりますと。そうしますと、やはり6年後というのは保険税の大幅な値上げになる可能性があるわけですので、ぜひこら辺の論議は、ぜひ引き続き論議をさせていただきたいというふうに思います。

今、県の運営方針を見ましても、一般会計の法定外の繰り入れというのをしばらくは激変緩和ということでもって認めるけれども、6年間のうちに減らしていってくださいよ、先ほど言われました赤字補填についてはね。こういうことで、県がその法定外の繰り入れをしばらくは認める、つまり保険税の値上げをさせないために認めるけれども、しかしいづれはなくしてくれと、こういう話になりますと、これはやっぱり市民の側から言いますと、保険税が値上げすると、こういうことにならざるを得ないというのは、多分御承知いただけることではないかなというふうに思いますので、そういうときこそ、この瑞穂市が地方の自治体として本来果たさなければならない役割を、市民の命と暮らしを守ると、こういうことでしっかりその役割を果たしていただけるようお願いをし、また議論を引き続きさせていただきたいというふうに思います。

次に、国保の均等割についてお聞きをします。

この均等割は、子育て世帯に負担が重いと、子供に係る均等割を減免に踏み出す自治体も実際に生まれております。

私が瑞穂市の国保運営協議会の中で傍聴させていただいても、子供には負担がかからないようにしてくれと、こうやっておっしゃっておられたのは、なるほどなというふうに思うんですけども、そういう意味でいいますと、子供の世帯の負担の重い均等割というのを減免するということが私は必要ではないかなというふうに思います。

もとより、全国知事会ですけれども、子供の支援の観点からの子供に係る均等割の減免、これを国に要望されております。瑞穂市でも第3子以降について、均等割——これは1人2万7,500円ですよ——を全額免除にすることは、その気になればすぐにできることはではないかなあというふうに思うわけですけれども、その点についてお聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず均等割に対して、全国的な動き、あるいは知事会の動きということで、今、御紹介をいただきました。

国民健康保険の均等割は、被保険者一人一人に均等にかかるものであり、家族に子供がふえると保険料の負担が重くなる仕組みとなっていることは否めない事実でございます。また、同じ医療保険制度でも、組合管掌健康保険ですとか協会管掌健康保険などには算定基準がない、いわゆる所得割というようなところでございますので、ない制度ということからも、全国的にも見直しが求められているというところで、先ほど議員から紹介のありました全国知事会は、平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入や国の定率負担の引き上げなど、さまざまな財政支援の方策を講じることということで、要望が掲げられております。これには、医療助成制度によって国の負担減額措置を廃止するようというところも掲げられておることも、あわせて紹介させていただきます。

また、各地の地方議会、市町村議会において、国民健康保険における子供に係る均等割の軽減に関する意見書などが提案、議決され、関係大臣宛てに提出されているような事実もございます。

このような全国的な動きがある中で、また国民健康保険制度が県単位化という大きな節目が始まろうとしている状況でございますので、市単独でそういった施策を打ち出すのではなく、県内の市町村が全体で協議をして対応することが望ましいのではないかと今のところは考えております。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、控え目な提案ということで、第3子以降ということを申し上げてお

るんですけれども、実際に第3子以降、これを減免しますと、どれぐらいの予算がかかるのかということは、質問通告を出しておりませんので、それは質問しませんけれども、私は決して多くの予算が必要ではないというふうに思いますね。つまり、私、何が言いたいかと言いましたら、この瑞穂市は若いまちだと言って若い子供たちが多く来られるわけですので、本当にそういった子供たちを支援していくという立場から言いますと、その気があれば、その気持ちが大変なんですよね。その気があれば、大して予算はかからないというふうに思いますので、またこれは改めて、どれぐらいの予算がかかるのかということは、伊藤さんがかわられるのであれですけれども、また6月議会でもお聞きして、引き続き若い人たちへの子供支援ということは求めていきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、国保税などの市税の滞納処分についてお聞きをします。

私、これまでも一般質問でお尋ねをしてきたところでありましてけれども、これらの市税の滞納者の預金口座に給与や年金が振り込まれた直後にそれらを全額差し押さえ、そういった件数と、また差し押さえ金額というのは、直近の2年間、これは私が市会議員になってからということになりますけれども、直近の2年間でいいますとそれぞれどのような状況なのかということをお尋ねします。お答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問でございますが、預金口座に振り込まれた直後かということには多少タイムラグがあるかもしれませんが、預金の全額差し押さえとなっている、今、27年、28年、29年度、現在までといいますか1月末までの状況ということでお話をさせていただきますと、27年度において全額差し押さえをした件数が10件で、金額は197万9,000円、28年度においては1件で、金額は26万7,000円、それから平成29年度、1月末現在ということになりますけれども、3件で44万7,000円となっております。

ただし、差し押さえを行っておりますけれども、即時で換価をするのではなく、できるだけ窓口で納税相談に来ていただきたいということで、対応していただけた方については、その協議の中で一部解除を行っているという状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと申し上げておきたいと思います。

盛んに滞納された人に相談に来ていただきたいと言われるけれども、私、そういうことばかりではやっぱり市民の皆さんの気持ちというのはつかめない、残念ながらそれは思います。なぜかといいますと、滞納しておられる方は、市役所に行ったら、どんだけ払えるなどと言って、こういう話になるに決まっておるんですよ。払えんもんで困っておるわけやもんで、市役所においでおいでと言ったら、それは幾ら払えるなど、こうなってしまうたらつらい。なぜつらい

かといったら、生活ができなくなるからだと思うんですね。

私、何が言いたいかといいますと、そうやって相談に来ない人は悪質やと、そういうふうに見ていいのかどうか。横着いと、私、それは違うということを申し上げておきたいなというふうに思います。

本当に生活できない人は、なかなか来られません。だから、私は、そういった方に寄り添っていき、市民の立場に立って寄り添っていくような徴収のあり方というのが問われるところではないかなというふうに思うわけですね。

徴収法の第153条にも執行停止の定めがあることは、一般質問の中でも申し上げてきました。滞納処分の執行によってその生活が著しく窮迫させるおそれがあるときには執行を停止できる、こういうことが徴収法の第153条に述べられております。

また、税務署のホームページを見ましても、納税の猶予等の取扱要領、ぜひこれも見ていただきたいというふうに思いますけれども、何が書かれておるかといいますと、納税者の視点に立って事情をよく聞き、猶予等の活用を図ることを基本方針にすると、こう述べているんですよ。

ちょっと耳の痛いことかもわかりませんが、納税者の一人一人がどのような生活なのか、何に困っておられるのか、そういうことをよく聞いて、しかも納税猶予等の活用を図っていくということを基本方針にしなければなりませんよと税務署が述べておるわけですよ。そういう点でいいますと、払えない人たちのその理由といいますのは、経済的な理由や、また介護による負担の重さ、あるいは子供たちに係る教育費用が重いとか、こういうさまざまな事情があります。そういった事情をよく聞いていただいて、相談者の身になって対応していただくということが、私、本当に必要だなというふうに思います。

時間がないので、最後に申し上げておきたいというふうに思いますけれども、今の瑞穂市の徴収行政といいますのは、そういった納税者の視点に立って行っていくということが余りにも欠けているのではないかということを思います。

そこで最後に申し上げておきたいのは、そういった納税者の視点に立って、困っておられる方に親身になって、相談に乗って、生活を支援すると。そのことによって納税できるような納税者に育てていくといいますか、そういう徴収行政が本当に必要だなあということを思います。そういうことを基本方針にして頑張っておられる地方自治体もごぞいます、実際に。

こう言うちょっと語弊があるかもわかりませんが、一片の通知で差し押さえをやっていくようなことではなくて、本当に納税者の気持ちに、生活に寄り添っていくことが、むしろ長期的に見ますと収納率を上げる。短期的には強引な差し押さえをやれば収納率が上がりますけれども、それは長い目で見たら市と市民との関係というのは壊れていってしまいます。信頼関係もなくなってしまいますからね。ですから、長い目で見たら、そういった親身になって、

納税者の視点に立って行っていくということを基本にするということを改めて申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。4時5分から再開をいたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたしますので、お願いをいたします。

それでは始めます。

6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の御許可をいただきましたもので、これから質問席のほうにおきまして質問をさせていただきます。

今回は、4点質問をさせていただきます。

まず1つ目は、米の生産調整、減反政策の廃止によりまして、本市の農業、私も稲作農業者でございますから大変心配をしておりますけど、その影響と対策について。

2つ目には、認定農業者について。

3つ目には、これは東洋経済新報社が毎年出しております全国の住みよさランキングという、このくらい分厚い7,000円弱の雑誌でございますから、その本から抜粋しまして、本市の課題と対策と。

4つ目には、新地方公会計制度から見た本市の財政実態はというこの4点につきまして、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、最初に、米の生産調整、減反政策の廃止による稲作農家への影響とその対策ということにつきまして、都市整備部長に御質問をさせていただきます。

30年度、要するに本年度より、今まで国による生産調整、減反が廃止になりまして、本市の稲作農家への影響が懸念をされております。生産調整が廃止されたことにより、生産者は自由に作付が可能になりました反面、生産調整に対して支払われておりました直接支払交付金というものが廃止をされました。そこで、今回の減反政策廃止は、食用米の価格が、つくり過ぎて下がるように国が供給量を調整していた政策を、要するに、生産者の自由な判断で米がつくれるようになった農業政策の転換でございます。

今回は、1月末に47都道府県が示しました30年度の面積の目安は、減反時代の前年に国から割り当てられた目標と大差はなかったようなことを私は新聞記事で知りました。内訳を見ますと、36都道府県が前年並みと。千葉、それから大阪、和歌山、高知、鹿児島が減らし、青森、岩手、秋田、福島、鳥取、山口の6県がふやした模様でございます。

今までは、農林水産省が、毎年11月末ごろに翌年産米の生産数量の目標を示しまして、それを都道府県に配分する仕組みでございました。今回据え置きましたそれぞれの自治体は、新たな米政策の1年目は平成26年からの米価回復、要するに、米の平均出荷単価に水を差すようなことはしたくないということで、安定志向を望みまして、国の生産目標にかわる生産量の目安を設けたようであるとされておりまして。ちなみに岐阜県は、30年度の目安は29年目標量より0.07%増の10万8,978トンとなった模様でございます。

そこで、本市は、どのような方式で、どの機関がガイドラインを設定されたか、まず最初に御質問をさせていただきたい。ちなみに、平成30年度の瑞穂市の生産指数については、岐阜県から指示があった数値は、水稻生産指数1,818.129トンでございます。面積換算値でいきますと388.99ヘクタール、水稻配分基準単価は467、要するに1反当たり7.7俵でございます。

さらに、今後の課題として、今後も、今やっております県の協議会が生産指標を指示し、各市町村の地域協議会が必要動向や生産者の意向を考慮した生産目標及び作付換算面積を通知する方式を踏襲するのか、お答えをお願いいたします。

ここで参考に申し上げますが、今までは4方式をとってございました。1つは、県単位だけを指示ということで、秋田、静岡、京都、岡山、徳島の5府県と。そして、市町村の地区まで示してございましたのが28道県ございまして、北海道、青森、岩手、新潟、三重、栃木、群馬、その他ということで、生産別まで示してございましたのが、この地元岐阜と、それから愛知、富山のほか12県。全く示していないのが、東京と大阪というわけでございます。

都市整備部長、2点につきまして御返答をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 杉原議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度からは、国による米の生産数量目標の配分が廃止され、米の直接支払交付金も廃止されることになっております。30年度からのシステムというのは、国の需給見通し等の情報によりまして、岐阜県農業再生協議会から瑞穂市の生産指標が提示され、瑞穂市再生協議会で配分基準単収を決定し、配分方法として、全農業者の水田台帳面積に対して一律配分方式を用いて生産目標を設定することになりました。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今年度は、そういうことで個別の生産者まで、要するに作付面積並びに

数量の設定までと。

今後この方式を、今後と言いましても、それを期間に捉えたら3年になるか、5年になるか、10年かという話になりますけど、そこまで先のことは言いませんけど、中期的な視点に立ちまして、ここら辺までは、5年くらいまでは、要するに今の方式を踏襲されるのか、ほかの地域を見て、これもちよっと先ほど言いました4方式というのがあるんだけど、そこら辺のお考えがあるのかどうか、そこら辺をちよっと御回答いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現時点では、この30年度から始まります岐阜県の再生協議会から瑞穂市に生産指標を出されたものを、瑞穂市再生協議会の中で各戸に一律配分するという、この方式をしばらくはとっていくという考えであります。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） よくわかりました。なかなか先のことは見通しができないものですから、誰しも当面は今の方式をとっていくというのが、ベストではないんだけど、ベターの方式だろうというふうに思っています。

それで次に、今こういうことで、中食とか、そういうところで一応需要があるので、何とか価格の維持はできると思うんですけど、今後はどういう事態になるのかわかりませんで、農業生産者として、今までは、去年までは、要するに直接支払交付金というのは1反当たり7,500円いただいておったんですよね。これがなくなったわけなんですよ。そこまで、要するに今の生産者の方がよく理解をできていたかということは、私、非常に疑問があると思うんですよ。そういうことが、だんだん情報が生産者の中に入ってくると、それから今7俵ということをやっていたんですが、これが例えば凶作で5俵、6俵しかとれんようになった場合に、そうした場合には、要するに、農業生産者というものは今の水田をそのまま放置するというわけにはいきませんですよ、やはり耕作放棄地という問題も出てきますし。

ですから、その兼用ができないということになりますと、ここでお聞きしたいんですけど、何か行政として、こういうものを作物としてつくったらどうかというような何かいいアイデアとかいうものがございましたら、ここで御披露をお願いできないかなあとっておるわけです。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年度からは、米の直接支払交付金はなくなりますが、水田活用の直接支払交付金は継続されます。支援の対象となる農業者は、販売目的で対象となる作物を生産する販売農家となりますが、認定農業者でない場合でも対象者になります。

対象作物としては麦、大豆、加工用米、飼料用米、米粉用米などになりますので、これらの作付を検討し、補助金を受けていただくというのも一つの方法かというふうに思います。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ありがとうございます。

今、部長のほうから認定農業者というお言葉が出ましたもので、次の質問に移らせていただきます。

認定農業者の条件ということで質問をさせていただきます。

実は、JAぎふさんが毎月発行されております機関紙に「ふれあいねっと」というのがございまして、2月号にたまたま認定農業者の記事が出ておりました。JAぎふでは、多分これ、JAぎふさんの管轄内だと思うんですけど、約300人の認定農業者の方を対象として、昨年11月20日から12月14日までの間に、5カ所で認定農業者の方と意見交換をしたというような記事が実は出ておりました。

そこで、認定農業者制度というものにつきまして、ちょっと説明をさせていただきたいと思えます。要するに、認定農業者制度というものは、意欲と能力がある農業者が、みずからの経営を計画的に改善するために農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度であると言われております。市町村からこの認定を受けます農業経営者、それから農業法人等が該当者であり、担い手農業者とも呼ばれております。また、認定農業者は国や県、市町村からもさまざまな支援が受けられるというふうに言われております。そこで、瑞穂市の認定条件としてクリアせねばならない事柄が種々あると考えられます。

そこで質問いたしますが、まず私が浮かんだ質問で、ちょっとたくさん項目を言いますから、それは一括でお答えいただきたいと思いますけど、まず性別、男性と女性の性は一切問われないかということですね、1つ目は。

2つ目は、専業とか兼業との形態は別にいとわないかということですよ。

3つ目には、対象となる農地。要するに、農業振興地域の農用地域内、要するに青地農地と、それから農業振興地域内の白地農地も対象になるかと。

それから、4つ目には営農の種類ですよ。要するに、水稻、麦、大麦などの土地利用型の農業だけなのか、例えばそういう施設営業、私なんかやっておりますけど、そういう施設営業、イチゴなんかをやっておる人なんか対象に入るのかということですね。

あと、経営の規模、これも何か一定の規模以上じゃないとだめなのか。そこら辺、規模は関係ありませんよということなのか。

例えば一度受けましたら、ずうっと永久的にこれは有効なのか。例えば期限というもの決められて、例えば5年とか、10年とか、そういうふうになっておるのかということ。

あと、私が今思いつきましたのは7項目なんですけど、いや、まだこれ以外に一番重要な問題があるよと、これをクリアせないといけないよという問題がありましたら、そこもあわせて簡単明瞭に御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おおむね今御質問されたもので網羅されているというふうに思っております。

今御質問にありますように、性別、専業か兼業か、農地の耕作の場所、年齢、営農類型、経営規模は関係ありませんが、今御説明があったように、農業経営改善計画の作成が義務化されております。また、一度認定を受けた計画の有効期限は5年となっております。さらに5年経過後は、再度、農業経営改善計画認定申請書を策定し、再度その認定を受けるということになります。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 5年更新ということなんですね。

それと、あと例えば5年たったから、もう一度するというところで、例えば農業経営改善計画もやはり出して、その今の認定というのは誰がされるんですか。そこら辺、ちょっと教えていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 認定農業者の認定基準については、農業者の営農活動全体から得られる所得が市の基本計画の目標水準に達しているかどうかということで判断いたします。これは市になるということでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、部長のほうから目標基準と言われました。それをちょっとアウトラインだけでもいいですけど、ちょっとお教えいただけませんか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ちょっと今質問がわかりにくかったんですが、経営改善の計画の目標というのは、この有効期限どおり、その5年というふうだというわけです。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） では、続きまして、当市の認定農業者といたら何名ほどお見えになりますか。例えばその内訳として、扱い品目、例えば稲作とか、柿とか、それからあと梨とか、イチゴもいいというお話ですけど、トマトとか、その他野菜とか、そこら辺、もしおわかりに

なりましたら、お教えいただきたいと思うんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市の認定農業者は、平成29年度末で17の個人と法人が登録されております。

法人が7団体、個人では男性が10人おられ、作物別では稲作、それから花卉（バラ）、それから野菜、主にトマト、サンチュ、レタス、タマネギ、それから麦、大豆、果実（柿、イチゴ、トロピカルフルーツ）の作付の計画となっております。過去5年間の推移については、4人の減少となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 私、もう少し見えるかなと思っておりましてんですけどね。ちょっとがっかりしましたんですけど、それで、じゃあ、当市のことはわかりました、現状。

それで、じゃあ、我々この瑞穂市を取り巻く近隣の市町の状況は、どのような状況になっておりますか。ちょっとお教えいただけませんかでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 近隣の他市町の認定農業者数は、平成29年3月末のデータで、岐阜市134人、本巣市41人、羽島市26人、山県市18人、各務原市56人、北方町7人となっており、岐阜地域全体の認定農業者の数は若干減少傾向にありますので、今後は農業次世代人材投資を受けている方など、若い農業者が認定農業者へ申請されることが望まれます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今お聞きしましたところ、岐阜市が134名とは、また非常に多いですよ。これは、要するにどのような栽培をされている品目の方が多いいんですかね。ちょっとこれは事前通告しておりませんので、わかりませんが、134名というのは、岐阜市でですね。市長、そう思われませんか。

もし、おわかりになりましたらお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 恐れ入りますけど、その作物、中身までは少し調べておりませんので、今ちょっとお答えすることはできませんので、よろしくお願いします。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） それで次に、今後本市としまして、これをある程度とめていかないかと思うんですけど。その施策ということで、今後PR活動をしっかりやっていただきたいなあ

いうふうに思っておるわけでございます。

ということは、認定農業者のメリットはどういうものかということで、私もちょっと考えておりましたところ、融資政策でございますね。一つは農業経営基盤資金（スーパーL資金）というやつでございますよね。これは、要するに農地取得や機械・施設等の投資等の長期資金ということと、それから農業近代化資金と。それから、あと税制面で青色申告者には優遇措置があると。

もう一つは、農業委員会でもよく女性がPRしてみえますけど、農業者年金で、要するに国庫補助金が得られるというようなことで、これをまだ我々瑞穂市も農業従事者は年々減少の傾向にはありますけど、やはりまだ土地は、特に柿と、それから稲作が中心ということで、まだ当分間、当分間といいますと企業はなかなか難しいんでございますけど、やはりこれは維持をしていかななくてはならないというようなことで、私は今回これを質問させていただきましたのは、私も実は、個人的なことを申し上げて大変恐縮なんですけど、水稻で5反をやっておりまして、柿畑3反やっております、イチゴも5畝ほどやっております、ただそういう言い方をしては大変失礼かと思っておりますけど、惰性でとにかく農地だけは守らないけないと。要するに、土地を荒らしてはお隣様にも迷惑をかけると。要するに、耕作放棄地はつくったらいけないということでやっておるわけなんですけど、ここで一つ、そういう特に農業従事者といいますのは年配の方が多うございますけど、一つモチベーションを保つためには、何かこういう制度をPRして、こういう認定農業者という制度があるんだなあ。余りメリットといいますと、なかなか私も詳細にはわかりませんが、ああ、そうかと。そうしたら、ちょっと機械が悪くなったけど、要するに共同でちょっと購入して、もう少し二、三年でも農業に従事しようかというようなことで、何かそういうモチベーションを維持するために、こういうことの今の認定農業者制度というものを何か行政のほうでも積極的にPRをしていただければというような意味合いから、認定農業者の条件ということにつきまして質問をさせていただきました。

では、続きまして、ちょっと休憩をいただきたいんですけど、といいますのは、次の住みよきランキングにつきまして資料を配付させていただきますから、これを見ていただいたほうがいいと思っております、ちょっとチェックをしていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

〔資料配付〕

休憩 午後4時35分

再開 午後4時37分

○議長（藤橋礼治君） それでは、引き続き再開をいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、手元にお渡しさせていただきましたのは、これは東洋経済新報社と  
いうところが出ております全国の市を対象にいたしました「住みよさランキング」、これは  
毎年公表しているものでございます。この最新版は、2017年6月15日現在の814都市、全国791  
市と東京23区を対象にしたものでございます。この資料というものは歴史がございまして、  
1993年以来、今回で24回目の公表となっております。2011年は、ちょっと非公開ということに  
なっております、これからこの資料を、皆さん全部に渡っていますね、この資料をちょっと  
見ておってください。

2017年、瑞穂市、参考にちょっと本巣市ということを横に表示しておりますけど、瑞穂市の  
2017年の要するに総合評価といいますのは、安心度、利便性、それから快適度、富裕度、住居  
水準充実度ということで、一番下は、県内21市の中で何番目というようなことで、その住みよ  
さランキングの算出方法は、この下に書いてございますように、安心度、それから利便度、そ  
れから快適度、例えば安心度だと病院・一般診療所の病床数、ほとんどがこれ人口当たりとい  
うことでやっておりますけど、あと、介護老人福祉施設・介護老人保険施設定員数とか、いろ  
いろございます。

それで、この住みよさランキングは、おのおのの市が持つ、今さっき申し上げましたんです  
けど、都市力を5つの観点、要するに安心度、利便性、それから快適度、富裕度、住居水準充  
実度に分類し、下に、要するに15の統計数値をここから持ってきて、偏差値を算出し、観点ご  
との部門評価及び総合評価を都市力としてランキングをしたものでございます。

これ、例えばぱっと見ていただきますと、これたまたま本巣市との比較になりますけど、安  
心度とか、快適度、それから富裕度というものは、当市のほうが、これ全市、要するに814都  
市圏の中では、本巣市を上回っているというところがございます。これ、県内の順位でいきま  
すと、本巣市は全部オール1になっています。1番になって、我々のところは、2017年は8番  
目と。それから、2016年度は7番、2015年度は6番、それから2014年度は7番、2013年度は、  
これ県内の図書館、全部連絡しましたんですけど、データがないんですよ。申しわけないん  
ですけど、これだけはちょっとできなかつたもんですから、あとのところは、県の図書館なり、  
岐阜市の図書館へ行って私も調べてきましたデータなんですけど、そのようなことで、要は、  
このランキングを算出したしましたこの15の指標というのは、私はここからが問題になってく  
ると思うんですけど、行政運営上、まちづくりを推進していくためには重要で、かつ意識をし  
なければならない指標であるというふうに私は考えておるようなわけでございます。

このランキングは、各都市の特徴の一つを示す貴重な資料であるとも考えております。です  
から、今申し上げましたように、何で本巣市が、この県内21市中、ずうっとこの4年間1位だ  
ということで、ちょっと疑問は持たれると思いますが、これは、その都市の実態を正確に評価  
していないものもあるが、ランキング結果というものは24年続いておるわけですから、この結

果というものは、まちづくりに際して、やはりこれは客観的なデータというふうに捉えていただきまして、やはりこれを真摯に受けとめていただいて、本市の課題を見詰めて、今後のまちづくりの対応をしていくことが重要であるということで、政策企画監と市長に、今後のまちづくりをしていくために、このランキングというものを見ていただきまして、どういうふうに感じられて、またどういうふうに施策を打っていかうというお考えなのか、一つお答えを願いたいと思います。

それできのう、市長から一つ、伸びるまちランキング、これダイヤモンド社がことしの1月14日に、別冊で「伸びる街&地域活力ランキング」というのを抜粋して、ちょっと市長から私いただいたわけなんですけど、きのうも市長からお話がありましたんですけど、瑞穂市は伸び代があるんだぞと。要するに、岐阜県で岐南町が6番目で、瑞穂市は15番目かというお話がありました。これも、やはりそういうことで伸び代があるんだけど、そこにはやはり政策というものが重要になってくると私は思うんですよね。ですから、ウエル、やりたいなあというだけじゃなくて、ここはもうマストで、せねばならないと、もう今がやるタイミングですよというふうな心構えを持っていただくことも大事ではないかなあということで、藤井政策企画監、市長に御答弁をいただきたいと思います。

特に政策企画監は、穂積駅拠点化構想をプロモートされておられますから、こういうまちづくりに関しましても非常に知識も豊富な方でございますから、また変わった観点からのアドバイスもいただけるということを期待しておりますけど、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいま議員御質問のランキングの結果の分析及び今後のまちづくりについて、お答えいたします。

先ほど議員から配付していただきました、この全都市住みよさランキングを見てみますと、先ほど議員から御紹介がございましたとおり、安心度と、それから快適度、富裕度については当市が上回っております。一方、利便度、それから住居水準充実度については本巢市のほうが上回っております。

ここで特に注目していただきたいのは、この総合評価に大きく寄与しているのは、利便性ではないかというふうに思います。見ていただきますと、本巢市は、2017年度は利便性が14位で、総合評価も14位。2016年を見てみますと、利便性が15位で総合評価も9位。2015年も同じように、どうもこの利便性に引っ張られているのではないかというふうに考えております。

じゃあ、この利便度というのはどんなものかといいますと、1人当たりの小売業年間商品販売額と、1人当たりの大型小売店店舗面積の2つの指標により算出されているというふうにここに書いてございます。このうちの、大型小売店店舗面積につきましては、ちょっとデータが入手できませんでしたので、正しい評価ができるかどうかわかりませんが、小売業年間商

品販売額につきましては、経済産業省による平成26年商業統計速報がございます。これによりますと、瑞穂市は414億5,500万円です。一方、本巢市は426億6,400万円となっております。また、人口で割りますので、それぞれの人口については、2015年の国勢調査によりますと、瑞穂市は5万4,364人、本巢市が3万4,010人となっております。このため、小売業年間商品販売額の差はわずかですけれども、人口で割るために、どうしても本巢市のほうに有利に働くというふうを考えられます。

また、もう一つの住居水準充実度の指標の一つである1住宅当たりの延べ床面積も、やはり地価の安い都市のほうに有利に働くのではないかというふうを考えます。しかしながら、全都市住みよさランキングを向上させるためには、小売業年間商品販売額をふやすことが必要と考えております。

そこで、今後のまちづくりとして、瑞穂市第2次総合計画に記載されている目指すべきまちの姿である「産業が活性化し、雇用の安定と市民がやりがいや充実感を感じながら働くまち」「市内外からたくさんの方が商業施設に集まる、にぎわうまち」になるよう、穂積駅周辺地域の商業活性化、幹線道路沿道の商業機能の強化、企業誘致の促進を進めることが重要と考えております。

さらに、さきの6月議会で制定されました瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、ふるさと納税の返礼品の種類増加、市内業者への入札参加機会への増加、さらには公共工事における総合評価方式を適用するなど、中小企業・小規模企業振興のため、瑞穂市の責務を果たすことも小売業年間商品販売額の増加となり、住みよさランキングの向上につながるものと考えております。

なお、議員御承知のとおり、この住みよさランキングのほかにも示されている指標がございます。それは、人口や新設住宅着工床面積など11の指標をもとに算出した成長力ランキングというものが公表されております。瑞穂市の成長力ランキングは、岐阜県内で1位で、先ほど議員から御紹介がございました814都市のうち、全国で86位となっております。このように、強みをさらに強くなるよう、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） じゃあ、市長もよろしくお願ひします。時間も迫っておりますから、コンパクトに御返答をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに、きょうも森議員さんのお話の中にありましたように、私たちのまちが何をやっていかなきゃいけないのか。やはりJR穂積駅の拠点化事業を初めとしまして、そして十七条、十八条の企業の誘致、そして国道21号線、こちらのほうが6車線完成しまして、

そこにおける店舗ですね。こちらの店舗のほうも、かなり幾社から今引き合いが来ております。

そういったところで、この6車線化に伴います店舗、そういったやはり大きく本巢市さんが有利に働いている部分、それと同時に、基本的に雇用にやはり発展していくこと、そういったことをしっかりと考えていけば、特に昨年6月からの産業等促進、こちらのほうをしっかりと力を入れていけば、当然また新しい数字が生まれてくると思っておりますので、そんなところから、目指すものを間違わないようにやっていくつもりでございますので、そういったところは、また杉原議員さんもしっかりと御理解いただいているものと思っておりますから、以上、報告といたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうも市長、ありがとうございました。

では、最後の質問でございますけど、新地方公会計制度から見えてきた本市の財政実態はということで質問をさせていただきます。

まず、この新地方公会計制度の経緯について見ますと、従来は、自治体はそれぞれ自由に採用できた方式ということで3つございまして、一つは、総務省の改訂モデル、そうしまして、我々瑞穂市が29年度まで採用しておりました基準モデル、そうしましてもう一つは、東京都方式という3つの方式がございまして、これを統一的な基準ということで一本化に変更された経緯がございます。

これは、平成27年1月に出されました統一的な基準による地方公会計の整備促進について、これが総務大臣通知を受けたもので、この通知は、原則として27年から29年の3年間の間に、地方公共団体は、先ほど言いました統一的な基準に全部統一をすると。要するに、一本化をするということでございます。財務諸表4表ということがよく言われておりますが、この4表とは、1つは、きょうも後ほど質問をさせていただきます貸借対照表。そうしまして、2つ目には、行政コスト計算書、これは企業会計原則のほうでいいますと、損益計算書（P/L）というやつですね。それから、3つ目には純資産変動計算書、それから、4つ目には資金収支計算書でございます。

そこで、今回の改正点で一番大きな改正、要するに変更点は何かといいますと、従来の単式簿記、現金主義会計から企業会計手法を導入した複式簿記、発生主義への変更でございます。そこで、例えば変わっておりますのが減価償却費の計上方法と。要するに、これは現金主義では現金支出の伴わない減価償却費は把握をしないということでございました。今後は、建物などを購入すると、使用や時の経過によって、毎年購入時よりも、その価値が減少していくのは当然でございます。したがって、この減少額を建物などの使用し得る年数、要するに耐用年数を推定し、その年度に割り当て、費用を計上するものであるということですね。

2つ目には、退職給付引当金の計上でございます。これも、現金主義では、現金の支出を伴ったときのみ退職金を支払うのに発生してございましたんですけど、今後は、要するに複式簿記になりますと、将来支払いが必要な金額が勤務期間に応じて支払われるもので、その勤務期間にわたり振り分け、毎年費用として計上すると。

そうしまして、3つ目には未収金の計上。現金主義では、その年に収納されない市税等の未収金は、資産としては把握しないというのが現金主義会計なんですよね。今後は、その年度に収納されなかった分も次年度に収入され、資産と計上するということですよ。

そして4つ目には、回収不能額の見込み額の計上ということで、過去の経験値から、どれくらいの回収不能額が発生するかということ予測を立て、その分を費用に計上するということとございます。特に大きな問題は、減価償却費の計上の仕方なんですけど、それにあわせて、固定資産台帳というものを整備しまして、固定資産台帳をもとに耐用年数を決めて、それぞれの資産の減価償却をするということとございます。

これによりまして、固定資産台帳を整備するということは、ストック情報の管理がより正確に把握できるようになると。要するに、固定資産の減価償却がどの程度進んでいったかという把握をするために、有形固定資産減価償却率、要するに、資産老朽化比率ということも算出できるわけとございますが、私、その比率を出そうと思いましたが、今回いただきました財務書類4表で、土地という勘定科目はないんですよ。この算定式には、分子に減価償却費の累計額、そして分母には、有形固定資産から土地を引いて、減価償却累計額を足して算出をするということで、土地という勘定科目がなかったものですから、ちょっと私、本市のデータを算出はできなかったんですけど、そういうことで、そういうメリットがあると。

そして、一番メリットがあるということは、統一的な基準になりましたから、ほかの地方自治体と同じ基準ですから、そういう比較ができるということですね。同じ基準ですから。これが私、非常に大きなメリットではないかなあというふうに考えているわけとございます。

そこで、前置きはさておきまして、ここでもう時間も参って参っておりますから本題に入りますが、実はこれ、企画財政課から提示されております平成27年度と28年度、これ皆さんもお持ちだと思いますけど、この連結貸借対照表をもとに二、三点、お伺いをしたいと思います。

まず一つには、総資産が27年度末には、要するに本市の総資産額は1,298億円で、28年度には956億円ということで、342億円の減額となっております。そこで問題なのは、総資産の中で、純資産が27年度末には1,108億円で、28年度末は759億円となって、349億円の減額となっております。

そこで、純資産の中でもウエートの高いインフラ資産、要するにインフラ資産といいますのは、道路、河川、そして橋、要するに都市基盤となります資産というものは、資産評価上では経済価値はないというふうに、なじまないという捉え方をしております、それを考慮いたし

ますと、27年度末は純資産が393億円、28年度は438億円となり、45億円の増額となっております。

ここで企画部長にお聞きしますが、この45億円の増の要因をお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の総資産、そして純資産の増減額要因についての御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は、45億円の増加となるその要因をというような質問と捉えておりますが、それにつきましては、インフラ資産は、国が示す基準どおり、昭和59年度以前の取得分及び開始時前の取得価格が不明なものは備忘価格1円、開始後は取得価格で評価しているところでございます。インフラ資産を除く45億円の要因としましては、主に事業用資産、主に土地とか、建物などであり、39億円の増と今回なっているところでございます。

済みません、その前の御質問は、総資産は27年度末1,298億円、そして28年度末が956億円ということで、その差額が342億円の減少となっているということでございますが、その要因についてということですが、議員御指摘のように、平成27年度までは基準モデルということでありまして、今回統一的な基準への移行に伴いまして、固定資産の再整備を行いました。大きな要因としましては、インフラ資産で昭和59年度以前の取得分及び開始時前の取得価格が不明なものは備忘価格1円として評価しており、27年末715億円、28年末321億円、その差額394億円の減少となりました。この減少が貸借対照表における固定資産の減少とともに、純資産の減少となっており、大きな要因となっているところであります。失礼しました。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今回質問の事前通告をしておりますけど、一つ皆様方に御披露しておきたい資料ということで、我々1人当たり、じゃあこの瑞穂市、27年度が5万3,599人、それから29年3月末が5万3,909人ということで、じゃあ、1人当たり瑞穂市はどれだけ純資産を持っているかということをやっぱり興味ありますよね、余りありませんかね。

要するに、27年度は、赤ちゃんからお年寄りまでなんですけど、1人当たり27年度は73万円強、28年度末は81.3万円。だから、市民の方から、瑞穂市はどのくらい個人として資産があるかとお問い合わせがあったら、そうやってお答えをしていただければということで、参考までにちょっと申し上げておきました。

そして、あと時間の関係でちょっと走りますけど、要するに、私が一番ここで関心がありますのは、28年度末に、長期延滞債権と長期貸付金で3億1,800万という金額が計上されておるんですけど、この内容をお知らせをお願いしたいと思いますんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの28年度末長期延滞債権等の件でございます。

3億1,800万円の主なものということですが、主なものとしましては、一般会計税等未収金の過年度分残高が1億5,000万円、そして、国民健康保険事業特別会計の税等未収金過年度分残高が1億4,300万円でございます、この2つが主なものでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 過年度分というお話なんですけど、これは滞留債権で、これは每期毎期大体これは発生するものなんですかね、過年度。私、ちょっとこら辺、会計学的なことがちょっとわからないんですけど、一般会計で1億5,000万、それから国民健康保険でも1億何ぼとあるんですけど、この過年度の債権というのはどういう意味なんですか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 一般的に、例えばことしですと、29年度賦課しまして、29年度未納分は現年分ということでございますが、翌年以降繰り越していきますので、税ですと例えば5年間とか、国保税も一緒ですが、5年間ずっと未収金について次の年、次の年へ送っていくわけですね。古いものは過年度分ということでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） まだ時間があれば、20分ぐらい欲しいんですけど、ちょっとそこまで時間が無いものですから、3分ということでございますもので、私は今回何を言いたいかといいますと、国保の明細もお聞きしたいんですけど、要はこの資料を見ていただきまして、確かに4表は出ております。私は、今回貸借対照表に焦点を絞ったということはどういうことかといいますと、これを単年度だけでホームページのところに出していただいても、その勘定科目のその残高の内容ということがコメントしていないんですよ。ですから、やはり一般の市民、誰しもそうなんですけど、今の3億1,800万の長期滞留債権があると言われたって、内容を知りたいですわね。

だから、そういうことを、せっかくこういう立派な冊子もつくっていただきますし、それからホームページ上も記載されておられますから、特に貸借対照表といいますのは、要するに、一時点の資産の状況をあらわすのが貸借対照表なんです。ですから、これは会計年度末、我々のところでいったら、事業年度末、例えば3月31日現在、残高が何ぼかということなんです。それは単年度だけじゃなくて、私もほかの地方自治体の財務諸表4表をいろいろ見せていただきましたら、やはり連続、要するに3期、4期は必要ないんですけど、必要はあるんですけど、そこまではスペース上の問題とか、物理的な問題であれんですけど、やはり2年間くら

いは対比して出していただきまして、この金額、要するに増減のコメント、これはどういう理由でふえたとか、そういうことをやはり表示をするということは、私は必要じゃないかなあと。民間の上場会社の営業報告書を見ましても必ず書いてございます、大きなやつは。あとは備考欄にも出ております。株主から追求されますから。当然、私は、それは義務だと思います。

ですから、そういう意味で、今後、確かにこれ立派な書類ではございますけど、ここに金額の、要するに増減の主な理由が書いていないもんですから、そこら辺を書いていただきまして、立派な資料になるんじゃないかなあとということで、そこら辺を前向きに検討していただけるかどうかということ、最後のお答えをしていただきまして、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員御指摘のように、平成27年度決算まで基準モデルということで、初めて今回28年度決算ということで、統一基準ということで表を作成させていただいたところでございます。

そういったこともありまして、議員御指摘のそういったコメントの追加とか、増減理由、そういったできる範囲のことを見直しして検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 杉原さん、もう時間になりました。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。終わりです。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

続きまして、11番 清水治君の発言を許します。

清水治君。

○11番（清水 治君） 議席番号11番、瑞清クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2日間にわたり、一般質問も私で最後でございます。皆さん、お疲れとは思いますが、最後までもう少しおつき合いをお願いしたいと思います。また、傍聴席の皆さんも、本当に最後まで傍聴いただきありがとうございます。

今回の質問事項は、市道の安全管理についてと、市道の認定に関する基準についてと、古橋地域の水路整備計画のその後の経過について、そして西地域と中地域のまちづくりの構想について、以上の項目について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

これよりは質問席にて質問をいたします。

それでは、初めに市道の安全管理について質問をいたします。

最近、道路・施設の破損による車両の物損事故がたびたび起きており、市が損害賠償を支払うという事例が議会に報告されております。こういった事故の原因としましては、道路の陥没やでこぼこ、わだちや路肩の破損などが考えられます。その対応策として、市が危険箇所を全

てチェックし、修繕できればいいのですが、それは体制的にも不可能なことなのではないかと思ひます。現状は、市民からの通報を受け、それにより現地確認の上、修繕を行っているのがほとんどではないかと思ひます。

市のホームページにも、道路施設が破損していたら都市管理課まで御連絡くださいとあります。平成26年の3月議会において、補正予算で計上されました道路ストック総点検業務について質問いたしました。そのときの答弁では、道路のストック総点検とは、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後急速に老朽化になることを踏まえ、国民生活や経済の基本であるインフラの機能が的確に維持されるよう点検を行い、第三者被害を未然に防ぐことを目的とし、適切な点検による現状確認と、その結果に基づいた的確な修繕を実施し、長寿命化計画に基づく戦略的な維持管理に移行していくものであり、市内の1級・2級路線におけるアスファルト舗装について、専用の機械を用いて、ひび割れ、わだち、断面のこぼこなどを計測し、その区画の評価を総点検実施要綱に基づき行い、その評価結果に基づき、中・長期修繕計画の作成を行ったり、道路の附属物、照明等標識、道路反射鏡などの老朽化による危険度の点検を行い、その結果に基づき修繕計画の作成を行うことにより、状況を確認し、事故の抑制につなげると思ひていますとのことでした。

今回、平成30年度予算に、社会資本整備総合交付金事業として、この道路ストック総点検による道路補修事業が計上されております。

そこで質問します。

今まで行われた調査の結果が、道路破損による事故防止につながる効果的な調査になったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まずもって、今議会の初日にも、市道の瑕疵によりまして自動車の事故を起こしたということで、大変被害者の方には申しわけなく思っております。

ただいまの御質問でございますが、道路ストック総点検事業としまして、平成26年度に市内の1級路線、30路線あります。それから2級路線、20路線ございます。これら道路の約60キロにつきまして、路面性状調査及び舗装修繕計画の策定、あわせて道路附属物点検を実施いたしました。内容としましては、ただいま議員が御紹介されたようなことでございます。

それでは、その調査が効果的な調査となっているかというような御質問でした。

先ほど説明されました1・2級路線におきましては、策定しました中期舗装修繕計画により毎年費用を平準化し、計画的に舗装修繕を実施している状況にあり、事故防止につながっていると思われまひます。その中期舗装修繕計画ですが、交通量等による道路の経年劣化状況も変わってきますので、今後も定期的に見直しを行う予定でおります。また、幹線道路を含めて全ての道路につきましては、全線約500キロほどございますが、シルバー人材センターにより毎週道

路パトロールを実施しており、道路や道路附属物破損の早期発見、その場で対応できるものにつきましても、その場で即時対応して、事故の未然防止に努めている状況でございます。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 前も専決処分の報告で、この道路破損による事故だけではなく、道路の附属物の落下や、グレーチングによる車両の損壊事故などもありましたが、この調査による道路の附属物、こういったものもやっぱり調査されておると思うんですけども、そういった効果も生かされているかどうかを教えてくださいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 道路附属物の落下等に関する事故に関してですが、最近の専決処分の報告をさせていただいている中では、道路横断グレーチングの固定がされていなかったものや、舗装が一部破損している状況で事故につながったものもありましたが、道路附属物点検を実施した平成26年度以降は、街路灯や標識、カーブミラーなどの道路附属物の倒壊等が原因での事故はなく、点検は効果が上がったと思います。

また、今後も定期的な点検が必要であるため、計画的に道路附属物の総点検を実施する予定でございます。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 市内の道路状況を全て把握することは極めて困難とは思いますが、この道路施設の不備による事故は本当に命にかかわることがありますので、行政としては、できる限り対策を講じておかなければならないと思います。事故防止に効果的な調査であるならば、優先順位をつけて今後も取り組んでいただき、道路の破損をいち早く発見し、事故防止に努めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、市道認定に関する基準についてお尋ねをいたします。

市道認定に関する基準に、市道として認定する道路で、第3条第2項に、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受けた開発事業であって、同法第32条の規定による公共施設の管理の協議により、市が同意をし、公共施設の管理引き継ぎが完了している道路とあります。この同法第32条による事前協議においては、宅地開発事業における道路、水路等の構造等の技術基準では、市内において行われる宅地を目的とした開発事業を対象に、次に掲げる行政指導について必要な事項を定めたものであります。

瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱に規定する公共施設等計画協議において、同要綱第7条第2項に規定する公共施設の構造等の技術基準による行政指導の中で、道路について、交通安全施設として交通事故防止のために必要があるときは、防護柵、照明施設、道路標

識、道路表示などの設置の指導を行うこととなっていると思います。安全上の観点から、防犯灯の設置が必要であると指導されたときは、おおむね50メートル置きに、電柱共架式40ワットナトリウムランプを設置するものとし、ただし、電柱がないなどのやむを得ない事情があるときは、支柱設置式によるものとするとなっております。

最近、開発行為による認定道路には、この防犯灯がないところがありますが、どのような協議を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員がおっしゃっていただいたように、都市計画法の第32条の協議の中で、宅地開発事業における道路、水路等の構造等の技術基準に基づきまして、奥行きがおおむね50メートルの開発道路について、防犯灯を設置していただくよう指導をしております。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 最近開発されたところを見させていただきますと、防犯灯がないとか、そういったのが結構あると思うんです。

また、新設道路の交差点部分の安全を確保するためのカーブミラー、以前はこういったカーブミラーの指導もあったと思うんですけど、最近はどういう指導をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 開発によります新しい道路の交差点部におけるカーブミラーの設置については、設置箇所としては宅地開発区域外でございまして、また周辺の宅地化状況や通過車両交通量など、地区や場所により異なっているため、一概に宅地開発業者に設置を依頼するのではなく、将来的にこれら周辺が、一層宅地化が進み、地元自治会が必要となった際には、要望に応じて市にて設置する方針を考えています。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 以前は、この防犯灯や消火栓も設置をお願いしていたと思うんですけども、宅地開発事業における道路、水路などの構造等は、決められた基準によって協議されると思いますが、この交通安全施設、防犯灯とか、こういったものは、現地を確認していただいて、必要かどうかという協議をされると思うんですけども、これは市民生活の安心・安全に直結することですから、しっかり協議をしていただいて、行政指導されることをお願いしておきたいなあというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、古橋地域の水路整備計画について、その後の経過について質問をいたします。

今まで議会の一般質問にて、古橋地域の水路の内水氾濫について質問をしてきましたが、その後、水路の整備計画に基づく調査とか、また並行して宝江川改修促進期成同盟会による県土木事務所への宝江川改修の要望活動も行っていただいておりますが、これがなかなか進んでいないというのが現実だと思います。このままでは、雨が降るたびに、住民の方は水路の内水氾濫の心配ばかりされることとなりますが、今後そういった整備、この水路の整備を進めていくのかをお尋ねしたいなあというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まずもって、3月1日に宝江川改修促進期成同盟会の要望活動を清水議員にも御同行いただきまして、岐阜土木事務所、大垣土木事務所に要望活動を行ったところでございます。

昨年度は、安八町、瑞穂市長と両首長で行ったところを、さらに強力に県のほうへ要望するという意味で、議長さん、それから産業建設の両市町の委員長さんにも御同行いただき、さらに両地区の県議会議員のお二人にも御同行していただいたというところでございます。

今年度行っております古橋排水路の詳細設計業務において、いわゆる西用水と言われる水路の流下能力を確保するための改修計画を行い、あわせて下流域への対策を検討し、安八町と協議を行い、今後の整備方針を立てております。

その内容としましては、宝江川を起点とした上流約320メートルの地点から上流区間を優先的に整備し、その地点の下流側付近に調節池を設け、一時的に雨水を貯留させて、一旦ここに水をためてから、一気に下流に流下しないように対策を講じることを計画しております。下流に当たる宝江川の河川改修時期がまだ未定であることから、この改修を始める地点から宝江川までの排水路は現状のままとし、下流への負担を増大させないようにする計画としております。事態によりましては、木曾川上流河川事務所が所有しています水害対策用排水ポンプ車の支援を要請、配備することによって、直接揖斐川へ排出させること等も念頭に入れ、下流の排水路や宝江川への負担軽減を図ることも考えております。

豪雨時には、取水堰の堰板が全て撤去できていないところもございまして、排水路の流下能力を低下させているというようなこともございますので、巻き上げ式のゲート化により、迅速な対応ができるような対策も行っていくようにしたいと考えております。

また、中宮地区からの排水が流入することにより、西用水の流下能力をさらに妨げていることから、下流部へ合流させるような排水系統を変更することで、西用水上流部への負担を軽減させることも検討しています。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 今回も、治水対策やら水害についてということで、ほかの議員さんからも古橋地域のことはかなり質問をされていますので、それだけ注目されているかなあというふうには思うんですけども、確かにこの地域だけの整備を行って、安八町さんのほうに迷惑をかけてもいかんということで、そういった調節池も含めて、今後整備を考えていただきたいなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、西地域と中地域のまちづくり構想について質問をいたします。

今3月議会に、都市計画マスタープランの改定が出されました。それによりますと、西地域と中地域の地域づくりの前提条件として、東海環状自動車道（仮称）大野神戸インターチェンジへのアクセスとしての主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスの整備が欠かせません。中地域の地域づくりの方針として、幹線道路の沿道などにおいて、生活に身近な商業・サービス・医療・福祉施設などの集積を促し、生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全による農業の振興と一段の工場の操業環境を維持するため、必要な都市計画制度の検討を行い、また西地域の地域づくりの方針として、将来、東海環状自動車道（仮称）大野神戸インターに近接するという地域性と、アクセス道路であるこの主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスの整備に伴う交通条件を生かし、産業の集積を図り、巣南庁舎周辺において、公共・公益施設や生活に身近な商業・サービス・医療・福祉施設の集積を図り、西部の拠点としてふさわしい地域生活拠点の形成を図りますと明示されております。そのためにも、この主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスの整備は、早急に進める必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、この美江寺から出ています田之上・屋井線より西側の整備に関する計画の現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 岐阜・巣南・大野線バイパスは、重里地内の県道、市道が交わる信号交差点から森地内の県道田之上・屋井線までの延長約640メートルが事業化され、現在は県道田之上・屋井線の拡幅工事を行っているところでございます。

田之上・屋井線から西側の整備につきましては、現在事業中の区間の完成時期のめどが立った段階で、この先線のルート検討を行うというふうに県からは聞いておるところでございます。市としましても、岐阜・巣南・大野線整備促進期成同盟会や市から県への要望活動を通じて、一日も早いバイパスの完成を要望してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） この地域は、都市計画区域外の準都市計画区域に現在指定されております。この準都市計画区域に指定されますと、都市計画区域と同様、一定の開発・建築制限を受け、用途地域など、きめ細やかな土地利用ルールを活用も可能になると思います。ただし、

都市計画区域と異なり、市街地整備事業や都市計画施設、地区計画は定めることはできません。

準都市計画区域内において、この用途地域の指定がない場合、普通、特定用途制限地域の指定を行うことができることになっておりますが、今後そういった考えはどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま御紹介のありました特定用途制限区域につきましては、先ほどからありますように、岐阜・巣南・大野線の沿道、それから現在十七条、十八条あたりの企業誘致といったところも含めまして、その計画にそぐわない建物が建たないように、それから特定用途制限地域の指定を検討してまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水君。

○11番（清水 治君） このもとになっているのは、主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスの整備ですね。これが進まない現状において、この地域を準都市計画区域の指定を行った意味が、全然僕はないと思うんですね。

この西地域と中地域の地域づくりの方針を実現するためにも、早急に整備をしていただく必要があると思いますので、県に強く要望していただくようお願いをしまして、私の一般質問は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、11番の清水治君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。2日間、御苦労さまでございました。

また、傍聴の方々、最後までまことにありがとうございました。

散会 午後5時34分